



学生便覧

Handbook for Students of
Ochanomizu University

1979

お茶の水女子大学





目 次

I 学則並びに学内諸規程			
1 学 則	1	4 顧問教官	91
2 学部規程	10	5 課外活動	91
3 学部履修規程	14	6 学生教育研究災害傷害保険制度	96
学科課程	17	7 学生会館	97
4 大学院規則	42	8 保健管理センター	98
5 学位規則	59	9 奨 学 金	101
6 臨海実験所規程(抄)	66	10 学資貸付金	106
7 食物化学研究所規程(抄)	66	11 就職・アルバイト	107
8 学生準則	66	12 財団法人学徒援護会について	108
9 学生委員会規程	68	13 授業料免除等	109
10 学寮委員会規程	69	14 宿 舎	112
11 学生会館規則	70	15 下宿・貸間等	114
12 学生会館運営委員会規程	71	16 食 堂	115
13 学生会館使用細則	72	17 学 生 証	119
14 保健管理センター規程	74	18 通学証明書・学割証	120
15 保健管理センター運営委員会規程	75	19 在学証明書	121
II 大学事務機構図	78	20 休学・退学・他大学への転学	121
III 履修上の手続について	80	21 身上の異動について	122
IV 図書館の利用について	86	22 諸手続一覧	123
V 学生生活関係		VI 教育職員免許状について	124
1 厚生補導機構	89	VII 学芸員(博物館)の資格の取得について	132
2 学 生 部	90	VIII 志賀高原体育運動場施設	133
3 補導委員	90	IX 館山野外教育施設	134
		附 1 校歌・学生歌	137
		2 大学主要建物・施設	142
		3 教室・研究室等案内図	143



1. 学 則

第1章 総 則

第1節 目 的

第1条 本学は、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究し、知的、道徳的及び応用的能力を養い、もって社会の諸分野における有為にして教養高き女子を養成し、併せて文化の進展に寄与することを目的とする。

第2節 構成及び学生定員

第2条 本学に次の学部を置く。
文教育学部 理 学 部 家 政 学 部
2 学部の構成及び学生定員は、次表のとおりとする

学 部	学 科	入学定員	総 定 員
文教育学部	哲 学 科	20人	80人
	史 学 科	20人	80人
	地 理 学 科	20人	78人
	国 文 学 科	30人	120人
	外 国 文 学 科	45人	175人
	教 育 学 科	62人	243人
	計	197人	776人

I 学則並びに学内諸規程

学 部	学 科	入学定員	総 定 員
理 学 部	数 学 科	20人	80人
	物 理 学 科	20人	80人
	化 学 科	20人	80人
	生 物 学 科	25人	100人
	計	85人	340人
家 政 学 部	児 童 学 科	30人	120人
	食 物 学 科	30人	115人
	被 服 学 科	30人	120人
	家 庭 経 営 学 科	25人	100人
	家 庭 科 教 員 養 成 計	10人	40人
	計	125人	495人
合 計		407人	1,611人

第 2 条の 2 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する規程は、別にこれを定める。

第 3 条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規程は、別にこれを定める。

第 3 条の 2 本学に女性文化資料館を置く。

2 女性文化資料館に関する規程は、別にこれを定める。

第 4 条 文教育学部に次の附属学校を置く。

附属高等学校 附属中学校

附属小学校 附属幼稚園

2 附属学校に関する規程は、別にこれを定める。

第 4 条の 2 理学部に臨海実験所を置く。

2 臨海実験所に関する規程は、別にこれを定める。

第 4 条の 3 家政学部に食物化学研究施設を置く。

2 食物化学研究施設に関する規程は、別にこれを定める。

第 3 節 職員組織及び職務

第 5 条 本学の職員組織は、国立学校設置法施行規則の定めるところによる。

第 6 条 職員の職務に関しては、学校教育法その他法令の定めるところによる。

2 各学部長は、その学部に関する事項を掌理する。

3 附属図書館長は、附属図書館に関する事項を掌理する。

4 附属学校の長は、その附属学校に関する事項を掌理する。

第 4 節 会 議

第 7 条 本学に評議会を置く。

2 評議会に関する規程は、別にこれを定める。

第 8 条 各学部に教授会を置く。

2 教授会に関する規程は、別にこれを定める。

第 9 条 本学に委員会を置くことができる。

2 各委員会に関する規程は、別にこれを定める。

第 2 章 学部 通 則

第 1 節 修業年限、課程及び履修方法

第 10 条 各学部修業年限は、4年とする。

2 在学期間は、8年を超えることができない。

第 11 条 本学の学科課程は、一般教育課程、外国語課程、専門課程及び保健体育とし、学科目及びその単位数は、各学部規程の定めるところによる。

第 12 条 学生は、在学中に次の単位を修得しなければならない。

一般教育科目36単位以上、外国語科目8単位以上、専門科目76単位以上、保健体育科目4単位以上、合計124単位以上

第 13 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

第 13 条の 2 学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法施行規則に定める科目の単位を修得しなければならない。

第 14 条 履修方法、単位の修得、試験等に関する細則は、各学部履修規程の定めるところによる。

第 2 節 卒業及び学士称号

第 15 条 学部に4年以上在学し、定められた科目及び単位数を履修した者は、卒業者としてこれに卒業証書を授与する。

2 転学者及び編入学者の学業については、別にこれを定める。

第 16 条 卒業者は、次の区別に従って学士と称することができる。

文教育学部 哲学科・史学科・地理学科・文学士
国文学科・外国文学科

教育学科 教育学士
理学部 理学士
家政学部 家政学士

第 3 節 学年、学期及び休業日

第 17 条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第 18 条 学年を分けて次の二学期とする。

前 学 期 4月1日より10月10日まで

後 学 期 10月11日より翌年3月31日まで

第 19 条 学年中の定期休業日を次の通りとする。
一 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

二 創立記念日 11月29日

三 日 曜 日

四 春季休業 4月1日より4月7日まで

- 五 夏季休業 7月11日より9月8日まで
 六 冬季休業 12月25日より翌年1月10日まで

第4節 入学、退学、休学、転学及び編入学

第20条 入学の時期は、毎学年の始めより30日以内とする。

第21条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- 一 高等学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外によりこれに相当する学校教育を受けた者
- 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
- 四 文部大臣の指定した者
- 五 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

六 その他本学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者

第21条の2 本学への入学を志願する者は、入学願書に調査書その他所定の書類及び検定料を添えて願

出なければならない。

第22条 学長は、前条の入学志願者について、別に定めるところにより選考の上、当該学部教授会の議を経て、合格者を決定する。

第23条 前条の規定による合格者は、所定の期日までに、宣誓書その他所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者（第38条の規定により入学料の免除を申請した者を含む。）に入学を許可する。

第24条 次の各号の一に該当する者は、第22条の規定にかかわらず入学を許可することがある。

- 一 一学部を卒えた者で更に他の学部又は同一学部の他の学科に入学を志願する者
- 二 退学した者で更に同一の学部に入學を志願する者
- 三 他の大学の学部を卒えた者

第25条 退学を希望する者は、その理由を具して学長に願ひ出て許可を受けなければならない。

第26条 一度退学した者が再入学を願ひ出た場合は審査の上これを許可することがある。

第27条 次の各号の一に該当する者は、当該学部教授会の議を経て、学長が除籍する。

- 一 授業料の納付を怠り督促してもなお納付しない者
- 二 第10条第2項に定める在学年限を超えた者
- 三 次条第3項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

四 長期間にわたり行方不明の者

2 入学料の免除を申請した者で、免除を許可されなかった場合又は半額免除を許可された場合であつて、納付すべき入学料の全額又は半額を所定の期日までに納付しないときは、学長は、これを除籍する。

第28条 病気その他の事由により引き続き2ヶ月以上修学することができないときは、事由を具して学長に願ひ出てその許可を得て休学することができる。

2 休学の期間は、その学年末までとする。ただし、特別の事情があるときは引き続き休学を願ひ出ることができる。

3 休学は、通算して4年を超えてはならない。

4 休学期間は、在学期間に数えない。

5 休学期間中にその事由がやんだときは、学長の許可を得て出席することができる。

第29条 他の大学から本学に転学を志望する者があるときは、収容力のある限り審査の上入学させることができる。

2 前項の場合、入学願書には、現に在学する大学の学長の承認書を添えなければならない。

第30条 本学から他の大学に転学しようとする者は、学長の承認を得なければならない。

第31条 編入学を志願する者があるときは、第29条を準用する。

第5節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

第32条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の定めるところによる。

第33条 削除

第34条 授業料は、年額の2分の1ずつを、次の2期にわけて納めなければならない。

前期 4月中

後期 10月中

第35条 寄宿料は、毎月その月の20日までに納めなければならない。

第36条 退学の許可を得た者の授業料は、その者が在学していた期までの分を納めなければならない。

第37条 一度納めた検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、どのような場合でもこれを返さない。

第 38 条 本学に入学者であって、特別な事情により納付が著しく困難であると認められる者で、学長に願ひ出たときは、入学料の全額又は半額を免除することがある。

2 入学料の免除に関する規程は、別に定める。

第 39 条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又はその他やむを得ない事情があると認められる者で、当該学部を経て学長に願ひ出たときは、授業料及び寄宿料の全部若しくは一部を免除し、又は授業料の徴収を猶予（月割分納による徴収の猶予を含む。以下同じ。）することがある。

2 授業料及び寄宿料の免除及び徴収の猶予に関する規程は、別に定める。

第 40 条 休学の許可を得た者の授業料は、月割計算により休学当月の翌月から復学当月の前月までの分を免除する。

第 41 条 停学を命ぜられた期間中の授業料は、これを徴収する。

第 6 節 聴講生、委託生、研究生、私学 研修員、公立大学研修員、受託研 究員及び外国人学生

第 42 条 本学の定める課程の一部を選んで聴講しよう

とする者があるときは、学生の学習を妨げない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

第 43 条 教育委員会、学校その他の公共機関から授業及び研究指導の委託出願があるときは、学生の学習を妨げない場合に限り、選考の上、委託生として入学を許可することがある。

第 44 条 特定事項に関する研究に従事することを希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

第 44 条の 2 私立学校又は公立大学の教職員について、所定の手続きを経て研修員の申し出があるときは、選考の上、私学研修員又は公立大学研修員として受入れを許可することがある。

第 44 条の 3 民間会社等から現職技術者が特定事項に関する研究に従事することについて委託受入の申込があるときは、選考の上、受託研究員として受入れを許可することがある。

第 45 条 外国人で入学しようとする者があるときは、選考の上、外国人学生として入学を許可することがある。

第 46 条 聴講生、委託生、研究生、私学研修員、公立

本学の使命に反するものと認められたとき、学生委員会の議を経て学長が団体の活動の制限停止又は解散を命ずることができる。

2 前項の学生準則は、別にこれを定める。

第 51 条 前 2 条の処分に対して関係者より相当の理由を附して異議の申し出があったときは、評議会の議を経て学長は、適当な措置をすることができる。

第 9 節 厚生保健並びに課外活動施設

第 52 条 本学に寄宿舎を附設し、学生の勉学及び生活の指導に資する。

2 寄宿舎に関する規程は、別にこれを定める。

第 53 条 本学に保健管理センターを置く。

2 保健管理センターに関する規程は、別にこれを定める。

第 54 条 本学に学生会館を附設する。

2 学生会館に関する規程は、別にこれを定める。

附 則

1 この改正は、昭和 25 年 12 月 20 日よりこれを施行する。

2 削 除

3 削 除

4 この改正は、昭和 26 年 5 月 21 日よりこれを施行する。

5 昭和 26 年度以前の入学者に対する第 11 条ないし第 13

大学研修員、受託研究員及び外国人学生に関する規程は、別にこれを定める。

第 7 節 公開講座及び通信教育

第 47 条 公開講座及び通信教育は、社会人の教養を高めるため適時これを行う。

2 公開講座及び通信教育に関する規程は、別にこれを定める。

第 8 節 賞 罰

第 48 条 学生が学業その他の活動において優れた成績を挙げたときは、教授会の議を経て学長は、これを表彰することがある。

第 49 条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、当該学部教授会及び評議会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 1 性行不良で改善の見込みがない者
- 2 正当な理由がなくて出席常でない者
- 3 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第 50 条 学生団体の活動が学生準則に違反し、その他

条の適用は、新旧規程を勘案して適宜これを定める。

6 第34条に定める授業料は、昭和26年以前の入学者に対しては、なお従前の額による。

7 この改正は、昭和27年10月8日よりこれを施行し、4月1日より適用する。

8 この改正は、昭和28年4月15日より施行する。

9 この改正は、昭和29年12月22日より施行する。

10 この改正は、昭和31年4月1日より施行する。

11 この改正は、昭和33年5月25日より施行する。

12 この改正は、昭和35年4月10日より施行する。

13 この改正は、昭和36年3月8日より施行する。

附 則 (昭和38年4月評議会決定)

1 この改正は、昭和38年4月1日から施行する。

2 第34条に定める授業料は、昭和37年度以前の入学者に対しては、なお従前の額による。

3 昭和38年4月1日以降、転学、編入学又は再入学した者に係る授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則 (昭和39年4月評議会決定)

この改正は、昭和39年4月22日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則 (昭和39年12月評議会決定)

この改正は、昭和39年12月23日から施行する。

附 則 (昭和41年4月評議会決定)

1 この改正は、昭和41年4月6日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

2 第32条の改正規定は、昭和42年度以降入学する者の選抜から適用する。

附 則 (昭和41年9月評議会決定)

この改正は、昭和41年9月21日から施行する。

附 則 (昭和45年5月評議会決定)

この改正は、昭和45年5月13日から施行する。

附 則 (昭和46年3月評議会決定)

この改正は、昭和46年3月4日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則

1 この学則は、昭和47年6月14日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

2 第34条の規定にかかわらず、昭和47年度入学者についての同年度にかかわる授業料の年額は24,000円(前期6,000円、後期18,000円)とする。

3 昭和46年度以前の入学者についての授業料は、なお従前の額による。

4 昭和47年4月以降、転学、編入学又は再入学した者に

にかかわる授業料の額は、当該者の属する年次の在学者にかかわる額と同額とする。

5 第32条、第33条の改正規定は、昭和48年度以降入学する者の選抜及び入学者から適用する。

附 則

この学則は、昭和47年6月14日から施行し、昭和47年5月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和48年5月2日から施行し、昭和48年3月31日から適用する。ただし、文教育学専攻科課程は、昭和48年3月31日に当該課程に在学するものが当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、昭和48年5月2日から施行し、昭和48年4月30日から適用する。

附 則

この改正は、昭和50年4月23日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、昭和51年6月23日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、昭和51年9月28日から施行し、昭和51年9月8日から適用する。

附 則

1 この規則は、昭和52年9月28日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。ただし、改正後の第13条の2の規定は、昭和51年4月1日から適用する。

2 文教育学部文学科は、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、昭和52年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、改正後の第16条中「国文学科・外国文学科」とあるのは「文学科」と読み替えるものとする。

3 改正後の第2条第2項の表文教育学部の項中、国文学科、外国文学科及び計の総定員並びに同表中合計の総定員には、昭和54年度までの間、文教育学部文学科の定員を含むものとする。

附 則

この規則は、昭和53年4月26日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

2. 学 部 規 程

文教育学部規程

第1節 学科、講座及び学生定員

第1条 本学部に次の学科及び講座を置く。

哲 学 科

- 第1講座 哲 学
- 第2講座 倫 理 学
- 第3講座 美 学
- 第4講座 社会哲学

史 学 科

- 第1講座 日本古代中世史学
- 第2講座 日本近世近代史学
- 第3講座 東 洋 史 学
- 第4講座 西 洋 史 学

地理学科

- 第1講座 人文地理学
- 第2講座 自然地理学
- 第3講座 地 誌 学

国文学科

- 第1講座 古代国文学
 - 第2講座 中・近世国文学
 - 第3講座 近代国文学
 - 第4講座 国 語 学
- 外国文学科
- 中国文学・中国語学
 - 第1講座 中国文学
 - 第2講座 中国語学
- 英文学・英語学
- 第1講座 英 文 学
 - 第2講座 米 文 学
 - 第3講座 英 語 学
- 仏文学・仏語学
- 第1講座 仏文学・仏語

独文学・独語

教育学科

- 教育学専攻
- 第1講座 教育学・教育史
- 第2講座 教育心理学
- 第3講座 発達心理学

- 第4講座 視聴覚教育
- 第5講座 教育社会学・教育行政
- 第6講座 教育課程・教育方法
- 第7講座 社会教育学

表現体育学専攻

- 第1講座 舞踊教育学
- 第2講座 遊 戯 学
- 第3講座 動 作 学

音楽教育学専攻

- 第1講座 音 楽 学
- 第2講座 演 奏 学

第2条 本学部の学生定員は、次の通りである。

学科別	毎年度入学定員	計
哲 学 科	20人	80人
史 学 科	20人	80人
地 理 学 科	20人	78人
国 文 学 科	30人	120人
外 国 文 学 科	45人	175人

(中国文学・中国語学10人、英文学・英語学30人、
仏文学・仏語学5人)

教育学科 62人 243人
(教育学専攻35人 表現体育学専攻15人、音楽

教育学専攻12人)

計 197人 776人

第2節 学科課程及び履修単位

第3条 本学部における学科課程は、別に示す。

第4条 本学部の履修に関する規程は、別にこれを定める。

理 学 部 規 程

第1節 学科、講座及び学生定員

第1条 本学部に次の学科及び講座を置く。

数 学 科

- 第1講座 古典解析学
- 第2講座 近代解析学
- 第3講座 代 数 学
- 第4講座 幾 何 学
- 第5講座 応 用 数 学

物 理 学 科

- 第1講座 力 学
- 第2講座 電 磁 気 学
- 第3講座 量 子 力 学
- 第4講座 核 物 理 学
- 第5講座 物 性 物 理 学

化 学 科

- 第1講座 物理化学
- 第2講座 無機化学
- 第3講座 有機化学
- 第4講座 生物化学
- 第5講座 分析化学

生物学科

- 第1講座 動物形態学
- 第2講座 動物生理学
- 第3講座 植物形態学
- 第4講座 植物生理学
- 第5講座 遺 伝 学
- 第6講座 細胞生物学

第2条 本学部の学生定員は、次の通りである。

学科別	毎年度入学定員	計
数 学 科	20人	80人
物 理 学 科	20人	80人
化 学 科	20人	80人
生 物 学 科	25人	100人
計	85人	340人

第2節 学科課程及び履修単位

第3条 本学部における学科課程は、別に示す。

第4条 本学部の履修に関する規程は、別にこれを定める。

家政学部規程

第1節 学科、講座及び学生定員

第1条 本学部に次の学科及び講座を置く。

児童学科

- 第1講座 児童教養
- 第2講座 児童保健
- 第3講座 児童福祉
- 第4講座 幼児保育

食物学科

- 第1講座 栄 養 学
- 第2講座 食 品 学
- 第3講座 食品貯蔵学
- 第4講座 調 理 学

被服学科

- 第1講座 被服材料学
- 第2講座 被服整理・染色化学

第3講座 被服構成学

第4講座 被服美学

家庭経営学科

- 第1講座 家政学原論
- 第2講座 家庭経済学
- 第3講座 家族関係学

第2条 本学部の学生定員は、次の通りである。

学科別	毎年度入学定員	計
児 童 学 科	30人	120人
食 物 学 科	30人	115人
被 服 学 科	30人	120人
家庭経営学科 家庭科教員 養成課程	25人 10人	100人 40人
計	125人	495人

第2節 学科課程及び履修単位

第3条 本学部における学科課程は、別に示す。

第4条 本学部の履修に関する規程は、別にこれを定める。

附 則

- 1 この改正は、昭和25年12月20日よりこれを施行する。
- 2 この改正は、昭和29年4月1日よりこれを施行する。
- 3 この改正は、昭和36年10月25日よりこれを施行する。

附 則（昭和40年7月評議会決定）

この改正は、昭和40年4月1日から適用する。

附 則（昭和41年1月評議会決定）

この改正は、昭和41年4月6日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則（昭和42年2月評議会決定）

この改正は、昭和42年2月27日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則（昭和42年10月評議会決定）

この改正は、昭和42年10月11日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則（昭和43年3月評議会決定）

この改正は、昭和43年3月27日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、昭和44年5月16日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和45年6月24日評議会決定）

この改正は、昭和45年6月24日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。ただし、昭和44年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（昭和47年6月14日評議会決定）

この規程は、昭和47年6月14日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和51年6月23日評議会決定）

この規程は、昭和51年6月23日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年6月18日評議会決定）

1 この規程は、昭和52年6月18日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

2 改正後のお茶の水女子大学文教育学部規程第2条中国文学科及び外国文学科の計には、昭和54年度までの間、文教育学部文学科の定員を含むものとする。

附 則（昭和53年4月26日評議会決定）

この規程は、昭和53年4月26日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

3. 学部履修規程

学科課程・学科目・単位

第1条 授業科目を分けて一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、基礎教育科目及び専門教育科目とする。

第2条 一般教育科目は、人文・社会・自然の3分野及び総合科目に分けられる。

第3条 基礎教育科目は、専門教育の基礎となる授業科目である。

第4条 外国語科目は、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語及び中国語であって、必修科目又は選択科目として指定される。

第5条 保健体育科目は必修とする。

第6条 専門教育科目は、各学科又はそれに準ずる専攻別において、さらに専攻科目及び関連科目に分けられる。

第7条 専攻科目は、必修科目又は選択科目として指定される。

第8条 関連科目は、専攻科目の基礎となる科目又はきわめて関連の深い科目であって、必修科目又は選択科目として指定される。

第9条 自由選択科目は外国語科目、基礎教育科目及び専門教育科目の中から選択して修得する。

第10条 教育職員免許状の取得を希望するものは、必要な教職教育科目を修得しなければならない。

2 教職教育科目に関する専門科目は自由選択科目に含めることができる。

第10条の2 学芸員(博物館)の資格の取得を希望するものは、博物館に関する科目を修得しなければならない。

2 博物館に関する専門科目は、自由選択科目に含めることができる。

第11条 一つの授業科目を履修した学生には、試験の上、単位が与えられる。

各授業科目に対する単位は、次の基準に従って定められる。

講 義	毎週1時間15週を	1単位
演 習	毎週2時間15週を	1単位
実験・実習	毎週3時間15週を	1単位

卒業論文・特別研究（又はそれに準ずるもの）・校外実習・教育実習等は、別に定める基準による。

第12条 卒業するためには、別表1に従って授業科目を修得し、その単位数が124以上でなければならない。

第13条 各学部における授業科目の種類及び単位数は、

別表2「学科課程」のとおりである。

第14条 一般教育科目は、人文・社会・自然の3分野及び総合科目の授業科目について36単位以上を修得しなければならない。ただし人文・社会・自然の3分野はそれぞれ最低8単位以上を修得するものとする。

第15条 一般教育科目について修得すべき単位数のうち12単位までを、外国語科目、又は基礎教育科目についての単位で代えることができる。ただし外国語科目について代えることのできる単位数は、4単位までとする。

履修科目の届出

第16条 学生は、履修しようとする科目をそれぞれその開講の始めに学部事務部へ届け出て、担当教官の許可を得なければならない。届出の手續・期間は、別に定める。履修科目を取消しようとするものは、別に定める期間内に届け出なければならない。

第17条 学生がある科目について、聴講のみを希望する場合は、担当教官の許可を得なければならない。

成績評価・試験

第18条 成績の評価は、その科目を修了したときに行う。ただし、1年を越えて連続する科目にあっては、少なくとも1年毎に成績の評価を行う。

第 19 条 評価は、原則として試験（論文・報告等を含む）、平常の成績及び出席状況を総合して決定する。

定期試験は、各学期毎に行うのを原則とする。

第 20 条 成績の評価は、A・B・C・Dの4種類とする。A・B・Cの評価を得たものは、それぞれの科目について定められた単位が与えられる。

学生の取得した単位は、その評価とともに記録にとどめる。

第 21 条 病気その他正当な理由で試験を受けることができなかったものに対しては、別に定める手続きによって追試験を行う。

追試験を受けようとするものは、追試験願を学部事務部へ提出しなければならない。

附 則

この改正は、昭和36年10月25日から施行する。

附 則（昭和40年7月評議会決定）

この改正は、昭和40年4月1日から適用する。

附 則（昭和42年6月評議会決定）

この改正は、昭和42年6月14日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則（昭和42年10月評議会決定）

この改正は、昭和42年10月11日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則（昭和43年1月評議会決定）

この改正は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年6月24日評議会決定）

この改正は、昭和45年6月24日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。ただし、昭和44年度以前の入学者について、なお、従前の例による。

附 則（昭和46年3月評議会決定）

この改正は、昭和46年3月4日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（昭和47年1月評議会決定）

この改正は、昭和47年1月12日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和48年1月評議会決定）

この改正は、昭和48年1月24日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和51年6月23日評議会決定）

この改正は、昭和51年6月23日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年2月23日評議会決定）

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、第10条の2の規定は、昭和51年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和52年6月18日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

別 表 1 （第12条関係）

学 部	科 目 別 学 科 別	一 般 教 育 科 目	外 国 語 科 目	保 健 体 育 科 目	専 門 教 育 科 目					合 計		
					専 攻 科 目		関 連 科 目		自 由 選 択 科 目			
					必 修	選 択	必 修	選 択				
文 教 育 学 部	哲 学 科	36	8	4	48	8	0	0	20	76	124	
	史 学 科	36	8	4	24	32	0	0	20	76	124	
	地 理 学 科	36	8	4	50	10	0	0	16	76	124	
	国 文 学 科	36	8	4	32	24	0	4	16	76	124	
	外 国 文 学 科	中国文学・中国語学	36	8	4	30	18	0	8	20	76	124
		英文学・英語学	36	8	4	40	12	0	4	20	76	124
		仏文学・仏語学	36	8	4	34	16	0	6	20	76	124
	教 育 学 科	教育学専攻	36	8	4	48	10	0	0	18	76	124
		表現体育学専攻	36	8	4	38	16	4	0	18	76	124
		音楽教育学専攻	36	8	4	24	26	0	0	26	76	124
理 学 部	数 学 科	36	8	4	35	25	0	0	16	76	124	
	物 理 学 科	36	8	4	34	16	0	6	20	76	124	
	化 学 科	36	8	4	38	4	4	4	26	76	124	
	生 物 学 科	36	8	4	30	16	0	10	20	76	124	
	家 児 童 学 科	36	8	4	32	18	0	6	20	76	124	
	政 食 物 学 科	36	8	4	43	11	0	6	16	76	124	
	学 被 服 学 科	36	8	4	24	26	0	6	20	76	124	
部 家 庭 経 営 学 科	36	8	4	34	18	0	6	18	76	124		

注) 地理学科の専攻科目選択10は、専攻科目（選択）及び関連科目（選択）の開設科目の中から10単位を選択することが出来る。

別 表 2 （第13条関係）

学 科 課 程

(下記表の中、備考欄のローマ数字は、
適当と思われる履修年次を示したもの)

◎A 一般教育科目・外国語科目・保健体育科目・
基礎教育科目及び留学生特別科目

科 目	単 位	備 考
a 一般教育科目	36	
人 文		下記科目から8単位以上
哲 学	4	
倫 理 学	2	
論 理 学	2	
心 理 学	4	
宗 教 学	4	
文 学 I	4	
文 学 II	4	
国 語	4	
芸 術 学	4	
音 楽	4	

社 法 政 経 社 歴 文 地 家 国 婦 生	会	その	I	4	下記科目から8単位以上 (日本国憲法総論2,各論2) (民法を主とするもの)
	学	その	II	4	
	学		学	4	
	治		学	4	
	済		学	4	
	会		学	4	
	史		学	4	
	人	類	学	2	
	理	学	学	4	
	関	係	学	2	
	問	題	論	2	
文	化		2		

自 然 数 数 物 化 生 生 地 学 統 統 環 電 子 計 算 機 講 義 ・ 実 習 物 理 学 実 験	然	A	2	下記科目から8単位以上
	学	B	2	
	学	学	4	
	理	学	4	
	学	A	2	
	物	B	2	
	学	物	2	
	天	象	2	
	文	物	2	
	質	学	2	
	地	I	2	
	学	II	2	
	境	学	2	
	計	科	2	
	統	実	2	
環	験	1		

総合科目 8

b 外国語科目 8 下記科目から1か国語必修

英 ド フ ロ 中	語 語 語 語 語	語 語 語 語 語		
c	保健体育科目		4	
d	基礎教育科目			
	基礎数学	A	2	
		B	2	
		C	2	
		D	2	
		E	2	
		F	2	
		G	2	
	基礎物理学	A	2	
		B	2	
		C	2	
		D	2	
	基礎化学	A	2	
		B	2	
		C	2	
		D	2	
	基礎生物学	A	2	
		B	2	
		C	2	
		D	2	

基礎教育科目中、学科によっては☆印を付して、一般教育科目自然分野の科目に特定される場合がある。各学科専門科目表を参照のこと。

e	留学生特別科目		
	日本語	8	
	日本事情	10	

◎B 専門科目
専攻科目・関連科目
— 文教育学部 —

哲学科			
	第1講座	哲学	
	第2講座	倫理学	
	第3講座	美学	
	第4講座	社会哲学	

哲学専攻			
●専攻科目(必修)	20		
哲学概論	4	この中から3科目選択	
倫理学概論	4		
美学概論	4		
社会哲学概論	4		
卒業論文作成	8		

●専攻科目(選択必修)	28		
西洋古代中世哲学史	4	この中から2科目選択	
西洋近代哲学史	4		
哲学特殊講義 I	4	この中から2科目選択	
同 II	4		
同 III	4		

哲学講義演習 I	4	この中から3科目選択
同 II	4	
同 III	4	
同 IV	4	
同 V	4	

●専攻科目(選択)	8	
倫理思想史	4	この中から2科目選択
美術思想史	4	
社会思想史	4	
ギリシャ語(初級)	4	
ギリシャ語(上級)	4	
ラテン語(初級)	4	この中から2科目選択
ラテン語(上級)	4	
●自由選択科目	20	

倫理学専攻			
●専攻科目(必修)	20		
(科目は哲学専攻と同じ)			
●専攻科目(選択必修)	28		
東洋倫理思想史	4	この中から2科目選択	
西洋倫理思想史	4		
日本倫理思想史	4	この中から2科目選択	
倫理学特殊講義 I	4		
同 II	4		
同 III	4	この中から2科目選択	
倫理学講義演習 I	4		
同 II	4		

同	III	4
同	IV	4
●専攻科目(選択) 8		
西洋哲学史		4
美術史		4
社会思想史		4
ギリシャ語(初級)		4
ギリシャ語(上級)		4
ラテン語(初級)		4
ラテン語(上級)		4
●自由選択科目 20		
美学専攻		
●専攻科目(必修) 20 (科目は哲学専攻と同じ)		
●専攻科目(選択必修) 28		
東洋美術史		4
西洋美術史		4
美学・美術史特殊講義 I		4
同	II	4
同	III	4
同	IV	4
美学・美術史講義演習 I		4
同	II	4
同	III	4
同	IV	4

この中から3科目選択

この中から2科目選択

●専攻科目(選択) 8		
西洋哲学史		4
倫理思想史		4
社会思想史		4
音楽美学		4
●自由選択科目 20		
社会哲学専攻		
●専攻科目(必修) 20 (科目は哲学専攻と同じ)		
●専攻科目(選択必修) 28		
社会哲学特殊講義 I		4
同	II	4
同	III	4
同	IV	4
社会哲学講義演習 I		4
同	II	4
同	III	4
同	IV	4
社会思想史		4
社会調査		4
●専攻科目(選択) 8		
西洋哲学史		4
経済史		4
経済理論		4
政治理論		4
政治社会学		4
●自由選択科目 20		

この中から3科目選択

この中から2科目選択

史学科

第1講座	日本古代中世史学
第2講座	日本近世近代史学
第3講座	東洋史学
第4講座	西洋史学
●専攻科目(必修) 24	
史学概論	4
日本史概説(1)	2
同(2)	2
東洋史概説(1)	2
同(2)	2
西洋史概説(1)	2
同(2)	2
卒業論文作成	8
●専攻科目(選択) 32	
日本史講義講読(1)	2
同(2)	2
東洋史講義講読(1)	2
同(2)	2
西洋史講義講読(1)	2
同(2)	2
日本史特殊講義(A)	4
同(B)	4
同(C)	4
同(D)	4
東洋史特殊講義(A)	4
同(B)	4
同(C)	4
同(D)	4
西洋史特殊講義(A)	4
同(B)	4

同	(C)	4
同	(D)	4
日本史学演習(A)		2
同(B)		2
同(C)		2
東洋史学演習(A)		2
同(B)		2
同(C)		2
西洋史学演習(A)		2
同(B)		2
同(C)		2
古文書学		4
考古学通論		4
史蹟調査		2
●自由選択科目 20		

[注意]

- (1) 日本史史料講読、東洋史史料講読、西洋史史料講読のうち、4科目8単位以上を必ず選択すること。
- (2) 日本史学専攻のものは、日本史学演習(A)、(B)、(C)のうち、2科目4単位以上を必ず選択すること。
- (3) 東洋史学専攻のものは、東洋史学演習(A)、(B)、(C)のうち、2科目4単位以上を必ず選択すること。
- (4) 西洋史学専攻のものは、西洋史学演習(A)、(B)、(C)のうち、2科目4単位以上を必ず選択すること。

地理学科

第1講座	人文地理学
第2講座	自然地理学
第3講座	地誌学
●専攻科目(必修) 40	
地理学概論	2
地理学概説	2
経済地理学 I	4

集落地理学	2
地形学	4
地質学	4
気候学 I	4
地図学講義演習	4
日本地誌 I	4
地理学演習 IV	2
卒業論文作成	8
●専攻科目(選択必修)	10
外国地誌 I	4
同 II	4
同 III	4
地理学演習 I	2
同 II	2
同 III	2
地理学巡検	4
●専攻科目(選択)	10 (関連科目「選択」も含めて)
文化地理学	2
歴史地理学	2
経済地理学 II	4
都市地理学	2
交通地理学	2
陸水海洋学	2
土壌地理学	2
植物地理学	2
気候学 II	2
写真地理学	2

この中から 4
この中から 4
この中から 2

日本地誌 II	2
外国地誌 I	4
同 II	4
同 III	4
地理学演習 I	2
同 II	2
同 III	2
自然地理学実験	2
地理調査法	2
計量地理学	2
地理学特殊講義 I	2
同 II	2
同 III	2
同 IV	2
同 V	2
地理学巡検	4
●関連科目(選択)	10
経済調査史	4
社会調査	4
日本史概説	4
東洋史概説	4
西洋史概説	4
考古学通論	4
気象学	2
地球物理学	2
地球化学	2
地生学 I	2
電子計算機	2
●自由選択科目	16

国文学科

第1講座	古代国文学
第2講座	中・近世国文学
第3講座	近代国文学
第4講座	国語学

●専攻科目(必修)	32
上古中古日本文学史	4
中世日本文学史	4
近世日本文学史	4
近代日本文学史	4
国語学概論	4
国語法概説	4
卒業論文作成	8
●専攻科目(選択)	24
国文学講義講読(1)	4
同(2)	4
同(3)	4
同(4)	4
同(5)	4
国文学講義演習(1)	4
同(2)	4
同(3)	4
同(4)	4
同(5)	4
国文学特殊講義(1)	4
同(2)	4
同(3)	4
同(4)	4

国文学特殊講義(5)	4
同(6)	4
同(7)	4
国語史概説	4
国語表現法	4
国語学講義演習(1)	4
同(2)	4
国語学特殊講義(1)	4
同(2)	4

ただし、上記選択科目24単位の中に講義演習8単位以上を含めること。

●関連科目(選択)	4
中国文芸思想史	4
中国文学講義講読	4
中国文学史 I	4
同 II	4
日本史概説(1)	2
同(2)	2
英文学概論	4
●自由選択科目	16

外国文学科 中国文学・中国語学

第1講座	中国文学
第2講座	中国語学

●専攻科目(必修)	30
中国語学演習 I	2
同 II	2

同	III	2
中国文芸思想史		4
中国文学史 I		4
同	II	4
中国文学講義演習		4
卒業論文作成		8
●専攻科目(選択)		18
中国文学演習		2
中国文学講義講読 I		4
同	II	4
同	III	4
中国文学特殊講義		4
中国語学演習		2
中国語学講義講読 I		4
同	II	4
中国語学特殊講義		2
中国語学概論		4
●関連科目(選択)		8
国文学, 国語学, 言語学, 東洋史学に関する科目中から選択		
●自由選択科目		20
外国文学科 英文学・英語学		
第1講座	英文学	4
第2講座	米文学	4
第3講座	英語学	4
●専攻科目(必修)		40
英文学演習 I		2

英文学演習 II		2
同 III		2
同 IV		2
同 V		2
同 VI		2
同 VII		2
同 VIII		2
英語学概論		4
英文学史 I		4
同 II		4
英文法演習		2
英作文演習 I		2
卒業論文作成		8
●専攻科目(選択)		12
英作文演習 II		2
同 III		2
英語音声学		2
英文学概論		4
アメリカ文学史		4
英文学特殊講義 I		4
同 II		4
同 III		4
同 IV		4
英語学特殊講義		4
同	II	4
英会話演習 I		2
同	II	2

英語学専攻者は専門科目(選択)の英語学特殊講義IIをこれに代えることができる

●関連科目(選択)		4
言語学概論		4
ギリシヤ語		4
ラテン語		4
英米事情		4
独文学演習		2
仏文学演習		2
●自由選択科目		20

外国文学科 仏文学・仏語学
第1講座 仏文学・仏語

●専攻科目(必修)		34
フランス語演習 I		2
同 II		2
同 III		2
同 IV		2
同 V		2
仏文学演習 I		2
同 II		2
仏文学講義演習		4
仏語学講義演習		4
仏文学史		4
卒業論文作成		8
●専攻科目(選択)		16
仏文学演習 III		2
同 IV		2
同 V		2
仏会話演習 I		2

同	II	2
仏文学特殊講義 I		4
同	II	4
同	III	4
仏語学概論		4
仏語学特殊講義		4
フランス文明 I		2
同	II	2
フランス事情 I		2
同	II	2
仏作文演習		2
●関連科目(選択)		6
言語学概論		4
ギリシヤ語		4
ラテン語		4
英文学演習		2
独文学演習		2

●自由選択科目 20
教育学科 教育学専攻

第1講座	教育学・教育史
第2講座	教育心理学
第3講座	発達心理学
第4講座	視聴覚教育
第5講座	教育社会学・教育行政
第6講座	教育課程・教育方法
第7講座	社会教育学

●専攻科目(必修)	24
(教育学科共通)	
教育学概論	4
教育史概説	4
教育心理概論	4
教育社会学概論	4
卒業論文作成	8

●専攻科目(選択必修)	24
A 教育学専修	
教育哲学概論	4
教育哲学特殊講義	2
教育哲学講義演習	4
教育史特殊講義	2
教育史講義演習	4
教育社会学特殊講義	2
教育社会学講義演習	4
教育行政概論	4
教育行政特殊講義	2
教育行政講義演習	4
教育課程特殊講義	2
教育課程講義演習	4
教育方法概論	4
教育方法特殊講義	2
教育方法講義演習	4
学校教育概論	4
社会教育学概論	4
社会教育学講義演習	4

下記のA・Bに分れ、それぞれ講義演習8単位を含む16単位を必修

博物館学概論	4
博物館実習Ⅰ	1
博物館実習Ⅱ	2
B 教育心理学専修	
教育心理特殊講義	2
教育心理講義演習	4
発達心理概論	4
発達心理特殊講義	2
発達心理講義演習	4
視聴覚教育概論	4
視聴覚教育特殊講義	2
視聴覚教育講義演習	4
人格心理学	4
心理学実験Ⅰ	4
同Ⅱ	4
教育測定学	4

●専攻科目(選択)

教育学特講Ⅰ	2
同Ⅱ	2
同Ⅲ	2
同Ⅳ	2
同Ⅴ	2
同Ⅵ	2
同Ⅶ	2
同Ⅷ	2
心理学特講Ⅰ	2

選択必修及び下記の中から10単位を選択

同Ⅱ	2
同Ⅲ	2
同Ⅳ	2
同Ⅴ	2
同Ⅵ	2
同Ⅶ	2
同Ⅷ	2
社会教育方法論	2
社会教育行政論	2
社会心理学	2

●自由選択科目 18

教育学科 表現体育学専攻

第1講座	舞踊教育学
第2講座	遊戯学
第3講座	動作学

●専攻科目(必修)	30
体育原理	4
(体育管理を含む)	
舞踊原論	4
(舞踊史を含む)	
遊戯学概論	2
舞踊教育学概論	2
動作学概論	2
舞踊学実習Ⅰ	2
同Ⅱ	2

同Ⅲ	2
同Ⅳ	2
卒業論文作成	8

●専攻科目(選択必修)	8
運動学実習Ⅰ	2
同Ⅱ	2
同Ⅲ	2
舞踊学特別実習Ⅰ	2
同Ⅱ	2

●専攻科目(選択)	16
体育心理学	4
(測定・評価を含む)	
運動生理学	2
解剖学	2
舞踊学特講	2
運動学特講	2

(体力論, 運動学学習論, トレーニング論)

舞踊伴奏法Ⅰ	2
同Ⅱ	2
舞踊教育学実験・演習	2
遊戯学実験・演習	2
動作学実験	2
運動美学	2
運動傷害と救急看護	2
病理学	2
学校保健・保健学	4
(衛生学を含む)	

体育社会学	2
(舞蹈社会学を含む)	
体育史	2
●関連科目(必修)	
教育学概論	4
●自由選択科目	18

教育学科 音楽教育学専攻

第1講座 音楽学
第2講座 演奏学

●専攻科目(必修)	24
ピアノ I	2
声楽 I	2
ソルフェージュ	2
和声理論	2
西洋音楽史概説	4
音楽学演習	2
音楽教育学演習	2
卒業論文作成	8
●専攻科目(選択)	26
ピアノ II A	1
同 II B	1
同 III A	1
同 III B	1
同 IV A	1
同 IV B	1

声楽 II A	1
同 II B	1
同 III A	1
同 III B	1
同 IV A	1
同 IV B	1
同 奏 I	1
同 II	1
同 III	1
同 IV	1
同 唱 I	1
同 II	1
同 III	1
同 IV	1
指揮法 I	2
音楽理論	4
音楽理論特講 I	4
同 II	2
音楽美学	4
音楽美学特講 I	4
同 II	2
音楽史特講 I	4
同 II	2
日本音楽史	2
東洋音楽史	2
民族音楽理論	4
民族音楽学	4
民族音楽学特講	4

音楽教育史概説	4
音楽教育学特講 I	4
同 II	2
対位法	2
音楽形式法	2
音楽社会学	2
音楽心理学	2
音声生理学	2
器楽演奏学	4
器楽演奏学特講 I	4
同 II	2
声楽演奏学	4
声楽演奏学特講 I	4
同 II	2
卒業演奏	4
●自由選択科目	26

学部共通科目

※1 法学特講 I	4
※2 同 II	4
※3 政治学特講	4
※4 経済学特講 I	4
※5 同 II	4
※6 社会学特講 I	4
※7 同 II	4
言語学概論	4

ギリシャ語(初級)	4
ギリシャ語(上級)	4
ラテン語(初級)	4
ラテン語(上級)	4
独文学演習	2
仏文学演習	2
特別外国語	4

註 前記※印の科目は、教職課程における免許教科「社会」での教科に関する専門科目のうち下記の科目に相当する。

- ※1……法学
- ※2……法学又は社会学
- ※3……法学又は政治学
- ※4……経済学
- ※5……〃
- ※6……社会学
- ※7……〃

教職共通科目

英会話・英作文 I	2
同 II	2
書道	2
幼・小体育実技	2
ピアノ V	1
同 V	1
合唱 V	1
合奏 V	1
指揮法 II	1

— 理学部 —

●基礎教育科目

基礎数学	A	2
同	B	2
同	C	2
同	D	2
同	E	2
同	F	2
同	G	2
基礎物理学	A	2
同	B	2
同	C	2
同	D	2
基礎化学	A	2
同	B	2
同	C	2
同	D	2
基礎生物学	A	2
同	B	2
同	C	2
同	D	2
●理学部共通科目		
天文学		2
地球物理学		2
気象学		2
超高層物理学		2

電子計算機	2
物理学基礎実験	1
化学基礎実験	1
生物学基礎実験	1

数学科

第1講座	古典解析学	学
第2講座	近代解析学	学
第3講座	代数学	学
第4講座	幾何学	学
第5講座	応用数学	学

●基礎教育科目

基礎数学	F	2
同	G	2
基礎物理学	A☆	2
同	B	2
同	C	2
同	D☆	2
基礎化学	A☆	2
同	B	2
同	C	2
同	D☆	2
基礎生物学	A☆	2
同	B☆	2
同	C	2
同	D	2

●専攻科目(必修)

☆印のついた科目は一般教育科目自然分野の科目とする。

35

線形代数	数学	4 (I)
同	微積分学	2 (I)
同	微積分学 I 習	4 (I)
同	微積分学 II 習	2 (I)
同	代数学序論	4 (II)
同	代数学序論	2 (II)
同	幾何学序論	1 (II)
同	幾何学序論	2 (II)
同	位相空間論	1 (II)
同	位相空間論	2 (II)
同	関数論 I 究	1 (II)
同	関数論 I 究	2 (III)
同	関数論 I 究	6 (IV)

●専攻科目(選択)

第一選択	25
微分方程式論 I	6 下記の単位中から選択
代数学 I	2 (III)
幾何学 I	2 (III)
積分学 I	2 (III)
関数論 I	2 (III)
第二選択	2 (III)
関数論 I 演習	19 下記及び第一選択の単位中から選択
関数論 II	1
関数論 II	2
関数論 II	2
微分方程式論 II	2
代数学 II	2

幾何学 II	2
確率論	2
数理統計学	2
応用解析学	2
応用数学	2
電子計算機	2
プログラミング言語と実習	2
解析学統論 I	2
同	II 2
同	III 2
同	IV 2
同	V 2
代数学統論 I	2
同	II 2
同	III 2
同	IV 2
同	V 2
幾何学統論 I	2
同	II 2
同	III 2
同	IV 2
同	V 2
数学特殊講義 I	2
同	II 2
同	III 2
同	IV 2
同	V 2
物理学の諸科目	

●自由選択科目 16

物理学科	第1講座	力学
	第2講座	電磁気学
	第3講座	量子力学
	第4講座	核物理学
	第5講座	物性物理学

●基礎教育科目 ☆印のついた科目は一般教育科目自然分野の科目とする。

基礎数学	A	☆	2
同	B	☆	2
同	C		2
同	D		2
同	E		2
同	F		2
同	G		2
基礎物理学	A	☆	2
同	D	☆	2
基礎化学	A	☆	2
同	B		2
同	C		2
同	D		2
基礎生物学	A	☆	2
同	B		2
同	C		2
同	D		2

●専攻科目(必修) 34

物理学	I	2 (II)
同	II	2 (II)
力学	I	2 (I)

同	II	2 (I)
同	III	2 (II)
電磁気学	I	2 (I)
同	II	2 (II)
熱力学及び統計力学	I	2 (III)
同	II	2 (III)
量子力学	I	2 (II)
同	II	2 (III)
物理学実験	I	2 (II)
同	II	2 (III)
物理学輪講		2 (III)
特別研究		6 (IV)

●専攻科目(選択) 16 下記の単位中から選択

物理数学	III	2
物理数学基礎演習	I	1
同	II	1
物理数学I演習	I	1
同	II	1
数値解析		2
電子計算機		2
プログラミング言語と実習		2
連続体物理学		2
力学I演習	I	1
同	II	1
電磁気学	III	2
電磁気学I演習		1
同	II	1
量子力学	III	2
量子力学I演習		1

第2講座	無機化学
第3講座	有機化学
第4講座	生物化学
第5講座	分析化学

●基礎教育科目

基礎数学	A	☆	2
同	B	☆	2
同	C		2
同	D		2
同	E		2
同	F		2
同	G		2
基礎物理学	A	☆	2
同	D	☆	2
基礎化学	A		2
同	B		2
同	C		2
同	D		2
基礎生物学	A		2
同	B		2
同	C		2
同	D		2

☆印のついた科目は一般教育科目自然分野の科目とする。

●専攻科目(必修) 38

基本化学実験	1 (I)
物理化学I	4 (II)
分析化学I	2 (II)

※印のついた科目は専門教育科目とする。

同	II	演習	1
流体物理学			2
光学			2
原子物理学			2
素粒子物理学			2
原子核物理学	I		2
同	II		2
物性物理学	I		2
同	II		2
物理実験学	I		2
同	II		2
物理学特別講義	I		2
同	II		2
同	III		2
同	IV		2
同	V		2
物理学史			2
天文学			2
地球物理学			2
気象学			2
超高層物理学			2

●関連科目(選択) 6

化学基礎実験	1
生物学基礎実験	1
理学部他学科の諸科目	

●自由選択科目 20

化学科	第1講座	物理化学
-----	------	------

有機化学 I	4 (II)
無機化学 I	4 (II, III)
生物化学 I	4 (II, III)
構造化学	2 (III)
機化学実験	1 (I)
分析化学実験	2 (II)
物理化学実験	2 (III)
有機化学実験	2 (II)
生物化学実験	2 (III)
化学演習	2 (IV)
特別研究	6 (IV)
●専攻科目(選択)	4 下記の単位中から選択
分析化学 II	2 (II)
物理化学 II	4 (II, III)
有機化学 II	4 (III)
無機化学 II	2 (III)
生物化学 II	4 (III)
●関連科目(必修)	4
基礎物理学 B※	2
同 C※	2
●関連科目(選択)	4 下記の単位中から選択
物理学基礎実験	1
生物学基礎実験	1
理学部他学科の諸科目	
●自由選択科目	26
高分子化学	2

放射化学	2
機器分析学	2
錯塩化学	2
地球化学	2
有機化学反応論	2
生体反応論	2
応用化学	2
物理化学特別講義	2
無機化学特別講義	2
分析化学特別講義	2
有機化学特別講義	2
生物化学特別講義	2
構造化学特別講義	2
基本化学演習 I	1
同 II	1
結晶化学	2
生物物理化学	2
量子化学	2
化学特別講義 I	2
同 II	2
同 III	2

生物学科	第1講座	動物形態学
	第2講座	動物生理学
	第3講座	植物形態学
	第4講座	植物生理学
	第5講座	遺伝学
	第6講座	細胞生物学

●基礎教育科目		☆印のついた科目は一般教育科目自然分野の科目とする。
基礎数学 A☆	2	
同 B☆	2	
同 C	2	
同 D	2	
同 E	2	
同 F	2	
同 G	2	
基礎物理学 A☆	2	
同 B	2	
同 C	2	
同 D	2	
基礎化学 A☆	2	
同 B	2	
同 C	2	
同 D	2	
●専攻科目(必修)	30	
必修 I	24 (講義16, 演習2, 特別研究6)	
系統学	2 (I)	
生理化学	2 (I)	
植物形態学	2 (II)	
遺伝学	2 (II)	
細胞生物学 I	2 (II)	
同 II	2 (III)	
発生理学	2 (III)	
動物生理学 I	2 (III)	
生物学演習	2 (IV)	

特別研究	6 (IV)
必修 II	6 (実習6)下記の単位中から
系統学実習	1 (I) 選択
植物形態学実習	1 (II)
遺伝学実習	1 (II)
細胞生物学実習	1 (II)
発生理学実習	1 (III)
動物生理学実習	1 (III)
生理化学実習 I	1 (III)
同 II	1 (III)
機器取扱法	1 (IV)
臨海実習 I	1 (II)
同 II	1 (III)
同 III	1 (IV)
野外実習	1 (I~IV)
●専攻科目(選択)	16
植物生理学 I	2
同 II	2
動物生理学 II	2
細胞遺伝学	2
集団遺伝学	2
生態学 I	2
同 II	2
生物学史	2
動物形態学特別講義 I	2
同 II	2
動物生理学特別講義 I	2
同 II	2

植物形態学特別講義 I	2
同 II	2
植物生理学特別講義 I	2
同 II	2
遺伝学特別講義 I	2
同 II	2
細胞生物学特別講義 I	2
同 II	2
生物学特別講義 I	2
同 II	2
同 III	2

●関連科目(選択) 10

理学部他学科の諸科目
 理学部共通科目
 地理学科の専攻科目

●自由選択科目 20 (特に指定せず)

— 家政学部 —

児童学科 第1講座	児童教養
第2講座	児童保健
第3講座	児童福祉
第4講座	幼児保育

●専攻科目(必修) 34

児童学入門	2
児童学演習 I (児童集団)	2

児童発達	6
児童社会	6
児童学実験演習	5
保育実習	2
保育学演習	2
児童学演習 II (自主ゼミ)	3
卒業論文	6
●専攻科目(選択必修) 16	
児童福祉(教育法学)	4
児童臨床学 I (臨床心理の諸問題)	4
同 II (児童神経学の諸問題)	4
同 III (言語臨床学の諸問題)	4
比較発達学(学習心理を含む)	4
保育学 I (保育発達学)	4
保育学 II (児童文化 I)	4
人間関係学(家族関係を含む)	4
保育特別実習	4
臨床基礎実習	6
児童文化 II (児童音楽)	4
児童文化 III (児童図工)	4
保育技術	4
児童学総合研究	6
青年心理	2
児童統計学	2
家庭教育学	2
社会福祉	2
集団力学	2
脳神経生理学	2

精神検査・心理療法	2
児童精神医学	2
小児病学	2
小児栄養学	2
身体養護論	2
児童学特殊講義	6

●関連科目(選択必修) 6

家政学部共通科目中から選択

●自由選択科目 20

食物学科 第1講座	栄養学
第2講座	食品学
第3講座	食品貯蔵学
第4講座	調理学

●基礎教育科目

☆印のついた科目は一般教育科目自然分野の科目とする。

基礎数学 A☆	2
同 B☆	2
同 C	2
同 D	2
同 E	2
同 F	2
同 G	2
基礎物理学 A☆	2
同 B	2
同 C	2
同 D☆	2
基礎物理学実験	1

基礎化学 A☆	2
同 B	2
同 C	2
同 D☆	2
基礎生物学 A☆	2
同 B☆	2
同 C	2
同 D	2

●専攻科目(必修)

栄養学	2 (Ⅲ後)
栄養生化学	2 (Ⅲ前)
栄養生理学	2 (Ⅲ前)
食品化学	2 (Ⅱ後)
食品有機化学	2 (Ⅱ前)
食品化学	2 (Ⅲ前)
食品加工貯蔵学	2 (Ⅲ後)
調理学 I	2 (Ⅱ後)
調理学 II	2 (Ⅲ前)
生物化学	2 (Ⅱ後)
有機化学	2 (Ⅰ後)
食品物性論	2 (Ⅲ前)
食品衛生学	2 (Ⅲ後)
栄養学実験	2 (Ⅲ前)
食品学実験	2 (Ⅲ前)
調理学実験実習 I	1 (Ⅱ前)
調理学実験実習 II	2 (Ⅲ後)

基礎化学実験	1 (Ⅱ後)
食物学基礎実験	1 (Ⅱ後)
調理学実習Ⅰ	2 (Ⅲ)
卒業論文	6 (Ⅳ)
●専攻科目(選択必修)	11
特殊栄養学	2 (Ⅲ後)
食品微生物学	2 (Ⅲ後)
食品物理化学	2 (Ⅲ後)
調理学実習Ⅱ	2 (Ⅱ前)
調理学実習Ⅱ	2 (Ⅲ後Ⅳ前)
食事計画論	2 (Ⅲ前)
食糧政策	2 (Ⅱ後)
食物史	2 (Ⅱ後)
食物研究方法	2 (Ⅲ後)
食物学特殊講義	2 (Ⅲ後)
食物学演習	2 (Ⅳ)
食物学輪講	2 (Ⅳ)
応用統計学	2 (Ⅲ前)
応用統計学演習	1 (Ⅲ前)

●関連科目(選択必修) 6
家政学部共通科目中より選択

●自由選択科目 16

被服学科	第1講座	被服材料学
	第2講座	被服整理・染色化学
	第3講座	被服構成学
	第4講座	被服美学

●基礎教育科目

基礎数学	A☆	2
同	B☆	2
同	C	2
同	D	2
同	E	2
同	F	2
同	G	2
基礎物理学	A☆	2
同	B	2
同	C	2
同	D☆	2
基礎物理学実験		1
基礎化学	A☆	2
同	B	2
同	C	2
同	D☆	2
基礎生物学	A	2
同	B	2
同	C	2
同	D	2

●専攻科目(必修) 24

学科共通必修		18
被服材料・機構学概論	2 (Ⅰ前)	
染色・整理学概論	2 (Ⅰ後)	
被服構成学Ⅰ	2 (Ⅰ後)	
被服構成学Ⅱ	2 (Ⅱ後)	
服飾美学概論	4 (Ⅰ)	
卒業論文	6 (Ⅳ)	

☆印のついた科目は一般教育科目自然分野の科目とする。

●学科共通専攻科目 (選択必修) 6 (下記8科目中から6単位以上を選択)

被服材料学	2 (Ⅱ後)
被服整理学Ⅰ	2 (Ⅱ前)
被服材料・機構学実験	1 (Ⅱ前)
染色・整理学実験	1 (Ⅱ後)
被服構成学実験実習Ⅰ	2 (Ⅱ)
被服構成学実験実習Ⅱ	2 (Ⅲ)
西洋服飾史概説Ⅰ	2 (Ⅱ前)
西洋服飾史概説Ⅱ	2 (Ⅱ後)

●学科共通専攻科目(選択)

応用統計学	2 (Ⅲ前)
応用統計学演習	1 (Ⅲ後)
被服学特殊講義	4

被服科学専攻

●専攻科目(選択必修) 26

被服機構学	2 (Ⅱ前)
被服衛生学	2 (Ⅱ前)
繊維物理学	2 (Ⅲ前)
繊維化学Ⅰ	2 (Ⅲ前)
繊維化学Ⅱ	2 (Ⅲ後)
被服整理学Ⅱ	2 (Ⅲ前)
染色化学	2 (Ⅱ後)
応用物理化学	2 (Ⅲ後)
基礎化学実験	2 (Ⅱ)
被服材料学実験Ⅰ	1 (Ⅲ前)
同Ⅱ	1 (Ⅲ後)
被服機構学実験	1 (Ⅲ後)

染色化学実験Ⅰ	1 (Ⅲ前)
同Ⅱ	1 (Ⅲ後)
被服整理学実験	1 (Ⅲ後)
被服科学演習Ⅰ	1 (Ⅲ前)
同Ⅱ	1 (Ⅲ後)
同Ⅲ	1 (Ⅲ後)
同Ⅳ	1 (Ⅳ後)
同Ⅴ	1 (Ⅳ前)
同Ⅵ	1 (Ⅲ前)
同Ⅶ	1 (Ⅳ後)
同Ⅷ	1 (Ⅳ前)
被服科学輪講	2 (Ⅳ)

被服構成学・被服美学専攻

●専攻科目(選択必修) 26

被服構成学実験実習Ⅲ	2 (Ⅲ)
被服構成学特講Ⅰ	2 (ⅢⅣ前)
同Ⅱ	2 (ⅢⅣ前)
被服構成学演習Ⅰ	2 (Ⅲ)
同Ⅱ	2 (Ⅳ)
被服構成計画	2 (Ⅲ後)
被服図学	2 (ⅢⅣ後)
被服機構学	2 (Ⅱ前)
被服衛生学	2 (Ⅱ前)
服飾意匠実習	2 (Ⅰ)
日本服飾史概説	4 (Ⅱ)
服飾美学演習Ⅰ	2 (Ⅲ)
同Ⅱ	2 (Ⅳ)
同Ⅲ	2 (Ⅲ)

同	IV	2 (IV)
服飾美学特講	4 (IV)	
服飾史特講	4 (IV)	
美学特講	4 (III)	

●関連科目(選択必修) 6 (下記の家政学部共通科目の中から6単位を選択)

家政学原論	2 (I)
児童学概論	2 (I)
食物学概論	2 (I)
家庭経営学概論	2 (I)
住居学概論	2 (II)
家庭看護学	2 (III)

●自由選択科目 20

家庭経営学科	第1講座	家政学原論
	第2講座	家庭経済学
	第3講座	家族関係学

●専攻科目(必修) 34

家政学原論 I	4 (I)
生活史 I	2 (II後)
家庭生活論	2 (III後)
家庭経済学概論	4 (I)
家庭経済学 I	4 (II)
家族関係学概論	2 (II前)
家族社会学 I	2 (I)
家族社会学 II	2 (II)
家庭法律学 I	2 (III前)

社会統計学 I	2 (I, II前)
家庭経営学演習	2 (III)
卒業論文	6 (IV)

●専攻科目(選択必修) 18

家庭管理学概論	2 (III後)
家政学原論 II	2 (III, IV前)
家政学原論演習	2 (IV)
生活史 II	2 (III)
人口学	2 (II, III前)
老年学	2 (II, III前)
人類学	4 (III)
人類学実験実習	1 (III後)
人間工学	2 (II, III後)
精神身体学	2 (II, III前)
家庭経済学 II	2 (III前)
家庭経済学 III	2 (III後)
家庭経済学演習 I	2 (IV)
家庭経済学演習 II	2 (IV)
家計簿記	2 (III前)
生活設計論	2 (II, III前)
購買論	2 (III前)
購買論実習	1 (III後)
数理経済学	2 (III後)
経済史	2 (II前)
家族研究史	2 (III後)
家族心理学	4 (III前)
家族関係学演習 I	2 (IV)
家族関係学演習 II	2 (IV)

比較家族研究	2 (III後)
社会福祉学	2 (II, III前)
家庭法律学 II	2 (III後)
家族心理実習	1 (III後)
生活調査法	2 (III前)
調査実習 I	1 (III前)
調査実習 II	1 (III)
生活環境論	2 (II, III後)
生活行動論	2 (II後)
社会統計学 II	2 (II, III前)
応用統計学	2 (III前)
応用統計学演習	1 (III後)
家庭経営学特殊講義	4

●関連科目(必修) 6 4科目中3科目6単位選択

児童学概論	2 (I前)
食物学概論	2 (I後)
被服学概論	2 (I前)
住居学概論	2 (III前)

●自由選択科目 18

家政学部共通科目

家政学原論	2 (I)
児童学概論	2 (I)
食物学概論	2 (I)
被服学概論	2 (I)
家庭経営学概論	2 (I)
住居学概論	2 (II)

家庭看護学	2
家庭機械および家庭電気	2 (II)
調理実習	2 (児・経II)
同	1 (被II)
被服構成実習	2 (児・経II)
同	1 (食II)

◎C 教職教育科目(各学部共通)

●必修科目

教育心理学	2
青年心理学	1
教育原論	3
教科教育法	3
教育実習	各免許教科ごと
小学校教材研究	中・高の場合2単位, 幼・小の場合4単位
保育内容の研究	8教科につきそれぞれ2単位
道徳教育の研究	幼稚園希望者
	小・中学校希望者, 幼・高では選択となる。

●選択科目

教育哲学	2
教育社会学	2
教育社会学	2
教育行政学	2
教育方法	2
社会教育	2

視聴覚を含む

4. 大学院規則

第1章 総則

(目的)

第1条 お茶の水女子大学大学院（以下「大学院」という。）は、本学の目的使命に則り、高度の専門学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(課程)

第2条 大学院に、修士課程及び後期3年の課程のみの博士課程（以下「博士課程」という。）を置く。

(修士課程)

第3条 修士課程は、大学の学部における一般的並びに専門的教養の基礎の上に広い視野に立って専門分野を研究し、精深な学識と研究能力を養うものとする。

2 修士課程の修業年限は、2年とする。

(博士課程)

第4条 博士課程は、専門諸分野の基盤に立つ高度の学際的総合研究を行うに必要な創造的能力を育成し、専攻分野について研究者として自立し得る能力と学識

とを養成するものとする。

2 博士課程の標準修業年限は、3年とする。

(研究科及び専攻)

第5条 修士課程に置く研究科及びそれぞれの研究科に置く専攻は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科の名称	専攻の名称
人文科学研究科	哲学専攻
	史学専攻
	地理学専攻
	日本文学専攻
	中国文学専攻
	英文学専攻
理学研究科	教育学専攻
	舞踊教育学専攻
	数学専攻
家政学研究科	物理学専攻
	化学専攻
	生物学専攻
家政学研究科	児童学専攻
	食物学専攻
	被服学専攻
	家庭経営学専攻

第6条 博士課程に置く研究科及び専攻は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科の名称	専攻の名称
人間文化研究科	比較文化学専攻
	人間発達学専攻
	人間環境学専攻

(学生定員)

第7条 修士課程の学生定員は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	入学定員	総定員
人文科学研究科	哲学専攻	8人	16人
	史学専攻	8人	16人
	地理学専攻	6人	12人
	日本文学専攻	8人	16人
	中国文学専攻	4人	8人
	英文学専攻	8人	16人
	教育学専攻	12人	24人
	舞踊教育学専攻計	10人	20人
理学研究科	数学専攻	10人	20人
	物理学専攻	10人	20人
	化学専攻	10人	20人
	生物学専攻	10人	20人
	計	40人	80人

家政学研究科	児童学専攻	8人	16人
	食物学専攻	8人	16人
	被服学専攻	6人	12人
	家庭経営学専攻計	30人	60人

第8条 博士課程の学生定員は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	入学定員	総定員
人間文化研究科	比較文化学専攻	16人	46人
	人間発達学専攻	10人	30人
	人間環境学専攻計	9人	17人
	計	35人	93人

第2章 修士課程

第1節 教育方法等

(授業科目等)

第9条 各研究科の専攻別の授業科目及び単位数等は、別表1のとおりとする。

(履修方法)

第10条 学生は、2年以上在学し当該専攻の授業科目について30単位以上履修しなければならない。ただし、指導教官が当該学生の研究上特に必要と認めた場合に限り他の専攻、関連科目又は学部の授業科目を指定し

て履修させ、これを当該専攻の単位とすることができる。

2 前項に関する取扱いの細則は、別に定める。
(他の大学院における授業科目の履修)

第 11 条 学生は、当該研究科委員会において必要と認められた場合に限り、他の大学の大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について単位を修得した者には、研究科委員会の議に基づき、10単位を超えない範囲で単位を与える。

3 前項の規定は、第23条の規定による留学の場合に準用する。

4 前各項に定めるもののほか必要な事項は各研究科において別に定める。
(教員免許)

第 12 条 高等学校教諭 2 級普通免許状授与の所要資格を有する者で当該免許教科に係る高等学校教諭 1 級普通免許状授与の所要資格を取得しようとするものは、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 研究科において当該所要資格を取得できる高等学校教諭 1 級普通免許状の免許教科の種類は、次の表に掲

げるとおりとする。

研 究 科	免許教科の種類
人文科学研究科 哲学専攻 史学専攻 地理学専攻 日本文学専攻 中国文学専攻 中国文学専攻 英文学専攻 教育学専攻 舞踊教育学専攻	社 会 国 語 中国語・国語 英 語 社 会 保健体育・音楽
理学研究科 数学専攻 物理学専攻 化学専攻 生物学専攻	数 学・理 科
家政学研究科 児童学専攻 食物学専攻 被服学専攻 家庭経営学専攻	家 庭

第 2 節 課程の修了

(課程の修了要件)

第 13 条 修士課程の修了には、2年以上在学し所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ学位論文を提出して最終試験に合格することを必要とする。

(単位の認定)

第 14 条 各履修授業科目の単位の認定は、筆記若しく

は口述試験又は研究報告によるものとし每学期又は毎学年末に行うものとする。

(最終試験)
第 15 条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、学位論文を提出したのものにつき、筆記又は口頭により第2年次の後学期以降に行うものとする。

(課程修了の認定)
第 16 条 修士課程修了の認定は、研究科委員会が行う。

第 3 節 学位の授与

(学位の授与)
第 17 条 各研究科において、課程を修了した者に対しては、次の学位を授与する。

- 人文科学研究科 文学修士
- 理学研究科 理学修士
- 家政学研究科 家政学修士

2 学位授与に関する規則は、別に定める。

第 4 節 入学・留学・休学・退学・転学

(入学の時期)
第 18 条 入学の時期は、毎年4月とする。

(入学資格)

第 19 条 修士課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- 一 大学を卒業した者
- 二 学校教育法施行規則第70条の規定により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第 20 条 入学志願者は、入学願書に所定の書類を添付し、出身大学を経由し提出するものとする。

(入学者の選考)

第 21 条 入学志願者に対しては、学力検査と健康診断を行い、出身大学長の提出する調査書の成績等を総合して入学者を決定する。

2 前項の考査の方法、時期等については、そのつど定める。

(入学手続)

第 22 条 入学を許可された者は、所定の誓約書を保証人連署の上提出しなければならない。

2 保証人は、父兄又は近親の者とする。保証人が遠隔の地にある場合は、別に東京都内において独立の生計を営む成年者を副保証人としなければならない。

3 保証人は、副保証人に変更があった場合は、直ちにその旨を届出なければならない。

(留 学)

第 23 条 学生は、当該研究科委員会が必要と認めた場合には、学長の許可を得て外国の大学院に留学することができる。

2 前項の留学期間は、1年を限度として第13条に規定する在学期間に算入するものとする。

(休学)

第 24 条 病気その他止むを得ない理由により修学できないときは、保証人連署の上願い出て、休学することができる。

2 健康上修学に不適当と認めた学生に対しては休学を命ずることができる。

3 前2項の場合において休学の事由が消滅した場合は、遅滞なく復学願を提出しなければならない。

(休学期間)

第 25 条 休学の期間は、2年を超えることができない。

2 休学期間は、第29条の在学期間には算入しない。

(退学)

第 26 条 病気その他の事由により退学を希望する者は、保証人連署の上退学願を提出しなければならない。

(再入学)

第 27 条 退学した者が再入学を願いだした場合は審査の上でこれを許可することができる。

(転学)

第 28 条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、保証人連署の上当該専攻担当の教官を経て学長に転学願を提出しなければならない。

2 他の大学の大学院学生が本学大学院に転学しようとするときは、欠員のある場合に限り選考の上許可することができる。

(在学年限)

第 29 条 学生は、4年を超えて在学することができない。

第 5 節 検定料・入学料・授業料及び寄宿料

(授業料等の額)

第 30 条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の定めるところによる。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第 31 条 学費支弁困難な者についての入学料の免除及び授業料の徴収猶予、分納 免除に関する規程は、別に定める。

第 6 節 教員組織

(研究科担当教官)

第 32 条 研究科の授業及び研究指導(学位論文の作成

等に対する指導をいう。以下同じ。)を担当する教官は、本学の教授、助教授、講師及び客員教授の中からこれに充てる。

2 研究指導を担当する教官は、各専攻における研究指導の責任を負う。

第 7 節 運営組織

(委員会等)

第 33 条 修士課程に、研究科連絡委員会を、各研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科連絡委員会及び研究科委員会に関する規程は、別に定める。

第 8 節 特別聴講学生・聴講生・委託生・外国人学生

(特別聴講学生等)

第 34 条 修士課程に、特別聴講生・聴講生・委託生及び外国人学生の制度を置く。

2 聴講生・委託生及び外国人学生に関する規程は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 35 条 修士課程において、特定の授業科目を履修することを希望する他の大学又は外国の大学の大学院の学生があるときは、当該他大学との協議に基づき、所定

の手続きを経て、特別聴講学生として、聴講を許可することがある。

2 前項に規定する特別聴講生に対する所定の単位の授与については、本学の大学院の学生の場合と同様な方法によるものとする。

3 特別聴講の許可及び単位認定等の申請手続については、大学間の協定に定めるもののほか、各研究科の定めるところによる。

第 36 条 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

2 授業料の額は、国立の学校における授業料その他の費用に関する省令第10条の規定に基づき、別に定める。ただし、特別聴講学生が国立大学の大学院の学生であるときは、授業料は徴収しない。

第 3 章 博士課程

第 1 節 教育方法等

(授業科目等)

第 37 条 研究科の専攻別の授業科目及び単位数等は、別表2のとおりとする。

(履修方法)

第 38 条 学生は、3年以上在学し、所要授業科目について10単位以上履修しなければならない。

2 前項に関する取扱の細則は、別に定める。

第2節 課程の修了

(課程の修了要件)

第39条 博士課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、所要の授業科目について10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、その研究業績に基づいて研究科が特別に認められた者に限り、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(最終試験)

第40条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、学位論文を提出した者につき、筆記又は口述により最終年次の学期末に行うものとする。

第3節 学位の授与

(学位の授与)

第41条 博士課程を修了した者には、次の学位を授与する。

学 術 博 士

2 学位授与に関する規則は、別に定める。

第4節 入学・休学期間及び在学年限

(入学資格)

第42条 博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- 一 修士の学位を有する者
- 二 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- 三 その他、大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(入学者の選考)

第43条 入学志願者に対しては、筆記試験・口述試験を行い、修士論文又はこれに相当する論文・出身大学院の調査書・健康診断等を総合して、入学者を決定する。

2 前項の選考の方法及び時期等については、研究科においてその都度定める。

(休学期間)

第44条 休学の期間は、3年を超えることができない。

2 休学期間は、次条の在学期間には算入しない。

(在学年限)

第45条 学生は、6年を超えて在学することができない。

第5節 教員組織

(研究科担当教官)

第46条 研究科における授業を担当する教官は、本学

の教授・助教授・講師及び客員教授の中からこれに充てる。

2 研究科における研究指導を担当する教官は、本学の教授・助教授及び客員教授の中からこれに充てる。ただし、特別の事情があるときは、専任講師を充てることができる。

(研究指導担当教官)

第47条 研究指導を担当する教官は、学生の研究題目に応じて研究科会議において選任する。

第6節 運営組織

(会 議)

第48条 研究科に研究科会議を置く。

2 研究科会議に関する規程は、別に定める。

第7節 外国人学生

(外国人学生)

第49条 博士課程に外国人学生の制度を置く。

2 外国人学生に関する規程は、別に定める。

第8節 修士課程の規定の準用

(規定の準用)

第50条 第14条(単位の認定)、第16条(課程修了の認定)、第18条(入学の時期)、第20条(入学の出願)、第22条(入学手続)、第24条(休学)、第26条(退学)、

第27条(再入学)、第28条(転学)及び第5節(検定料・入学科・授業料及び寄宿料)の規定は、博士課程について準用する。この場合において、第16条中「研究科委員会」とあるのは「研究科会議」と、第20条中「出身大学」とあるのは「出身大学院」と読み替えるものとする。

第4章 雑 則

(学則の準用)

第51条 この規則に定められていない事項については、本学学則を準用する。

(規則の改廃)

第52条 この規則の改廃は、評議会が行う。

附 則

(施行期日等)

この規則は、昭和51年6月23日から施行し、昭和51年6月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和52年11月30日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和53年4月26日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

別表1 人文科学研究科

授業科目名 単位数

●哲学専攻

哲学特論 I	4
哲学特論 II	4
哲学演習 I	4
哲学演習 II	4
倫理学特論 I	4
倫理学特論 II	4
倫理学演習 I	4
倫理学演習 II	4
美学特論 I	4
美学特論 II	4
美学演習 I	4
美学演習 II	4
社会哲学特論 I	4
社会哲学特論 II	4
社会哲学演習 I	4
社会哲学演習 II	4
特別研究	8

●史学専攻

日本史学特論 I	4
日本史学特論 II	4
日本史学特論 III	4

日本史学演習 I	4
日本史学演習 II	4
東洋史学特論 I	4
東洋史学特論 II	4
東洋史学特論 III	4
東洋史学演習 I	4
東洋史学演習 II	4
西洋史学特論 I	4
西洋史学特論 II	4
西洋史学特論 III	4
西洋史学演習 I	4
西洋史学演習 II	4
特別研究	8

●地理学専攻

人文地理学特論 I	2
人文地理学特論 II	2
人文地理学特論 III	2
人文地理学特論 IV	2
人文地理学特論 V	2
人文地理学演習 I	2
人文地理学演習 II	2
自然地理学特論 I	2
自然地理学特論 II	2
自然地理学特論 III	2
自然地理学特論 IV	2
自然地理学特論 V	2
自然地理学演習 I	2

自然地理学演習 II	2
地誌学特論 I	2
地誌学特論 II	2
地誌学特論 III	2
地誌学特論 IV	2
地誌学特論 V	2
地誌学演習 I	2
地誌学演習 II	2
野外調査 I	2
野外調査 II	2
野外調査 III	2
特別研究	8

●日本文学専攻

上古文学特論	4
中古文学特論	4
上古・中古文学演習	4
中世文学特論	4
近世文学特論	4
中世・近世文学演習	4
近代文学特論	4
近代文学演習	4
日本文学思潮特論	4
国語学特論 I	4
国語学特論 II	4
国語学演習	4
特別研究	8

●中国文学専攻

中国文学特論 I	4
中国文学特論 II	4
中国文学特論 III	4
中国文学演習 I	4
中国文学演習 II	4
中国語学特論 I	4
中国語学特論 II	4
中国語学特論 III	4
中国語学演習	4
中国哲学特論	4
特別研究	8

●英文学専攻

英文学特論 I	4
英文学特論 II	4
英文学特論 III	4
英文学演習 I	4
英文学演習 II	4
英文学特論 I	4
英文学特論 II	4
英文学演習 I	4
英文学演習 II	4
英語学特論 I	4
英語学特論 II	4
英語学演習	4
特別研究	8

●教育学専攻

教育学特論	4
教育学演習	4
教育史特論	4
教育方法学特論	4
教育方法学演習	4
教育経営学特論	4
教育経営学演習	4
教育社会学特論	4
教育社会学演習	4
教育行政特論	4
教育行政演習	4
社会教育学特論	4
社会教育学演習	4
博物館学特論	4
博物館学演習	4
発達心理学特論	4
発達心理学演習	4
教育心理学特論	4
教育心理学演習	4
視覚教育特論	4
視覚教育演習	4
特別研究	8

●舞踊教育学専攻

舞踊教育学特論	4
舞踊教育学演習	2

舞踊美学特論	2
舞踊方法論特論	2
舞踊方法論実習	2
遊戯学特論	4
遊戯学実習	2
遊戯方法論演習	2
民族舞踊特論	4
動作学特論	4
動作学実習	2
トレーニング論実習	4
表現心理学演習	2
音楽美学特論	4
音楽理論演習	4
(リズム論を含む)	
民族音楽学実習	4
演奏学特論	4
演奏学実習	4
舞踊音楽論実習	4
(舞台芸術論を含む)	
特別研究	8
教育心理学特論	4
発達心理学特論	4
視覚教育特論	4
教育社会学特論	4

●関連科目

独文学特論	4
日文学特論	4
社会学特論	4
体育学特論	4
音楽学特論	4

—— 理学研究科

授業科目名 単位数

●数学専攻

第1講座	古典解析学	2
第2講座	近代解析学	2
第3講座	代数学	2
第4講座	幾何学	2
第5講座	応用数学	2
解析学特論 I		2
解析学特論 II		2
解析学特論 III		2
解析学特論 IV		2
解析学特論 V		2
解析学特論 VI		2
解析学特論 VII		2
解析学特論 VIII		2
解析学特論 IX		2
解析学特論 X		2
解析学特論 XI		2
解析学特論 XII		2

解析学特論 XIII	2
解析学特論 XIV	2
解析学特論 XV	2
解析学特論 XVI	2
代数学特論 I	2
代数学特論 II	2
代数学特論 III	2
代数学特論 IV	2
代数学特論 V	2
代数学特論 VI	2
代数学特論 VII	2
代数学特論 VIII	2
幾何学特論 I	2
幾何学特論 II	2
幾何学特論 III	2
幾何学特論 IV	2
幾何学特論 V	2
幾何学特論 VI	2
幾何学特論 VII	2
応用数学特論 I	2
応用数学特論 II	2
応用数学特論 III	2
応用数学特論 IV	2
応用数学特論 V	2
応用数学特論 VI	2
応用数学特論 VII	2
応用数学特論 VIII	2
応用数学特論 IX	2
応用数学特論 X	2
応用数学特論 XI	2
応用数学特論 XII	2

数学特論 III	2
数学特論 IV	2
数学特論 V	2
数学講究	16

●物理学専攻

第1講座	力学	2
第2講座	電磁気学	2
第3講座	量子力学	2
第4講座	核物理学	2
第5講座	物性物理学	2
流体力学特論 I		2
流体力学特論 II		2
相対論特論 I		2
相対論特論 II		2
数理物理学特論 I		2
数理物理学特論 II		2
計測特論 I		2
計測特論 II		2
計測特論 III		2
分子特論 I		2
分子特論 II		2
分子特論 III		2
統計力学特論 I		2
統計力学特論 II		2
統計力学特論 III		2
統計力学特論 IV		2
統計力学特論 I		2
統計力学特論 II		2
素粒子特論 III		2

素粒子特論 IV	2
素粒子特論 I	2
素粒子特論 II	2
素粒子特論 III	2
素粒子特論 IV	2
素粒子特論 I	2
素粒子特論 II	2
素粒子特論 III	2
素粒子特論 IV	2
素粒子特論 V	2
素粒子特論 VI	2
磁性体特論 I	2
磁性体特論 II	2
磁性体特論 III	2
磁性体特論 IV	2
磁性体特論 I	2
磁性体特論 II	2
磁性体特論 III	2
磁性体特論 IV	2
磁性体特論 V	2
磁性体特論 VI	2
磁性体特論 VII	2
磁性体特論 VIII	2
磁性体特論 IX	2
磁性体特論 X	2
磁性体特論 XI	2
磁性体特論 XII	2
磁性体特論 XIII	2

物理学特論 XIV	2
物理学特論 XV	2
特別研究	14

●化学専攻

第1講座	物理化学	2
第2講座	無機化学	2
第3講座	有機化学	2
第4講座	生物化学	2
第5講座	分析化学	2
物性物理学		2
反応物化学		2
構造物理化学		2
物理化学特論 I		2
物理化学特論 II		2
物理化学演習 I		2
物理化学演習 II		2
物理化学特論 I		2
物理化学特論 II		2
物理化学特論 III		2
物理化学特論 IV		2
物理化学演習 I		2
物理化学演習 II		2
物理化学特論 I		2
物理化学特論 II		2
物理化学特論 III		2
物理化学特論 IV		2
天然有機化学		2
有機化学特論 I		2
有機化学特論 II		2
有機化学特論 III		2
有機化学演習 I		2

有機化学演習 II	2
有機化学特論 I	2
有機化学特論 II	2
有機化学特論 III	2
有機化学特論 IV	2
有機化学演習 I	2
有機化学演習 II	2
有機化学特論 I	2
有機化学特論 II	2
有機化学特論 III	2
有機化学特論 IV	2
有機化学演習 I	2
有機化学演習 II	2
有機化学特論 I	2
有機化学特論 II	2
有機化学演習 I	2
有機化学演習 II	2
有機化学特論 I	2
有機化学特論 II	2
有機化学特論 III	2
有機化学特論 IV	2
有機化学特別研究	14

●生物学専攻

第1講座	動物形態学
第2講座	動物生理学
第3講座	植物形態学

第4講座	植物生理学
第5講座	遺伝学
第6講座	細胞生物学
動物形態学特論	2
動物生理学特論	2
動物生理化学特論	2
細胞生物学特論 I	2
細胞生物学特論 II	2
植物形態学特論	2
植物生理学特論 I	2
植物生理学特論 II	2
遺伝学特論 I	2
遺伝学特論 II	2
生物学特論 I	2
生物学特論 II	2
生物学特論 III	2
生物学特論 IV	2
生物学特論 V	2
生物学特論 VI	2
生物学特論 VII	2
生物学特論 VIII	2
生物学特論 IX	2
生物学特論 X	2
生物学特論 XI	2
生物学特論 XII	2
生物学特論 XIII	2
生物学特論 XIV	2
生物学特論 XV	2
生物学特別研究	14

— 家政学研究科 —
授業科目名 単位数

● 児童学専攻

児童発達学特論	4
比較発達学特論	4
人間環境学特論	2
保育学特論	4
児童福祉特論	4
児童文化特論	4
児童臨床学特論	4
関係学特論	2
言語治療特論	4
発達神経学特論	4
児童保健学特論	2
人間関係学特論	4
児童臨床特別実習	4
児童社会特論	2
集団理論特論	2
児童学特別講義	4
児童学特別研究	10
児童学研究	4

● 食物学専攻

栄養化学特論 I	4
栄養化学特論 II	4
栄養生理学特論	2
特殊栄養学特論	2

食品化学特論 I	4
食品化学特論 II	4
食品微生物学特論	2
食品貯蔵学特論 I	4
食品貯蔵学特論 II	4
食品衛生学特論	2
食品物性特論	2
調理学特論 I	4
調理学特論 II	4
生物化学特論	2
食物学特別講義	4
食物学特別研究	10

● 被服学専攻

被服材料学特論	4
被服物理学特論	2
被服材料化学特論	4
被服衛生学特論	2
纖維構造特論	2
染色化学特論	4
被服整理学特論	4
纖維界面化学	4
被服構成学特論 I	4
被服構成学特論 II	4
被服構成学特論 III	2
被服構成学特論 IV	2
服飾美学特論 I	6
服飾美学特論 II	6

服飾史特論 I	4
服飾史特論 II	2
被服学特別講義	4
被服学特別研究	10
被服学輪講	4

● 家庭経営学専攻

家政学原論特論 I	4
家政学原論特論 II	4
生活史特論	2
生活行動論特論	4
家庭経済学特論 I	4
家庭経済学特論 II	2
経営経済学特論	4
消費者行動論	4
家族社会学特論	4
家族関係学特論	4
家庭法律学特論	4
比較家族研究特論	4
家庭管理学特論 I	2
家庭管理学特論 II	2
住居学特論	2
家庭経営学特別講義	4
家庭経営学特別研究	10

別表 2

人間文化研究科

●比較文化学専攻

講座名	授業科目名	単位数
文化構造論	構造分析論	4
	比較文化論	4
	東西洋文化論	4
	西文文化類型論	4
日本文化論	日本文学論	4
	古代文学論	4
	近代文学論	4
	日本文化思想論	4
言語文化論	比較言語学論	4
	表現構造論	4
	日米比較言語文化論	4
	日英比較言語文化論	4
比較	日独比較言語文化論	4
	日仏比較言語文化論	4
	対照言語論	4
	比較美術論	4
比較	比較美術論	4
	比較音楽論	4

芸術論	東洋美術論	4
	西洋美術論	4
	比較民族音楽論	4
	造形音楽論	4
比較社会構造論	東西社会論	4
	西洋社会論	4
	地域社会論	4
	比較社会論	4
	社会構造論	4
	社会意識論	4
科学文化論	科学史論	2
	数理情報論	2
	構造情報論	2
	言語情報論	2
	情報認識論	2
	情報処理論	2

●人間発達学専攻

発達基礎論	人間発達学論	4
	発達基礎論	4
	発達思想論	4
	発達障害論	4
	発達障害論	4
	発達障害論	4

講座名	授業科目名	単位数
発達過程論	人間関係論	4
	発達臨床論	4
	発達臨床論	4
	発達臨床論	4
発達環境論	発達学	4
	校環境論	4
	学習環境論	4
	学習環境論	4

●人間環境学専攻

人間生態論	人間生態学論	2
	行動生態学論	2
	生命環境学論	2
	生命環境学論	2
	生命環境学論	2
	生命環境学論	2
生活環境論	生活資源論	2
	生活素材論	2
	食品加工論	2
	食品保存論	2
	生物物質論	2
	栄養代謝論	2
生活環境論	生活素材論	2
	生活素材論	2
	生活環境論	2
	生活環境論	2

環境基礎論	環境分析論	2
	環境制御論	2
	環境構造論	2
	環境現象論	2
	環境現象論	2
	環境現象論	2

5. 学位規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第12条並びにお茶の水女子大学大学院規則第17条第2項及び第41条第2項の規定に基づき、お茶の水女子大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、修士及び博士とする。

2 修士の種類は、次のとおりとする。

文学修士
理学修士
家政学修士

3 博士の種類は、次のとおりとする。

学術博士

第2章 修士の学位

(学位授与の要件)

第3条 本学大学院の修士課程を修了した者には、本学大学院規則の定めるところにより、修士の学位を授与する。

(学位論文の提出)

第4条 学位論文は、学長に提出するものとする。

2 提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

3 審査のために必要があるときは、関係資料を提出させることができる。

(審査の付託)

第5条 学長は、学位論文を受理したときは、研究科委員会にその審査を付託するものとする。

(審査委員会)

第6条 研究科委員会は、前条に規定する審査を付託されたときは、2人以上の審査委員で組織する審査委

員会を設けるものとする。

2 審査委員は、当該専攻の教授及び関連する科目の担当教授のうちから選出する。ただし、必要に応じ、当該研究科の助教授を審査委員とすることができる。

3 第1項に規定する審査委員には、当該研究科委員会が必要があると認めるときは、当該研究科の専任講師若しくは客員教授又は当該研究科以外の学内の教授、助教授若しくは専任講師を加えることができる。

4 審査委員会は、学位論文の審査及び試験に関する事項を行うものとする。

5 審査委員会の運営に関する事項は、各研究科委員会において定める。

(学位論文の審査の協力)

第7条 前条の学位の授与に係る学位論文の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(学位論文の審査及び試験等)

第8条 試験は、学位論文を中心として、これに関連のある授業科目について口答又は筆答により行うものとする。

2 審査委員会は、学位論文の審査の結果を前項の結果とともに学年度末までに研究科委員会委員長に報告し

なければならない。

(研究科委員会の審議)

第9条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決をするには、委員総数の3分の2以上の出席を必要とする。ただし、長期出張中及び休職中のため出席することができない委員は、委員の総数に算入しないものとする。

3 学位の授与を議決するには、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(研究科委員会委員長の報告)

第10条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、当該研究科委員会委員長は、その旨を学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第11条 学長は、前条の報告に基づいて、学位を授与すべき者には所定の学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

(学位の名称)

第12条 学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「お茶の水女子大学」の本学名を学位に付記するものとする。

(学位授与の取消)

第13条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該研究科委員会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 研究科委員会が前項の議決をする場合には、第9条第2項及び第3項の規定を準用する。

第3章 博士の学位

(学位授与の要件)

第14条 本学大学院の博士課程を修了した者には、本学大学院規則の定めるところにより、博士の学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者が、学位論文を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ、専攻学術に関し本学大学院の博士課程を終えて学位を授与される者と同等以上の学識を有することを確認(以下「学力の確認」という。)された場合には、授与することができる。

3 本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得しただけで退学した者が、再入学しないで、博士の学位の授与を申請するときも、前項の

規定による。

(学位論文の提出)

第15条 前条第2項及び第3項に規定する者が博士の学位の授与を申請するときは、学位申請書に学位論文、論文要旨、論文目録、履歴書及び所定の学位論文審査手数料を添え、学長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項に規定する者が、退学後1年以内に学位論文を提出する場合には、学位論文審査手数料を納付することを要しない。

3 提出された学位論文及び既納の学位論文審査手数料は、還付しない。

(審査委員会)

第16条 研究科会議は、学長から学位論文の審査を付託されたときは、5人以上の審査委員で組織する審査委員会を設けるものとする。

2 審査委員は、当該研究科の教授のうちから選出する。ただし、必要に応じ、当該研究科の助教授を審査委員とすることができる。

3 審査委員会は、学位論文の審査、試験及び学力の確認に関する事項を行うものとする。

(学力の確認)

第17条 学力の確認は、試問の方法により行うものと

する。

2 前項に規定する試問は、口答又は筆答とし、外国語については2種類を課する。ただし、外国語については、審査委員会が特別の事由があると認めるときは、研究科会議の承認を得て、1種類のみを課することができる。

3 審査委員会は、前項本文の規定にかかわらず、学位の授与を申請する者の経歴及び提出論文以外の業績を審査して、学力の確認のための試問の一部又は全部を行う必要がないと認めるときは、研究科会議の承認を得て、その経歴及び業績の審査をもって学力の確認のための試問の一部又は全部に代えることができる。

(学力確認等の特例)

第18条 第14条第3項に規定する者が、退学後3年以内に学位論文を提出した場合は、学力の確認を行わないことができる。

2 学位論文の審査の結果、その内容が不良であるときは、試験及び学力の確認を行わないことができる。

(審査期間)

第19条 審査委員会は、次の各号に掲げる期間中に、学位論文の審査、試験及び学力の確認を終了しなければならない。

一 本学大学院の博士課程修了予定の者にあつては、学年度末までとする。

二 第14条第2項及び第3項に規定する者にあつては、学位論文を受理した日から1年以内とする。

(審査委員会の報告)

第20条 審査委員会は、学位論文の審査、試験及び学力の確認を終了したときは、直ちに、学位論文の内容の要旨、審査の要旨、試験の結果の要旨に、学位を授与できるか否かの意見を添えて、研究科長に文書で報告しなければならない。ただし、第14条第2項及び第3項に規定する者の場合は、学力の確認の結果の要旨も併せて添付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第18条各項の規定に該当する場合は、当該要旨の添付を要しない。

(学位論文の要旨等の公表)

第21条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

(学位論文の公表)

第22条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その論文を印刷公表しな

なければならない。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科会議の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、研究科は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により学位論文を公表する場合には、お茶の水女子大学審査学位論文であることを明記しなければならない。

(学位授与の報告)

第23条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は、文部大臣に所定の報告をし、学位簿に登録する。

(規定の準用)

第24条 博士の学位に係る学位論文の提出、審査の付託、審査委員会、学位論文の審査の協力、学位論文の審査及び試験等、研究科会議の審議、研究科長の報告、学位の授与、学位の名称並びに学位授与の取消等については、第4条、第5条、第6条第3項及び第5項、第7条、第8条第1項、第9条、第10条、第11条、第

12条並びに第13条の規定を準用する。この場合において、第4条第2項中「1編」とあるのは「正副各1編」と、第5条、第6条第3項、第9条第1項、第10条及び第13条中「研究科委員会」並びに第6条第5項中「各研究科委員会」とあるのは、それぞれ「研究科会議」と、第9条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「構成員」と、第10条中「当該研究科委員会委員長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

第4章 雑 則

(学位記の様式)

第25条 学位記の様式は、別記様式第1号、第2号及び第3号のとおりとする。

附 則

この規則は、昭和53年5月24日から施行する。ただし、改正後の第14条第2項及び第3項、第15条、第17条、第18条、第19条第2号並びに第20条第1項ただし書及び第2項の規定は、第14条第1項の規定による学位を授与した日から施行する。

別記様式第1号

第3条の規定により授与する学位記の様式

○修 第 号	年 月 日	学位 記	本籍(都道府県名) 氏名	本学大学院○○研究科○○専攻の修士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので○○修士の学位を授与する
お茶の水女子大学		印		

別記様式第2号

第14条第1項の規定により授与する学位記の様式

博甲 第 号	年 月 日	学位 記	本籍(都道府県名) 氏名	本学大学院人間文化研究科○○専攻の博士課程を修了したので学術博士の学位を授与する
お茶の水女子大学		印		

別記様式第3号

第14条第2項又は同条第3項の規定により授与する学位記の様式

博乙 第 号	年 月 日	学位 記	本籍(都道府県名) 氏名	本学に学位論文を提出しその審査及び試験に合格かつ所定の学力を有するものと認定したので学術博士の学位を授与する
お茶の水女子大学		印		

6. 臨海実験所規程 (抄)

(設置)

第1条 お茶の水女子大学理学部に附属臨海実験所
(以下「臨海実験所」という。)をおく。

(業務)

- 第2条 臨海実験所は、次の各号に掲げる業務を行う。
- 1 海洋科学に関する研究ならびに教育および実習
 - 2 前号のほか、運営委員会が必要と認めた事項

7. 食物化学研究所規程 (抄)

第1条 本学家政学部に食物化学研究施設を附置し、
食物化学研究所と称する。

第2条 研究所に次の研究部を置く。

- 第1部 食品成分部
- 第2部 食物微生物部
- 第3部 調理加工部
- 第4部 栄養部

8. 学生準則

学生準則趣意

- 1 本準則は、学生の自治活動の健全なる発達と円滑なる運営を期待するため定めるものとした。
- 2 学生自治活動の自主性は、尊重さるべきものであり、又その行動は、大学自治の確立を基調とするものである事を教職員及び学生相互に確認し、その相互の信頼を深める事例を蓄積しつつ、前条の目的を達成するものとした。
- 3 相互の意思疎通と理解を深めるためには、学生委員会と学生自治会執行部との連絡協議会を活用すべきものとした。
- 4 本準則は学生自治会活動およびそれと同等とみなされる活動を対象とした。

学生準則

(団体の設立ならびに解散)

第1条 学内団体を設立しようとするときは、顧問教官を原則として定め、所定の様式により学生部長に届

け出る。

- 2 学内団体の届け出事項に変更を生じたとき、ならびに解散する場合は、前項に準ずる。
- 3 学内団体の学外団体への加入は、学生委員会との協議を経て学生部長に届け出る。

(集会及行事)

- 第2条 学内における学生の主催する集会は、所定の様式により学生部長に届け出る。ただし、学内団体の行事として予め学生部長に届け出た集会は除く。
- 2 定例学生大会は、学生部長に届け出る。
 - 3 臨時学生大会は、学生部長の承認を得るものとする。(掲示その他)

第3条 特に指定された掲示板に掲げる掲示ならびにポスターは学生自治会が管理するものとする。

- 2 その他の場所に掲げる掲示ならびにポスターは、学生課に届け出る。
- 3 本学一般学生を対象とした印刷物の配布、販売、募金、署名運動および世論調査等は、学生自治会管理とするも、学生課に予め通知する。

(学外団体の本部・支部および事務局の設置)

第4条 本学構内ならびに学寮内に学外団体の本部、支部および事務局を設置する場合には、学生部長の承

認を得るものとする。

(準則の適用)

第5条 本準則の適用にあたり、必要がある場合は、学生委員会と団体とは、十分の協議を行うものとする。

附 則

- 1 この準則に関する細則は、別にこれを定める。
- 2 この準則は、昭和35年4月10日から実施する。

学生準則施行細則抜萃

- 1 第1条第1項及び第4条の届出書式は、別紙第1による。
- 2 第1条第2項の届出書式は、別紙第2による。
- 3 第2条の各号の届出書式は、別紙第3による。
- 4 第2条の学生大会は、少くも8日前までに、その他の集会は原則としてこれに準じて届け出る。
- 5 学生大会の議題は予め、決議事項、大会経過報告は大会後速かに学生部長に届け出るものとする。
- 7 本準則により学内の諸施設を利用する場合は、当該施設の管理方針に従うものとする。
- 8 第5条の協議は、学生委員会及び団体の少くとも何れか一方の申入により行われる。

9. 学生委員会規程

第1条 本会は、学生委員会と称し、学生の厚生補導に関する事項を審議し、必要ある場合には学生部の活動に協力する。

第2条 本会は、次の委員を以て組織する。

- 1 文教育学部から3名、他学部から2名ずつ推薦された専任教官計7名
- 2 各学部から推薦された補導委員の代表者1名ずつ計3名
- 3 学寮委員から推薦された代表者1名
- 4 学生部長

前項第1号該当者が第2号又は第3号の代表者に推薦された場合は、これらの資格を兼ねてもよい。

第3条 委員の任期は、1年とし再任を妨げない。

補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。

第4条 委員の互選によって委員長及び副委員長を定める。

第5条 委員長は、委員会を招集しその議長となる。委員長事故あるときは副委員長がこれに代る。

第6条 委員3名以上の申出があったときは、委員長

は、委員会を招集する。

第7条 学長、学部長は、随時出席することができる。その他の職員は、委員長の請求又は了解があったときに出席する。

第8条 本会は、第1条の使命を達成するために次のこと等を行う。

- 1 学長から諮問された問題を審議し又は自発的に意見を進言する。
- 2 学生部長提案の協議に応じ、又は自発的に助言する。
- 3 学生部から報告を受け又は資料の提供を求める。
- 4 補導委員と連絡をとる。
- 5 学生と連絡懇談を行う。
- 6 必要ある場合には学生部の活動に協力する。
- 7 その他学生の厚生補導に必要と認められる事項を調査研究する。

第9条 本会に幹事をおき、学生課長および厚生課長がこれに当る。幹事は、委員長の命をうけて事務を処理する。

附 則

- 1 本規程は、昭和27年8月9日より実施する。

10. 学寮委員会規程

(昭和40年10月31日制定)

お茶の水女子大学学寮規程第3条の規程に基き、学寮委員会規程を次のとおり定める。

第1条 学寮委員会(以下「委員会」という。)は、学寮の管理運営の基本的事項について審議し、学寮自治生活の向上のためその具体的方策をはかる。

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 各学部選出の教官 各2名
- 二 学生部長

2 委員会は、前項の委員の互選により正副委員長を選出するものとする。

3 事務局長は、委員会に出席するものとする。

第3条 前条第1項第1号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるとき、これに代わる。

第5条 委員3名以上の申し出があったときは、委員長は、委員会を招集するものとする。

第6条 学長、学部長及び学生委員長は、随時委員会に出席することができる。

2 委員会は、必要に応じ前項に定める者以外の教職員を招いてその意見を聴くことができる。

第7条 委員会は、その構成委員5名以上の出席をもって成立する。ただし、第2条第1項第1号の委員については、各学部それぞれ1名の出席がなければならない。

第8条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 学寮規程第6条第2項(及び学寮規程細則第1条)に係る学寮自治規約の承認に関すること。
- 二 学寮規程第7条第2項に係る入寮の選考及び許可に関すること。
- 三 学寮規程第10条第3項に係る退寮に関すること。
- 四 学寮に関する諸規程及び細則の制定改廃に関すること。
- 五 学寮協議会の開催及び協議事項等に関すること。
- 六 寄宿料の免除に関すること。
- 七 学寮の施設、設備に関すること。
- 八 学寮における保健衛生、災害対策に関すること。

九 学寮勤務者に関すること。

十 その他学寮生活に関すること。

第 9 条 委員会は、学長、評議会、教授会若しくは、学生委員会等から提案された事項につき審議し、又は自発的に進言することができる。

第 10 条 委員会に関する庶務は、学生部厚生課が行う。

附 則

- 1 この規程（以下附則において「新規程」という。）は、昭和40年10月31日から施行する。
- 2 昭和28年7月8日施行のお茶の水女子大学寮務委員会規程（以下附則において「旧規程」という。）は、廃止する。
- 3 旧規程に定める寮務委員会によって、審議中の事項で、新規程施行後引き続き審議を要する事項については、新規程に定める学寮委員会において審議するものとする。

11. 学生会館規則

（趣 旨）

第 1 条 お茶の水女子大学学則第54条第2項の規定に基づき、お茶の水女子大学学生会館（以下「会館」という。）に関する事項については、この規則の定めるところによる。

（目 的）

第 2 条 会館は、学生相互並びに学生・教職員間の親睦を深め、学生の教養を高め、課外活動を盛んにするとともに学園生活を豊かにすることを目的とする。

（管理運営）

第 3 条 会館の管理運営の責任者は、学生部長とする。

2 会館に関する事務は、学生課において処理する。

（会館運営委員会）

第 4 条 会館の円滑な運営を図るため、お茶の水女子大学学生会館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関して必要な事項は、別に定める。

（雑 則）

第 5 条 この規則に定めるもののほか、会館に関して

必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、昭和53年2月22日から施行する。

12. 学生会館運営委員会規程

（趣 旨）

第 1 条 お茶の水女子大学学生会館規則第4条第2項の規定に基づき、お茶の水女子大学学生会館運営委員会（以下「委員会」という。）に関する事項については、この規程の定めるところによる。

（審議事項）

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 会館運営上の具体的な問題に関する事項
- 二 会館の使用計画に関する事項
- 三 会館の行事計画に関する事項
- 四 その他会館運営上特に必要と認める事項

（組 織）

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 各学部から選出された教官各2人
- 二 学生部長

三 学生代表6人

2 前項第1号及び第3号の委員は、学長が任命又は委嘱する。

（任 期）

第 4 条 前条第1項第1号及び第3号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠員となった場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、第3条第1項第1号の委員の互選によって定める。

（委員長及び副委員長の職務）

第 6 条 委員長は委員会の会務を掌理し、委員会を招集して、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会 議）

第 7 条 委員会は、次の各号の一に該当する場合に招集し、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 一 委員長が必要と認めた場合

二 3分の1以上の委員から開催要求があった場合
(幹事及び事務)

第8条 委員会に幹事を置き、学生課長をもって充てる。

2 委員会の事務は、学生課において処理する。

(小委員会)

第9条 委員会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和53年2月22日から施行する。

13. 学生会館使用細則

(趣 旨)

第1条 お茶の水女子大学学生会館(以下「会館」という。)の使用については、この細則の定めるところによる。

(使用者)

第2条 会館を使用できる者は、次のとおりとする。

- 一 本学の学生及び教職員
- 二 その他お茶の水女子大学学生会館運営委員会の議に基づき、学生部長が特に認めた者

(開館時間)

第3条 会館の開館時間は、休館日を除き次表のとおりとする。

期 間	開 館 時 間
(1) 4月1日から4月10日まで (2) 8月1日から8月31日まで (3) 12月26日から翌年1月10日まで (4) 2月20日から3月31日まで	10時から18時まで
(1) 4月11日から7月31日まで (2) 9月1日から12月25日まで (3) 1月11日から2月19日まで	9時から21時まで

(休館日)

第4条 会館の休館日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 三 創立記念日 11月29日
- 四 入学試験日及びその前日
- 五 8月10日から8月20日まで、12月28日から翌年1月4日まで及び3月25日から3月31日まで

(使用手続)

第5条 次の各号に掲げる部室を使用する場合は、所

定の使用願を会館事務室に提出するものとする。

- 一 ホール(大集会室)
- 二 小集会室
- 三 和室
- 四 共用連絡室
- 五 小談話室
- 六 音楽休養室

(使用上の注意)

第6条 会館を使用する者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- 一 使用時間を守ること。
- 二 許可された目的以外の用途に使用しないこと。
- 三 室内の諸施設、物品等を無断で移動、改廃及び新設をしないこと。
- 四 掲示類は、所定の場所以外に行わないこと。
- 五 使用後は、室内の清掃を行い、備品を原状に復する等施設の保全、清潔及び美化に努めること。
- 六 火気の使用、戸締まり及び電灯の点滅等については、細心の注意をはらうこと。
- 七 会館内では飲酒しないこと。

(損害賠償)

第7条 会館を使用する者が、施設及び備品等を滅失

又は破損した場合は、その損害を弁償しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、その額を減免することがある。

(使用の禁止)

第8条 会館の使用を許可された者が、許可条件に違反するときは、学生部長は、その使用許可を取り消し、その者に対し、以後の使用を禁止することがある。

2 その他この細則に違反した場合は、以後の使用を禁止することがある。

附 則

この細則は、昭和53年2月22日から施行する。

14. 保健管理センター規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、お茶の水女子大学学則第53条の規定に基づき、お茶の水女子大学保健管理センター（以下「センター」という。）に関する必要な事項を定める。

(目 的)

第 2 条 センターは、本学の保健管理に関する専門的業務を行い、もって学生及び教職員の健康の保持増進を図ることを目的とする。

(業 務)

第 3 条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- 1 学内保健管理計画の立案に関すること。
- 2 保健管理の充実向上のための調査研究に関すること。
- 3 定期及び臨時の健康診断に関すること。
- 4 精神衛生等についての相談、助言に関すること。
- 5 健康相談に関すること。
- 6 学生相談に関すること。
- 7 健康診断の事後措置等健康の保持増進に必要な指

導援助に関すること。

8 環境衛生及び伝染病の予防についての指導援助に関すること。

9 その他健康の保持増進について必要な専門的業務に関すること。

(組 織)

第 4 条 センターに次の職員を置く。

- 1 所 長
- 2 所 員
- 3 看 護 婦

(所 長)

第 5 条 所長は、本学の教授または助教授をもってあ

てる。

2 所長は、センターの所務を掌理する。

3 所長の選考に関する規程は、別に定める。

(運 営)

第 6 条 センターの円滑な運営を図るため、保健管理

センター運営委員会を置く。

2 前項の委員会に関する事項は別に定める。

(附属学校)

第 7 条 センターは、第3条に掲げる業務を行うほか、

附属学校の生徒、児童及び幼児の保健管理に関する業

務の実施について協力する。

(事 務)

第 8 条 センターの事務は、学生部厚生課（教職員にかかわるものは庶務課）において行う。

附 則

この規程は昭和47年7月12日から施行し昭和47年5月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和48年5月23日から施行する。

附 則

この規定は、昭和52年6月18日から施行する。

15. 保健管理センター運営委員会規程

(趣 旨)

第 1 条 お茶の水女子大学保健管理センター規程第6条の規程に基づき、お茶の水女子大学保健管理センターに関する必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の事項を審議する。

- 1 保健計画に関する事項
- 2 センターの事業計画に関する事項
- 3 保健管理センター所長および所員の人事に関する事項
- 4 その他保健管理に関する必要な事項

(委 員)

第 3 条 委員会は次に掲げる者をもって組織する。

- 1 保健管理センター所長
- 2 各学部教授会から選出された教官各2名
- 3 附属学校から選出された教官2名
- 4 保健管理に関する専門的知識を有する教官3名以内
- 5 学生部長

6 事務局長

2 前項2号および3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は学長が任命する。

(委員長)

第4条 委員会には委員長を置き、所長をもってあてる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故のあるときは、委員長の指名する者がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の成立には、委員過半数の出席を必要とする。

2 委員会の議事は、出席者の過半数により決し可否同数のときは議長の決するところによる。

第6条 第2条第3号の審議事項は、大学教官である委員をもって行い、委員の4分の3以上の出席を必要とする。

2 前項の審議の手続は学部教授会の審議の手続の例に準ずる。

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者

を出席させることができる。

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は委員会が定める。

第9条 委員会に関する事務は学生部厚生課で行う。

附 則

1 この規程は昭和47年7月12日から施行し昭和47年5月1日から適用する。

2 お茶の水女子大学ヘルスセンター運営委員会規程(昭和37年2月14日制定)は廃止する。

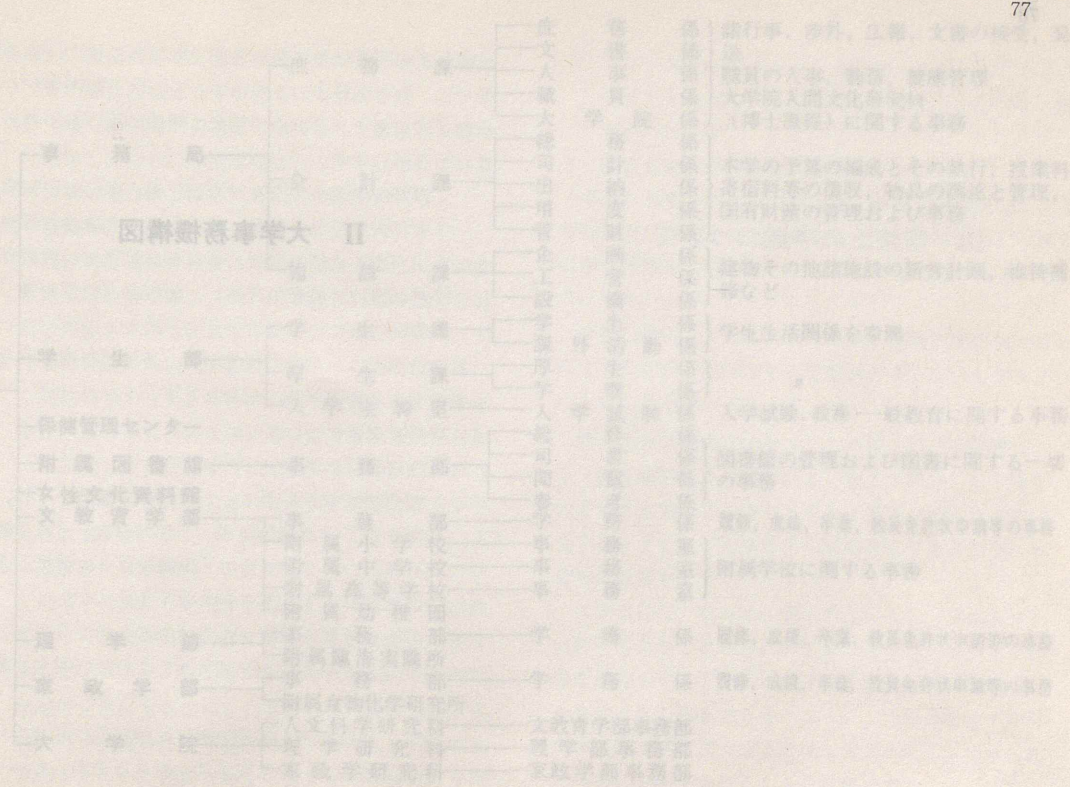
3 この規程の適用日から施行日までの間において、ヘルスセンター運営委員会の行った決定事項は、この委員会の決定事項とみなす。

附 則

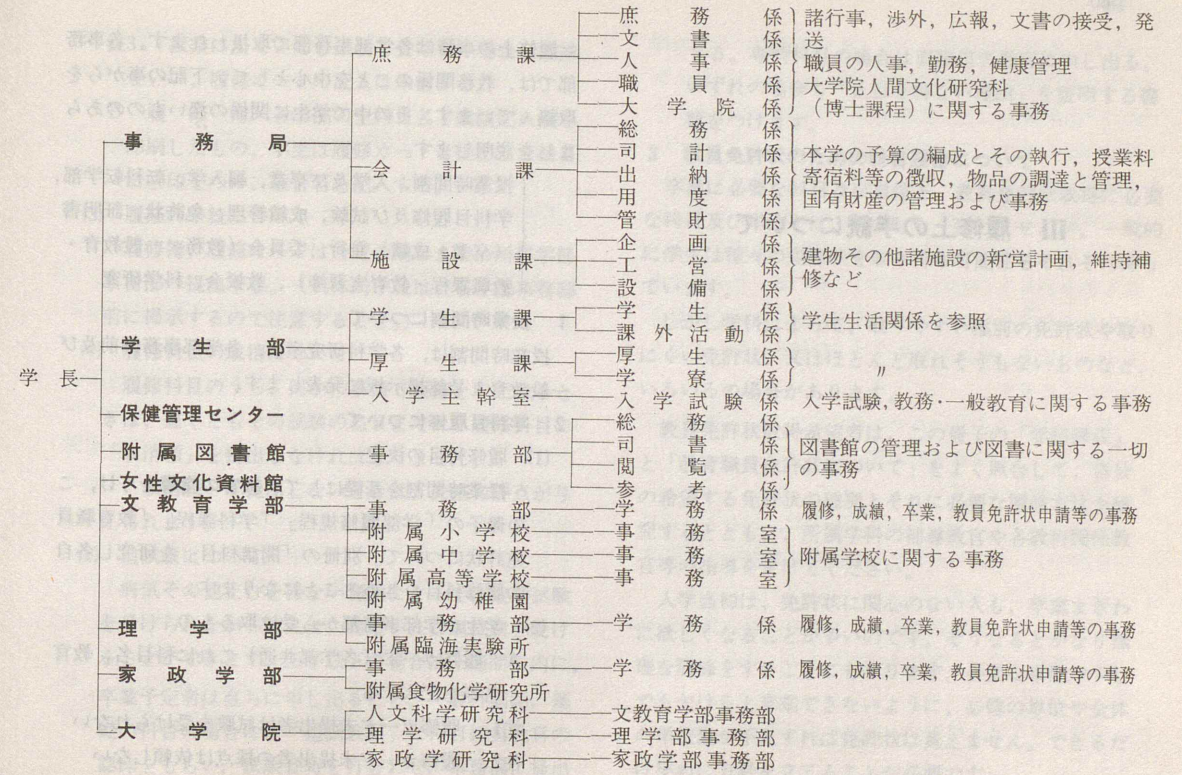
この規程は、昭和48年5月23日から施行する。

附 則

この規程は、昭和52年6月18日から施行する。



II 大学事務機構図



III 履修上の手続について

履修上の事務は各学部事務部で取扱われます。各事務部では、教務関係のを中心として、下記の事がらを取扱っています。その中で学生に関係の深いもののみを説明します。

授業時間割、入学及び卒業、編入学、転科転学部、学科履修及び試験、成績管理、免許状、証明書（卒業・成績）発行、委員会（教務・一般教育・教職課程・教育実習等）、教授会、科学研究

1 授業時間割について

授業時間割は、各学科研究室前、各学部事務部前及び一般教育1号館掲示板に発表します。

2 学科履修について

(1) 履修科目の決定

授業時間割を基礎にして、**教官の指導をうけ**、この冊子の「学部履修規程」「学科課程」「教育職員免許状について」別冊の「開講科目」を研究し各自の履修科目をきめることとなります。

(2) 学生が学部事務部から受け取るもの

A 履修カード（各学部共通）これに科目名、教官名等を記入する。

注1. 履修カード未提出者は試験を受けられない

注2. 履修カード未提出者の採点は依頼しない

注3. 授業に出ていても試験を受けない場合を聴講といい、履修カードの記入は朱書する。

B 履修簿 各学部の全科目名と成績記入欄を印刷したもの。学生は履修カードを提出した科目に○印をつけ、教官名を記入する。

(3) 履修の手続について

履修簿、履修カードは所定の期日までに所属学部事務部へ提出する。（具体的手続は、各学部事務部前に掲示するので注意すること。）

(4) 履修科目の取消について

履修科目のうち、何かの事情で履修を取止めるときは、遅くともその試験の当日までに、履修科目の「取消願」を提出しなければなりません。

「取消願」を提出しないときは、失格の評点が与えられます。

(5) 追試験について

病気その他止むを得ない理由によって、定期試験を受けられなかった人は、希望すれば追試験を受けることができます。三年以下の場合は一週間以内に、卒業予定者は直ちに申し出ること。一般外国語、基礎の科目の場合には「追試験願」に科目担当教官の認印をもらい、試験日時を打合わせ、事務部に提出

する。専門科目の場合は直接担当教官に申し出る。いずれの場合も「止むを得ない理由」を証明する書類をつけます。

3 教員免許状のための科目履修について

卒業に必要な科目及び単位と、教員免許状取得に必要な科目及び単位とは、必ずしも一致しませんが、一般的に学生は種々の免許状を取り得る可能性をそれぞれ持っています。

しかし学科によって、取りやすい種別の免許状や取りにくい免許状、又はほとんど取れそうもないものなど、いろいろ場合があります。

教員免許状取得希望者は、この冊子の「学科課程」と「教育職員免許状について」をよく照合して、自分の希望する免許状の種別とそれに必要な履修方法を研究するとともに、所属学科の補導教官や各教科関係教官等の指導を受けてください。

入学当初は、免許状に関心のない人も、卒業まぎわに欲しくなることが多いのです。そうなるとかなり無理な履修をすることにもなります。必要な単位が少しでも欠けると卒業できないように、必修の単位や全体の単位数が不足すれば免許状は貰えません。できるだけ早めに方針を立てることが必要です。

なお、教職教育科目のうち「教科教育法」（各免許教科ごと）を第3年次に履修していなければ、第4年次に「観察参加」と「教育実習」を履修することができないから注意してください。

4 授業と休業日について

定期休業日は「学則」の中に定められています。しかしいろいろな行事や事由のため臨時に授業が休みとなる場合があります（半日、全日等）、春、夏、冬の休業期間の始めや終わりも必ずしも学則どおりにいかない場合もあります。それらはすべて「学部事務部」を通して掲示されます。

教官が病気その他のため休講するときは、教官からの連絡により、事務部前に掲示されます。

5 定期試験について

学年を分けて、9月30日までが前期、10月1日以後が後期です。各期の終りに定期試験の期間が1週間ずつ設けられています。

各科目とも、前期後期それぞれの終了時に試験を行うのが原則ですが、前期末の試験を省く科目もあります。

前期だけで終る科目は、もちろん前期末に試験を行います。

これらの試験は、その期間内の平常の時間割で行われるのが通例です。学生は、事前に教官と必ず打合わせ、筆記試験・レポートの別、その日時・場所について承知しておかねばなりません。前期末の試験は、9月下旬までに終り、そのあと試験休みとなり、後期末試験は2月中旬に行います。

6 転学部・転学科について

学部内の他学科又は他学部への転入は下記規定によって行われます。

転学部・転学科は一般に学年が進むほど困難が加わるので、もしどうしても希望するなら、できるだけ早い時期に決断することが望ましいと思われます。希望者は補導教官その他のアドバイスを十分にきいたうえで決定の参考にしてください。

1 転学部・転学科を申し出ることのできる学生は、転学部・転学科の時期において在学1年以上となる見込のものとする。

転学部・転学科の期日は4月1日とする。

2 「転学部・転学科願」は所定の様式により、所属学科・所属学部事務部を経て学部長に前年度1月末日までに提出する。

転学部・転学科受験許可は、2月中旬までに関係教授会の議を経るものとする。

3 転学部・転学科の可否の判定は当該学生の入学試験成績、在学中の成績及び転学部・転学科試験成績を総合判定し、受入学部教授会の議を経て決定する。

4 試験の期間は、2月下旬より3月上旬までの間に行う。

5 転学部・転学科の許可は本人に通知する。

6 転学部・転学科の在学期間は受入学部教授会の議を経て決定する。

7 証明書の発行

学生、卒業生等が卒業（見込）証明書、成績証明書、単位修得（見込）証明書等を希望するときは、学部事務部備付けの「証明書交付申込簿」に記入しなければなりません。卒業証明書は大体その日に、成績証明書は4日目（ただし土曜午後・日曜は除く）までに作成します。

8 教務関係事務の相談

履修上の各種の疑問は、主任教官や学部事務部に問合わせ、事務部で解決できないときは、委員会や教授会等にはかりますから、相談してください。

9 掲示の場所

事務部が学生に連絡する事項は事務部前に掲示します。重要なことや学部共通のことは、屋外掲示板にかかげることもあります。見落しのないよう毎日一度は掲示に注意してください。

転学部願
学科

昭和 年 月 日

お茶の水女子大学長殿

学科主任	補導委員
------	------

学部 学科 専攻 昭和 年度生

氏 名 印

(〒)

連絡先 (TEL ())

下記の理由により 学部 学科 専攻へ

転学部転学科したいので許可くださるようお願いします。

理由 ()

学部長	事務長	係長	係
-----	-----	----	---

学部長	学科主任	補導委員	事務長	係長	係
-----	------	------	-----	----	---

(昭和 年 月 日教授会決定)

転学部転学科について

左記転学部転学科願については、下記のとおり決定した。

記

学部 学科 専攻

氏 名

上記の者は、学部 学科 専攻 (年次) へ

転学部転学科することを承認する。
転学部転学科することを承認しない。

附「外国語科目」の履修について

外国語 8

外国語科目は英語・ドイツ語・フランス語・ロシア語及び中国語に分かれている。外国語 8 とは 1 か国語についての修得単位数を示す。

- 2 外国語科目を 2 か国語以上修得する場合は、1 か国語を必修科目とし、他の 1 か国語は選択科目として、履修することとなる。
- 3 なお、外国語科目の履修については次の内規がある。

区 分	英 語		ド フ ラ ン ス 語		中 国 語		英 語		ド フ ラ ン ス 語	
	(一 年 次)	(二 年 次)	文 法	演 習	読 本	上 級	会 話 全 一	会 話 全 二	高 級 初 級	会 話 上 級
単 位	4	4	1	1	2	4	2	2	2	2
毎 週 授 業 時 数	4	4	2	2	2	4	2	2	2	2
摘 要	外国語 8 の該当科目					外国語 8 以外の科目 (自由選択科目)				
備 考										

「体育実技」の履修について

体育実技では、所定の 2 単位 (90 時間) を、次の計画に参加して履修する。

- 1 正規の授業時間割による実習を第 1 コースといい、第 I, II 年次のあいだに 60 時間 (場単位×4) を履修する。
- 2 別に定める学内及び学外における体育計画に参加するものを第 2 コースといい、30 時間を第 IV 年次前期終了までに履修する。

第 2 コースの計画は次のとおり予定している。

- (1) シーズンスポーツ
スキー実習 1 月上旬 3 月上旬 計 80 名 各 15 時間
水泳実習 7 月上旬 約 50 名 6 時間
オリエンテーリング 5 時間×3

- (2) 特別コース
モダンギムナスティクス
前・後期 約 50 名 各 15 時間×3
選択球技
前・後期 約 50 名 各 15 時間×7

注) 上記の第 2 コースについては、スキーを除いて同一種目を何回履修しても差し支えない。

IV 図書館の利用について

1 利用対象者

本学教職員
本学学生及び附属高等学校生徒
その他館長が特に許可した者（上記卒業生を含む）

2 開館時間

平日 9時～18時（授業のない日は17時まで）
土曜日 9時～15時（授業のない日は12時まで）

3 閉館日

日曜及び国民の祝日
日曜と祝日が重なった場合の次の月曜日
本学創立記念日（11月29日）
本学卒業式当日（3月23日）
年末及び年始
その他都合により随時

4 分類

昭和37年9月迄は本学独自の分類で、この種の図書は大部分書庫に入っています。（通称旧分類）
昭和37年10月からは日本十進分類法による事となり貴重書、逐次刊行物等を除いて、大部分開架図書室に出してあります。（通称新分類またはN. D. C）

5 目録

図書館にある目録は、大学全体に所蔵されている図書

の総合目録です。目録には書名目録、分類目録、人名目録があり、それぞれ和書洋書にわかれています。カード右上に配備部局とあるのは、その図書を現に所蔵している場所を示しています。図書館の本はここが空欄になっています。

6 図書の利用

図書の館外貸出は、学部学生は3冊1週間、大学院学生は5冊2週間です。図書の館内閲覧は同時に5冊迄利用出来ます。図書は主として旧分類図書は書庫に、新分類図書は開架図書室においてあります。

1 書庫にある図書の利用

書庫にある図書は、備付用紙に請求記号、書名を記入し、出納台へ出してください。
（大学院学生は入庫出来ます）

2 開架図書室にある図書の利用

図書閲覧票を出納台に提出してロッカーの鍵を受けとり、所持品をロッカーに納めて入室します。この室内での閲覧は自由ですが、一度利用した図書は元の所へきちんと返してください。館外への帯出を希望の場合は、図書に添えてあるブックカードに所属学科、入学年度、氏名を記入して図書と一緒に出納台へ出してください。

3 参考図書室の利用

入室の手続きは上記の場合と同じです。この室には「新聞・雑誌コーナー」のほかに、辞書・事典類、目録、索引、年鑑、ハンドブック、図鑑、年表、地図などの参考図書と、Chemical Abstracts, Nature, Science等の資料が置いてあります。又、学術雑誌総合目録や雑誌記事索引も置いてあります。これらはすべて室内利用に限ります。複写を希望の方は出納台へ申し出てください。

大学や研究所の紀要、新聞や雑誌のバックナンバーを希望の方は出納台へ申し出てください。

4 複写機の利用

ゼロックスによる複写は1枚40円で、複写窓口は一階事務室の受付にあります。原則として翌日出来上ります。学生複写室のリコピーは、中速用感光紙を持参の上各自利用ください。

5 学外図書館の利用

他大学の図書館を利用したい方、国立国会図書館の図書を借りたい方は、参考係までお出ください。必要に応じて紹介状を発行いたします。紹介状の発行には図書閲覧票と印鑑が必要ですのでご持参ください。その他、不明の点は何でも係員におたずね

ださい。

研修の意義
研修の意義
研修の意義

研修の意義
研修の意義
研修の意義

V 学生生活関係

1	厚生補導機構	89
2	学生部	90
3	補導委員	90
4	顧問教官	91
5	課外活動	91
6	学生教育研究災害傷害保険制度	96
7	学生会館	97
8	保健管理センター	98
9	奨学金	101
10	学資貸付金	106
11	就職・アルバイト	107
12	財団法人学徒援護会について	108
13	授業料免除等	109
14	宿舎	112
15	下宿・貸間等	114
16	食堂	115
17	学生証	119
18	通学証明証・学割証	120
19	在学証明書	121
20	休学・退学・他大学への転学	121
21	身上の異動について	122
22	諸手続一覧	123

1. 厚生補導機構

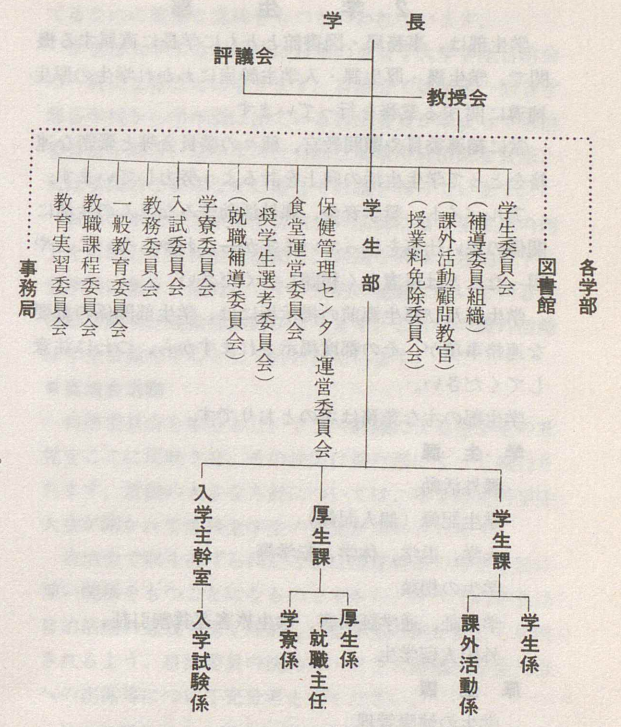
学生時代には、教室で深い教養を身につけ、専門の学術研究に励むのが第一ですが、いっぽう、その余暇に課外活動や交友その他日常生活を通じて、人格形成の糧を得、貴重な社会的経験を深めていく面も、それに劣らず大きな比重をめています。

この両面の成果をあげるために、大学には右の図に示すような厚生補導機構があります。

学生に関係の深い事柄については、それぞれ委員会が設けられていて、関係教官によって慎重に審議されます。

各クラスには補導委員があり、文化部、運動部の学生団体には顧問教官があって学生からの相談に応じています。

また、修学途上においては心身共にいろいろ困難な問題に出会うことがあります。そのような時にはもちろん補導委員に相談してよいのですが、そのほかに保健管理センターの診療室や学生相談室があって専門的立場から相談に応じています。



2. 学 生 部

学生部は、事務局・図書館とともに学長に直属する機関で、学生課・厚生課・入学主幹室にわかれ学生の厚生補導に関する業務を行っています。

常に補導委員や顧問教官、種々の委員会等と緊密な連絡をとって学生生活の向上を計るよう努力しています。

アルバイト、奨学資金、課外活動等みなさんの生活に関係の深い仕事を扱っていますから、わからないことや困ったことは遠慮なく相談してください。

学生課及び厚生課前の掲示板には、学生部関係の重要な連絡事項が、その都度掲示されますから、つねに注意してください。

学生部の主な業務は次のとおりです。

学 生 課

課外活動

学生記録（個人記録）

入学、退学、休学、転学等

学生の相談

学生証、通学証明書、学生旅客運賃割引証、

外国人留学生

厚 生 課

学生の健康管理

授業料の免除、徴収の猶予又は分納

奨学金

就職・アルバイト

学 寮

食 堂

学資貸付金

学生教育研究災害保険

下宿・貸間等の紹介

入学主幹室

入学試験に関すること。

教育課程の編成及び授業に関すること。

一般教育に関すること。

教育職員免許法に基づく事務に関すること。

委員会（入学試験、教務、一般教育、教職課程、教育実習）に関する事務。

3. 補 導 委 員

各学科学年別に補導委員があり、次のような組織で定められています。

各クラスの補導委員は別冊の開講科目に記載されています。

補導委員組織

- 1 専攻学科別に補導委員をおく。

委員は教授・助教授・専任講師でその所属学科主任の推挙した者。

2 委員選出の方法

学科主任が各年次の責任者を決定する。

3 委員の任務及び任期

任 務 学生生活の向上に関する学生の補導（学习上、健康上の問題、育英奨学金の世話、その他一般的補導）

任 期 委員の任期は一年とする。ただし、重任を妨げない。

4. 顧 問 教 官

自治会文化部・運動部等に属する学生団体の各々には顧問教官があります。顧問教官には団体のメンバーが最も適当と思われる先生を依頼しています。団体の活動については先生と十分に連絡をとって課外活動の成果をあげてください。

5. 課 外 活 動

（担当・学生課課外活動係）

大学の四か年在学中勉学の余暇を利用して正課以外の学術・社会・芸術・宗教・スポーツ・レクリエーションなどに関する活動に参加する経験は、豊かな人間性を育

てるために重要な意味をもつといわれています。

学生は入学すると同時にお茶の水女子大学学生自治会の一員になることとなります。自治会では毎週一回各学部各学科から学年別に出ている自治委員が集まって自治委員会を開き、全学生の社会的な要求や経済的な要求、又は学問的な要求などに応じて討議を行っています。

お茶の水女子大学学生自治会の活動には学生生活の向上を目的とする自治会活動と、共通な興味と目的の下に全学的に集り、協力してその目的の達成に動いている文化部活動及び運動部活動があります。これらの課外活動は学生会館を中心として行われています。

●自治会活動

自治委員会を中心とし、クラス討議による全学生の意見をここに反映させ、その決定は執行部によって執行されます。活動の大きな方針については、年2回定例学生大会が開かれて直接全学生の意見が求められます。

自治会で取りあげられたことは現在将来の学生生活に深い関係をもつことになるのですから、すべての学生は自治活動の意義を深く理解し、全学生の声が正しく反映されるよう、自治委員の決め方・クラス討議・学生大会への出席等について充分考えてください。

どんな場合でも大学との関係は信頼と理解であって、

学生委員会と自治委員会又は執行部はよく懇談会を開いて隔意のない話し合いをしています。委員の学生はこういうときには是非出席して意見を交換し、学生委員会の声をクラスに伝えてください。

●文化活動、運動部活動

みなさんの負担している自治会費の中から補助をうけて文化部、運動部は次のような活動をしています。

文化部

児童文化研究会(しいのみ)、美術部、写真部、漫画研究会、日本舞踊研究班、書道部、ドイツ文化研究会(ロールペールクランツ)、仏法研究会、エスペラント研究会、E.S.S.、狂言研究会、中国研究会、永川下セツルメント、「障害」者問題研究会(どんぐり)、華道部、お茶の水管弦楽団、ギタークラブ、軽音楽研究会「お茶大フォーク村」、芸能山城組お茶大智美組合唱団、フォークソングクラブ「ちゃみい」、箏曲班、白ばら会合唱団、東京コンコルディア女声合唱団、緑会合唱団、合唱団「あぐらさ」、ピアノ班、演劇研究班、表千家茶道部、裏千家茶道部、長唄三絃の会、

運動部

バレーボール部、バスケットボール部、軟式庭球部、硬式庭球部、卓球部、モダンダンス部、リモーネスキー

クラブ、お茶の水剣道部、フィギュアスケート部、ワンダーフォーゲル部、バトミントン部、弓道部、山岳旅の会、野外研究会

以上の部活動団体のほかに自治会に属さないで活動している団体もあります。

以上の各班は日常定期的に集会をもっていますが、秋には徽音祭(開学記念行事)といって体育祭、文化祭が全学的に催されます。

学内におけるこれらの学生活動が、それぞれ円滑に行われるために学生準則があります。

学生準則にかかわる問題がおこったとき、又は自治会等に問題があるときは学生委員会と自治会執行部は協議会を開いてその解決に向けて努力しています。

●大学院生会規約

第1条(名称)

本会はお茶の水女子大学大学院生会(略称院生会)と称する。

第2条(目的)

本会は院生の自治活動に基き、院生相互の理解と研究交流を深め、研究、生活の諸条件の向上をはかり、学問研究の発展の推進力となることを目的とする。

第3条(構成)

本会はお茶の水女子大学大学院生(以下会員と称する)全員によって構成される。

第4条(機関)

本会は次の機関を置く。

- (1) 総会 (2) 代議員会 (3) 常任委員会
(4) 臨時小委員会

第5条(総会)

- 1 総会は本会の最高決議機関である。
- 2 総会は次の場合に常任委員会により召集される。
 - (1) 年二回(5月と11月)の定例総会
 - (2) 臨時総会これは、代議員会が総会を開く必要があると議決したとき及び会員の $\frac{3}{5}$ 以上の署名による要請が常任委員会へ提出されたとき開かれる。
- 3 総会を開くにあたって、常任委員会は三日前までに総会の議題、日時、会場を会員に公示しなければならない。
- 4 総会の定足数は全会員の $\frac{3}{5}$ とする。但し、委任状は定足数の $\frac{3}{5}$ までを有効とし議決権は認めない。
- 5 総会における決議は出席者の過半数の賛成を得たとき、成立する。
- 6 総会が成立しなかったとき、または開くことが困難なとき、投票により、全会員の $\frac{3}{5}$ 以上の回収を得て

その過半数の賛成を得たとき、総会の決議に代えることができる。

第6条(代議員会)

- 1 代議員は各専攻より10名に1名の割合(但し端数は切り上げる)で選出された代議員とオブザーバーにより構成され、総会に次ぐ決議機関である。院生は全員オブザーバーになることができ、代議員と同等の発言権を有する。院生以外の者は、その都度代議員の承認を得てオブザーバーになることができ、代議員の承認を得て発言できる。
- 2 代議員の任期は6ヶ月(一期6月～11月、二期12月～5月)とし、再任は妨げない。
- 3 代議員は次の常任委員を選出する。但し代議員は常任委員を兼ねることができない。
- 4 代議員会は次の場合に常任委員会により召集される。
 - (1) 毎月1回の定例代議員会。
 - (2) 臨時代議員会 これは常任委員会が必要と認めるとき、及び代議員の $\frac{3}{5}$ 以上の要請または、臨時小委員会からの要請があったときに開かれる。
- 5 代議員会の定足数は全代議員の過半数とし、議決は出席者の $\frac{3}{5}$ 以上の賛成を得て成立する。

委任状の扱いは総会のそれに準ずる。

6 代議員の委任代行は、各専攻の責任のもとに正式代議員と同等の資格を有する。

第 7 条 (常任委員会)

常任委員会は代議員会より選出された常任委員より成り、本会の執行機関を構成する。

常任委員の任期は代議員のそれに準ずる。

委員長 (1名) 本会全体を代表し統括する。

副委員長 (1名) 委員長の補佐を行う。

会計 (1名) 本会の会計を行う。

書記 (1名) 本会の記録を行う。

渉外 (1名) 主に対外交渉を行う。

第 8 条 (臨時小委員会)

本会の各機関 (総会、代議員会及び常任委員会) は各研究科その他に特殊な問題が生じた時間問題に応じ臨時小委員会を設置することができる。臨時小委員会の決定は代議員会の承認を得て執行される。

第 9 条 (会 計)

全会員は毎年会費を納める義務を負い、その額は200円とする。

会計報告は年二回の定例総会においてなされる。

第 10 条 (規約改正)

本会規約の改正は総会により、出席者の過半数の賛成を得て行うことができる。

細 則

1 旧代議員及び常任委員は、新代議員及び常任委員が決定されるまで一切の任務を続行しなければならない。

2 会費の徴収は常任委員会が行う。

付 則

本規約は昭和45年3月10日をもって発効する。

● 課外活動に関する手続きの主なもの

団体の設立について——(学生準則参照)

団体を設立しようとするときは、顧問教官を定めて所定の様式に記入し、規約・名簿等を添付し自治会の承認をえて学生課に提出してください。

顧問教官をお願いする先生が見つからないで団体の設立に困るときは、学生課に相談に来てください。毎年5月末に**団体更新届**を出すことになっています。この届を出さないと公認団体としての活動ができなくなります。

新 学 期	新 学 期	新 学 期
1978	1979	1980
1,500円	1,500円	1,500円
1,500円	1,500円	1,500円
1,500円	1,500円	1,500円

集会について——(同)

集会は主に学生会館で行われています。

学生会館を使用するときは、学生会館のとりきめにしたがってください。

教室その他の施設を使用するときは、集会届に記入し、顧問教官の認印をうけて学生課に提出してください。施設にはそれぞれ管理する部局があり、借りる場合にはその承認が必要です。学生課の認印をうけたら借りようとする部局の承認を得てください。集会届はおそくとも8日前に提出してください。

集会では、備品の管理、火器に充分注意し、また器物を破損したときはすぐ学生課 (時間外の場合は宿直室) へ届けてください。

掲示について——(同)

用紙は新聞1頁大以下のものを持ち、なるべく多数の人が利用できるようにしてください。大書した字や色彩のつよい掲示しか目に入らないということのないようにしたいものです。

掲示内容に事実と誤りがあるもの、あきらかに他人の迷惑となるもの、掲示の責任者が明記されていないもの、公認団体でないもの等は注意をうけます。

掲示板には自治会管理のものとして一般掲示板とがあり

ます。自治会の掲示板には、自治会活動（課外活動を含む）のものを掲示し、自治会が管理します。

一般掲示板に掲示するときは、学生課で押印して、掲示期間、掲示場所等を書き入れます。

立看板については一般掲示と同様に取り扱います。

掲示は必ず所定の掲示板に掲示し、それ以外のごころには掲示しないようにしてください。

期間のすぎた掲示は各自責任をもってとりはがしてください。

学内でピラをまくには、署名運動等をするには——(同)

前もって学生課に届け出てください。これらは自治会管理となっていますが、大学としては管理上学内で行われていることは一応知っていなければならないのです。

6. 学生教育研究

災害傷害保険制度

(担当・厚生課厚生係)

昭和51年度から学徒援護会が実施主体となり上記の制度が発足しました。

この制度は大学の正課中における不慮の災害事故により学生のうけた傷害に対する救済措置として実施されるものです。

掛金と保険期間

保険期間	掛金(保険料分)担金適用区分	
	文教育学部	理学部 家政学部
1年間	350円	850円
2年間	600円	1,550円
3年間	900円	2,250円
4年間	1,150円	2,900円

(詳細は厚生課厚生係まで問合せ下さい。)

7. 学生会館

学生会館は、単なる集会の場としてではなく、学生相互並びに学生・教職員間の親睦を深め、学生の教養を高め、課外活動を盛んにするとともに、学園生活を豊かにすることを目的としています。

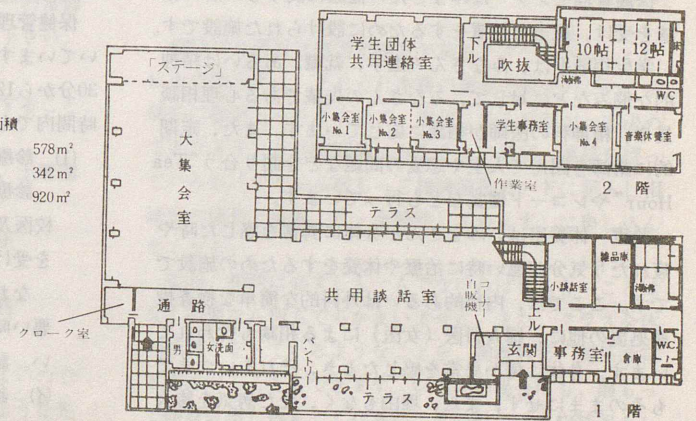
建物は、鉄筋コンクリート2階建(延面積920㎡)で、1階にはホール(大集会室)、共用談話室、小談話室、事務室、倉庫があり、2階には共用連絡室、小集会室、和室、音楽休養室等があります。

このうち、指定された部室を使用する場合は、所定の使用願を会館事務室に提出することになっていますが、それ以外は自由に使用できます。詳細については、事務室に問い合わせてください。

なお、開館時間、休館日は、原則として次のとおりです。

- 開館時間 午前9時～午後9時
- 休館日 日曜日、祝日、創立記念日、入学試験日及びその前日、8月中旬の10日間、年末年始、3月25日から3月31日まで。

各階面積	
1 F.L.	578㎡
2 F.L.	342㎡
計	920㎡



8. 保健管理センター

昭和51年3月に新しい建物が附属図書館前にできました。1階が検査室、測定室およびレントゲン室、2階が診察室、看護室、休養室および学生相談室になっています。

保健管理センターはみなさんの健康に関する一切の相談を受け、適当な処置をするために設けられた施設です。

学生相談室は、みなさんの進学、就職、あるいは精神的な悩みなどに対して、みなさんの先輩である心理相談員や、精神科の医師が相談に応じています。また、定期的に講師を囲んで人生や恋愛の問題などを語り合う“Tea Hour”やレコード鑑賞なども行っています。

診療・休養室は、みなさんが身体に異常を感じた時や疲れたり気分が悪い時に治療や休養をするための施設です。ここでは、内科的あるいは外科的な簡単な検査投薬処置の他に、婦人科医（女医）による相談も行われています。身体に何か異常を感じたとき、それをいつまでもそのままにせず、また、理由もなく、ただ病気を誇大視して恐れるようなことのないように、はっきりと原因

を確かめ、それに応じた処置をとって、積極的に健康の保持増進につとめてゆきたいと思います。

保健管理センターはみなさんのホームドクターとお考え下さい。

保健管理センターの利用について

保健管理センターがどのようなものか、よく解ったことと思しますので、ここで実際に具体的なドアの叩き方、またその中の様子をお知らせしましょう。

保健管理センターは午前9時から午後4時30分まで開いています。（ただし土曜日は12時まで）昼休みは11時30分から12時30分までですが、急を要する場合は、この時間内でもさしつかえありません。

(1) 診療室、休養室について

診療室には、毎日医師と看護婦が勤務しており、校医及び嘱託医の診療、健康に関するアドバイスを受けられるようになっています。

なお、休養室にはベッドが2台あります。気分の悪い時、休養を要するときはいつでも御利用ください。診療に関する諸費用は次のとおりです。

(イ) 診療、健康相談…本学教職員、学生、生徒はすべて無料

(ロ) 治療（薬品、衛生材料などの使用を含む）について…急を要する疾病、傷害については、原則として(イ)と同様無料です。

(ハ) レントゲン検診…大学が行う所定の健康診断（定期・臨時）のとき全員無料

(ニ) 治療に必要な諸検査…無料

なお、現在、第1、第3金（午後）は精神科、第2木（午後）は婦人科、のそれぞれの専門医の相談を受けられます。アポイントメントのため、先ずセンターの常勤スタッフ（医師、看護婦、相談員）に申し出て下さい。

(2) 測定、検査について

現在のところ、次のような測定、検査をすることができます。

- 形態の測定…身長、体重、胸囲、坐高、上膊囲
その他の計測
- 身体機能の測定検査…視力、握力、血圧
- 心電図検査
- 臨床検査…尿、血液、その他の検査材料

(3) 相談室について

相談のためには、どの先生に希望してもよいのですが、保健管理センター相談室には、次のような先生が専門的に相談委員になっています。

相談委員氏名	所属学科
奥野 剛	所 長
浅見 千鶴子	(児童学科) 学生相談担当所員
藤永 保	教育学科
田口 恒夫	児童学科
中山 時子	文学科(中文)
湯沢 雍彦	家庭経営学科

相談担当所員は毎週木曜日午後センターにおられます。以上の諸先生は、それぞれ本務の講義や研究のため、時間的に制限もありますので、相談に当る日時が一応決めてあります。その時間内はみなさんの希望、連絡を待っているわけですから前もって相談申込カードに記入し相談室の係員（毎週、月・金勤務しています）に申し込んでください。

なお、相談は必ずしも一人でなければならないことはなく必要なら何人でもかまいません。また、クラス全体の問題となっているようなことを、補導教官、関係教官と相談することもできます。いずれの場合にも、前もって係員に申し込んでください。その他、学生相談室としてのいろいろな活動、例えばティーアワーなどを行いま

相談申込カード

No. _____ 申込年月日 年 月 日

氏 名 _____

生年月日 昭和 年 月 日生(才)

所 属 学部 学科 専攻 年

連絡先 _____

健康状態 良. 可. 不可.

相談担当日時 希望 月 日 時~ 時

① 月 日 時~ 時

② 月 日 時~ 時

相談担当者 _____

相談に関する希望事項

すので大いに活用してください。
相談についてのこと、またそれ以外のことでも、希望すること、不明なこと、不満なこと、ちょっとたずねたいことなどありましたらどうぞ係員のところにおいでください。皆さんのための学生相談室です。どうぞ、どしどし利用してください。必要があれば、秘密を確保することにもなっています。個人的な相談に関する内容、記録などは、もちろん一切他にもれるようなことはありません。

9. 奨 学 金

(担当・厚生課厚生係)

日本育英会奨学金制度

1. 日本育英会の性格

日本育英会は、優秀な学徒であって、経済的理由により修学困難な者に、学資の貸与その他育英上必要な業務を行って国家有用の人材を育成することを目的とする日本育英会法に基く特殊法人です。

日本育英会は、すべて昭和19年2月16日制定された日本育英会法（法律第30号）及びこれに基づく日本育英会規程によって運営されているもので、次のような性格を持っています。

- 1 教育の機会均等の精神を基とし、奨学生の採用については、国立私立、昼夜間、男女等による差別はありません。
- 2 貸与されている奨学金の財源は、主として国民の負担する税金によるものです。
- 3 毎年卒業する奨学生からの返還金は、翌年の事業費に繰り入れられます。したがって、現在奨学生が貸与されている奨学金には、先輩からの返還金が含

まれていて、返還金は、育英会の生命を保つために絶対に必要なものです。

2. 奨学生の資格

- 1 日本育英会から学費の貸与を受けることのできる者は、日本国民であって、学校教育法による高等学校（別科、専攻科を除く。ただし、盲、ろう学校専攻科を含む）大学（別科を除く）及び大学院に在学する学徒です。
- 2 日本育英会から学費の貸与を受ける学徒(奨学生)は、品行方正、学術優秀、身体強健で、かつ、家庭の事情等から学費の支弁が困難と認められる者で、学校長の推薦されたものから選ばれます。

3. 奨学制度と貸与月額（予定）

- A 一般奨学生 15,000円
- B 特別奨学生
 - イ. 自宅より通学する者 17,000円
 - ロ. 自宅以外より通学する者 23,000円
- C 大学院奨学生
 - 修士課程 43,000円
 - 博士課程 54,000円

(備考)

- (1) 原級にとどまったとき又は卒業期間を延長したとき、貸与を停止されます。
- (2) 成績の状況により奨学金の交付が停止・廃止になることがあります。

4. 奨学生出願の手続

1 奨学生を希望するには、現に在学する大学の学長に願書を提出し、推薦を受けなければなりません。従って、本人から願書を、直接日本育英会に提出しても受理されません。すなわち、大学の奨学事務所掌部局（学生部厚生課）から所定の奨学生願書用紙の交付を受け、本人と連帯保証人とが、必要事項をありのままになるべく詳しく記入し、大学に提出するのです。

連帯保証人は、父母兄弟又はこれに代るもので奨学金返還の責を負うものです。

- 2 学長が、在学生から奨学生願書の提出を受け、これを推薦すべきものと認めるときは、奨学生推薦調書に必要事項を記入し、日本育英会に提出します。
- 3 日本育英会においては、提出された書類を慎重に審議して奨学生を決定するわけで、推薦された者が全員採用されるものとは限りません。
- 4 出願書類は、年次又は奨学生の種類によって提出

の時期が違うので注意してください。このことについては、その都度学生部厚生課前の掲示板に掲示します。

5. 家計急変者の応急採用並びに災害による採用について

家計急変による応急採用を必要とする、災害により採用を必要とする者は、別途考慮して推薦されることありますから速やかに連絡してください。

6. 申込の時期

学 年	推薦時期（予定）	種 類 別
1 年 生	1次 6月下旬	一 般 特 別
	2次 10月上旬	一 般 特 別
2 年 生 以 上	5月下旬	一 般 特 別
修 士 1 年 生	5月下旬	一 般
博 士 1 年 生	5月下旬	一 般

※修士課程及び博士課程の2年生以上の推薦は、原則としてありません。

7. 日本育英会奨学金受領資格確認について

昭和53年4月から奨学金が銀行振込になり、奨学金受領資格確認を実施しています。奨学生には奨学金受領資格確認を受ける義務があり、毎年1月、5月、10月に厚生課へ奨学生手帳と印鑑を持参して、確認を受ける訳ですが、1回でも確認を受けない場合は、奨学金の振り込みが直ちに保留になります。病気等の理由により確認を受けることができなかった奨学生は、速やかにその旨を厚生課に連絡し保留解除願を提出してください。2回続けて確認を受けなかった場合は、奨学金の必要がないとみなされて、自動的に辞退していただくことになりますから注意してください。

8. その他の育英資金

その他の団体の奨学生募集は、大学を経由するもの、公報などの公示によって直接本人が出願できるものなど取り扱いがまちまちですから、出願希望者はあらかじめ、出身都道府県市町村教育委員会などに問い合わせる必要があります。またどの団体でも大学の推薦が必要な場合が多いので詳細を厚生係に問い合わせてください。なお、これまで本学の学生で奨学金を受けた団体にはおよそ次のようなものがありますから参考にしてください。

出 発 地	奨 学 金 種 別	募集 期間	募集 対象	募集 要 項
山 東 省	000.21	10月	山東省立済南大学	山東省立済南大学
山 東 省	000.22	10月	山東省立済南大学	山東省立済南大学
山 東 省	000.23	10月	山東省立済南大学	山東省立済南大学
山 東 省	000.24	10月	山東省立済南大学	山東省立済南大学
山 東 省	000.25	10月	山東省立済南大学	山東省立済南大学
山 東 省	000.26	10月	山東省立済南大学	山東省立済南大学
山 東 省	000.27	10月	山東省立済南大学	山東省立済南大学
山 東 省	000.28	10月	山東省立済南大学	山東省立済南大学
山 東 省	000.29	10月	山東省立済南大学	山東省立済南大学
山 東 省	000.30	10月	山東省立済南大学	山東省立済南大学
山 東 省	000.31	10月	山東省立済南大学	山東省立済南大学
山 東 省	000.32	10月	山東省立済南大学	山東省立済南大学
山 東 省	000.33	10月	山東省立済南大学	山東省立済南大学
山 東 省	000.34	10月	山東省立済南大学	山東省立済南大学
山 東 省	000.35	10月	山東省立済南大学	山東省立済南大学
山 東 省	000.36	10月	山東省立済南大学	山東省立済南大学
山 東 省	000.37	10月	山東省立済南大学	山東省立済南大学
山 東 省	000.38	10月	山東省立済南大学	山東省立済南大学
山 東 省	000.39	10月	山東省立済南大学	山東省立済南大学
山 東 省	000.40	10月	山東省立済南大学	山東省立済南大学

育英事業団体

府県名	名称	事業団体	奨学金月額	給貸の別	出願資格及び選考対象者	所在地
東京	都育英資金	都	13,000 大学院38,000	貸	都内に6か月以上居住する者の子弟で大学から推薦された者	千代田区丸の内3-1 都庁総務局
"	大田区育英資金	区	6,000	"	区内に現に引き続き3年以上居住する者の子弟	大田区中央2-10-1 区役所
"	田無市奨学資金	市	5,000	給	市内に6か月以上居住する者の子弟で大学から推薦された者	田無市本町2-9-5 教育委員会
"	青梅市奨学資金	"	4,000	貸	市内に1年以上居住する者の子弟で大学から推薦されたもの	青梅市 教育委員会
"	足立区育英資金	区	4,000	"	区内に引き続き3年以上住んでいる者の子弟で大学から推薦された者	足立区千住1-50 教育委員会
静岡	伊東市育英資金	市	10,000	貸	市に居住する者の子弟で大学から推薦された者	伊東市和田1-16-21 伊東市教育委員会
茨城	茨城県奨学生	県	6,000	"	県内に居住している者の子弟で大学から推薦された者	水戸市3の丸1-5-38 教育庁
富山	県奨学資金	県	6,000	"	"	富山市総曲輪1-7 教育委員会
"	富山市奨学金	市	7,000	"	市内に居住している者の子弟で大学から推薦された者	富山市新桜町7-38 教育委員会
大阪	大阪府育英会	府	5,000	貸	府民の子弟で大学から推薦された者	東区京橋前之町2 元大手前会館
山口	県奨学金	県	3,000	"	県内に居住する者の子弟で大学から推薦された者	山口市上宇野令 教育庁
"	防府市奨学資金	市	7,000	"	"	防府市寿町7-1 教育委員会

長崎	長崎県育英資金	県	5,000	"	"	長崎市江戸町2 教育庁
青森	青森県教育厚生会	財団法人	第1種年額100,000 第2種年額50,000	給	"	青森市橋本1-2-25 教育会館
東京	日本通運育英会	"	自宅5,000 外8,000	貸	一般より公募	千代田区外神田3-12-9 日本通運育英会
"	桜蔭会奨学資金	"	10,000 大学院20,000	"	本学学生で大学から推薦された者	文京区大塚2-1-1 桜蔭会館
"	日本コココーラボ トラーズ育英会	"	10,000	給	一般より公募	千代田区丸の内パレスビル 日本コココーラボトラーズ協会
"	朝鮮奨学金	"	5,000 大学院10,000	"	韓国籍・朝鮮籍の学生で大学から推薦された者	新宿区新宿1-8-1 朝鮮奨学会
"	加根又奨学会	"	13,000	貸	県内に居住する者の子弟で大学から推薦された者	鹿児島市卸本町8-23 加根又奨学会
鹿児島	鹿児島県育英財団	"	大学生18,000	"	鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子弟で学業および人物が優良で経済的理由により修学が困難な者	鹿児島市山下町14-50
宮崎	宮崎県奨学会	"	大 学11,000 一年生	"	生計維持者が県内に居住していること、大学から推薦された者	宮崎市橋通東1-9-10
静岡	フジ育英会	"	6,000	"	県内に居住する者の子弟で大学から推薦された者	清水市清閉1-9-10 フジ精糖
大阪	山岡育英会	"	10,000 大学院15,000	給	一般より公募	大阪市北区茶屋町62 ヤンマーディーゼルKK
愛媛	河野育英会	"	1,000	貸	県内に居住する者の子弟で大学から推薦された者	今治市 教育委員会

10. 学 資 貸 付 金

(担当・厚生課学寮係)

親もとから送金がおくれたときとか、病気になったとき及び事故にあったとき等、急にお金が必要になった場合次の内規によって学資金を借りることができます。

お茶の水女子大学学生部学資金貸付制度内規

1 申込資格

本学の学生であって、授業料の納入その他個人的生活上緊急に経済的援助を必要とするものに限る。

2 申込手続

学資金の貸与を受けようとする学生は、所定の申込書に所要事項を記入し、補導委員の承認を得てから申し込むものとする。

3 貸付金額

授業料及び寄宿料納入に関するものは、その納入額を限度とする。その他の場合は申し込み学生の希望や、

当面の事情等を参しゃくして、貸付金額をきめる。この場合は原則として一回に18,000円とし、必要に応じて特別措置する。いずれの場合も返済後でなければ次の貸付は行わない。

4 返済期間

貸与の日から返済の日までの期間は6か月以内とする返済期限までに返済できない学生は、あらかじめ補導委員の承認を受け返済期日の前日までに厚生課に延期を願ひ出るものとする。

ただし、卒業する者は卒業式の前日までに、休・退学者はその手続きをする日までに返済しなければならない。

5 申込及び返済場所

申込及び返済に関する事務は学生部厚生課で行う。ただし、現金の受け払いは会計課出納係において取り扱う。

6 申込、貸付および返済取扱日時

申 込 日 時	} 毎日午前10時から午後4時まで (ただし土曜日は午前中)
貸 付 日 時	
返 済 日 時	

ただし、休業日及び日本育英会奨学金の現金支給日は取り扱いをしない。

7 貸付利子 無利子とする。

8 特別措置は、学生部長に申し出て、特別許可を受けるものとする。

9 審議機関

学資金貸付に関する主要事項については、本学学生委員会において審議するものとする。

11. 就 職 ・ アルバイト

(担当・厚生課厚生係)

就 職

就職を希望する学生については、3年生の1月に厚生課にて就職指導懇談会を行います。くわしい手続きなどについては、その折に印刷物を配布します。

例年100%の就職率で相当数は教育職関係に就職をします。

アルバイトのあっせんを受けるには

学生が、家庭教師を希望する場合は備え付けの「求職票」に所要事項を書き入れ係員に面接して登録をし、それ以後は係員からの連絡を待ってください。一般アルバイトを希望する場合は厚生課前の掲示板に掲示され

た募集広告の中から、希望するものを選んで、申し出れば、係員は求人側の諸条件を勘案し、求人側に紹介します。この際必ず紹介状の交付をうけ、求人側を訪ねる場合は、これを持参してください。

経済的な事情その他の理由で**緊急にアルバイトを必要とするもの**は、優先的にあっせんすることも考えますから、該当者は、係員にその旨を申し出て相談してください。なおタイプ、珠算、速記、翻訳、英会話等の**特技を有するもの**は登録の際に、記録しておくこと有利な場合があります。。本学のアルバイトあっせん状況は、ときによって多少異なりますが、一か月の求人数は40件ないし80件であり、**その職種**は多種多様です。女子大学であるため、家庭教師が最も多く、これに次いで一般事務、調査統計事務、資料整理、その他の仕事です。就労時間もまちまちですが、家庭教師などは1週2日が最も多く、1日の指導時間が2時間ないし3時間です。そして、この仕事は概して長期に亘ることが多いです。一般アルバイトは大体1日8時間労働が原則であって、2日～3日位の短期間のものが多いが、まれに夏休み中など1か月にわたるものもあります。

アルバイトの収入は、求人側の雇用条件、職種などにより必ずしも一様ではありません。

本学で最も多い家庭教師は、1週2日、1日2時間で月額20,000円～22,000円です。

ただし、新入生の場合には、大学生活に慣れる必要があるので1年前期の家庭教師は原則としてあせんしません。夏期休業後が望ましいです。

一般アルバイトは、賃金に非常に幅がありますが、1日約3,500円～4,000円位が普通ようです。

12. 財団法人学徒援護会について

学徒援護会は文部省の外郭団体で、学生に適当なアルバイトや下宿・貸間をあっせんする学生会館の経営、学生に低廉な宿舎を提供する学生会館の経営、学生の研修・宿泊施設としての学生研修所（学生センター）の経営のほか、学生の正課中における災害事故補償のための学生教育研究災害傷害保険、就職対策のための出版事業など、全国的な規模で学生の厚生援護事業を行う公的なサービス機関です。

◎学生相談所の業務

1 アルバイトの紹介

持参品 学生証と写真（3cm×3cm） 1枚

取扱い 男子学生 東京第一学生相談所

女子学生 東京第二学生相談所

2 下宿・貸間の紹介

持参品 学生証

取扱い 男女学生とも東京第二学生相談所

3 短期貸付

貸付額 30,000円以内無利子、月賦返済：要保証人

取扱い 男女学生とも東京第一学生相談所

※取扱い時間

平日 午前9時30分～11時30分

午後1時～4時

土曜 午前9時30分～11時30分

（貸間は午前11時迄）

日曜・祝日 休み

※所在地

東京第一学生相談所 新宿区上落合1～17～1

西武新宿線下落合駅前

電話 951-9101

東京第二学生相談所 新宿区四谷1～21

国電四谷駅から3分

アルバイト 電話 359-9821

下宿・貸間 電話 359-0631

◎東京学生会館の業務

1 定員

入室定員 600人の男子学生寮

2 施設

鉄筋5階建、居室150（一室4人）でほかに学習室、談話室、診療所、浴室、食堂、売店、喫茶室、理容室などがあります。

※所在地

東京第一学生相談所と同じ

◎学生センター（学生・教職員の宿泊・研修施設）

京都学生センター 京都市左京区田中関田町2-24

電話 075-771-6025

広島学生センター 広島市広瀬北町9-3

電話 0822-28-3484

宿泊料 1泊2食付 3,300円（素泊2,100円）

1室2人以上利用の場合は割安となります。

（税、サービス料不要）

13. 授業料免除等

（担当・厚生課厚生係）

年2回4月と10月の指定された期限内に授業料を納めることは学則第34条に示されていますが経済事情のため、免除・猶予・分納等を希望される学生もあでしょう。この場合は次の**授業料免除及び徴収猶予取扱規程**により申請書等を厚生係へ提出してください。なお手続については毎年2月中旬と6月下旬に厚生課前に掲示されますからよく注意してください。

その他休学・転学・退学者の授業料は次のとおりです。

休学者の授業料

1 納入期限までに許可を得た場合は、その翌月から復学の前月までの分を免除される。

2 納入期限後に許可を得た場合は、その期の分は納めなければならない。

転学・退学者の授業料

転学又は退学をする場合でも、その期の分は納めなければならない。

●授業料等免除及び徴収猶予取扱規程（抄）

（免除の資格）

第10条 学部及び大学院の学生（以下「本学学生」という。）であって、経済的理由のため授業料の納付が困難であり、かつ学業成績優秀と認められる者に対しては、授業料を免除することができる。

（免除の額）

第11条 授業料免除の許可は、年度を2期に分け当該期分ごとに行うものとし、免除の額は、各期分の授業料について全額又は半額とする。

（免除の申請手続）

第12条 授業料の免除を申請する者は、所定の期日までに下記の書類を学長に提出するものとする。

- 一 授業料免除申請書
- 二 家庭調査（家族、家業、家計等につき詳細に記載したもの）
- 三 学生又はその学資負担者の納付困難な事情を認定するに足りる居住地の市区町村長の証明書
- 四 前各号に定めるもののほか、本学の指定する書類

（申請書の提出期間）

第13条 授業料免除申請の期間は、次のとおりとする。ただし、風水害等特別緊急の事情による授業料の免除申請はこの限りでない。

前期 4月1日から4月30日まで

後期 9月1日から9月30日まで

（免除の許可）

第14条 授業料の免除は、当該学生の免除申請に基づき選考機関の議を経て学長が許可する。

（許可の取消）

第15条 授業料免除の許可を受けた者で、許可の決定後免除の理由が消滅した場合、選考機関の議を経て学長が、その許可を取消す。

（災害の場合）

第18条 学生又はその学資負担者が、風水害等の災害を受け授業料の納付が困難と認められる場合は、当該学生の申請に基づき、災害の発生した年度の授業料について、災害の発生した翌期に納付すべき授業料を、学長が被災による納付困難な事情を認定の上、免除することができる。

ただし、災害発生の時期が当該期の授業料納付期限

以前である場合は、当該期分の授業料についても免除することができる。

（授業料未納により除籍した場合）

第19条 授業料の未納を理由として除籍した場合は、未納の授業料の全額を免除する。

（徴収猶予中の退学の場合）

第20条 授業料徴収の猶予を許可している学生に対し、その願い出により退学を許可した場合には、月割計算により退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。

（徴収の猶予）

第21条 授業料の徴収猶予は、次の各号に該当する場合に当該学生（行方不明の場合は保証人等）の申請に基づき、学長が審査の上許可することができる。

- 1 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ学業成績優秀と認められる場合
 - 2 行方不明の場合
 - 3 学生又はその学資負担者が災害を受け、納付困難と認められる場合
 - 4 その他やむを得ない事情があると認められる場合
- （徴収猶予の申請手続）

第22条 徴収猶予の許可を申請する者は、申請書に理

由書を添えて次の期限までに学長に提出するものとする

前期分 4月30日まで

後期分 10月31日まで

（徴収猶予の期限）

第23条 授業料徴収猶予の期限は、次のとおりとする。

前期分 9月30日まで

後期分 2月28日まで

（授業料の月割分納）

第24条 特別の事情がある場合は、学長は授業料の月割分納を許可することができる。

2 月割分納の額は、年額の12分の1に相当する額とする。

（月割分納の申請手続）

第25条 月割分納を申請する者は、申請書に理由書を添え次の期限までに学長に提出するものとする。

前期分 前年度の3月31日まで

後期分 当該年度の9月30日まで

（月割分納の期限）

第26条 授業料月割分納の期限は、毎月10日までとし、3月分については、前月分と同時に納めるものとする。

14. 宿 舎

(担当・厚生課学寮係)

学 寮

入寮するには、希望者は、厚生課学寮係に入寮希望月の前月の20日までに入寮願を提出してください。願出は、寮に欠員がある場合月1回程度選考があり、学長の許可を得て入寮を決定します。本学には現在、2つの寮があります。大きさも性格も違い、それぞれ特徴があります。

名 称	所 在 地	通学時間
大 山 寮	板橋区仲町	35分
学 内 寮	大学構内	5分

寮は遠く家庭をはなれた学生が共同して生活するところなので、家庭にかわる憩いの場であり、またいろいろの人が集って集団の生活の中に自分の生活を両立させる力を学ぶことができる場でもあります。どの寮も自治制度をしき、次の規程によって運営されています。

●学 寮 規 程

本 則 昭和40年5月19日 評議会決定

附 則 昭和40年8月18日 評議会決定

(目 的)

第 1 条 本規程は、学寮に関する基本的事項を定めるために設ける。

(学 寮)

第 2 条 学寮とは次の2寮をいう。

大山寮 東京都板橋区仲町2番1号

学内寮 東京都文京区大塚2丁目1番1号(大学構内)

2 学寮には、本学学生中より希望者を入寮させる。

(学寮委員会)

第 3 条 学寮に関する事項を審議するため、学寮委員会を設ける。

2 学寮委員会規程は、別に定める。

(管理運営責任者)

第 4 条 学寮の管理運営は、学生部長をその責任者とし、学寮委員会の協力を得てこれを行う。

(学寮協議会)

第 5 条 学寮委員会と、学寮自治会との連絡を円滑に

するため学寮協議会を設ける。

2 学寮協議会規程は、別に定める。

(学寮生活)

第 6 条 学寮生活は、寮生の総意に基づき自治により行う。

2 学寮自治規約は、所定の議を経て、管理運営責任者が承認する。

(入 寮)

第 7 条 入寮を希望する学生は、所定の手続きにより願出する。

2 入寮許可は、所定の議を経て学長が行う。

(寄宿料)

第 8 条 寮生は、所定の寄宿料を納めなければならない。

(食費等経費の個人負担)

第 9 条 食費その他寮生の生活に必要な光熱水料等の経費は、寮生の負担とする。

(退 寮)

第 10 条 退寮を希望する寮生は、所定の退寮願を提出する。

2 本学学生の身分を離れたときは、定められた時期までに退寮しなければならない。

休学のときも原則としてこれに準ずる。

3 学寮関係規程に違反したり、疾病その他の理由により共同生活に不適当な者は、学長において所定の議を経て退寮を命ずることがある。

(寮生以外の者の宿泊)

第 11 条 学寮には関係女子職員以外の者の宿泊は、原則として認めない。

(弁 償)

第 12 条 故意又は過失により、学寮の施設等に損害を与えたときは弁償させることがある。

(災害対策)

第 13 条 学寮自治会は、寮務主任と協力して、火災その他災害の予防対策を講じ災害が発生した場合は、全員協力して安全避難その他の措置をとるものとする。

(細則への委任)

第 14 条 本規程の実施に関し、必要な事項は、細則に定める。

(学寮に関する事務)

第 15 条 学寮に関する事務は、学生部厚生課が行う。

附 則

1 この規程は、昭和40年10月31日から施行する。

2 昭和30年6月1日施行の学寮規程は、廃止する。

3 本規程の細則が施行されるまでの間は、本規程の運用はなお従前の例による。

(参考) 学 則 (抄)

第 1 条 本学は、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究し、知的、道徳的及び応用的能力を養い、もって社会の諸分野における有為にして教養高き女子を養成し、併せて文化の進展に寄与するを目的とする。

第 35 条 寄宿料は(月額 100円 鉄筋コンクリート造の学寮にあっては、月額 300円とし) 毎月その月の 20日までに納めなければならない。

第 37 条 一度納めた検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、どのような場合でもこれを返さない。

第 52 条 本学に寄宿舎を附設し、学生の勉学及び生活の指導に資する。

2 寄宿舎に関する規程は、別にこれを定める。

15. 下宿・貸間等

(担当・厚生課学寮係)

厚生課の学寮係に下宿、貸間等の資料があります。これによって適当な室を探してください。詳細のとりきめは貸室者と求室者との間でその都度直接交渉すること。

受付	年 月 日
大山 第	号

入 寮 願

昭和 年 月 日

お茶の水女子大学長 殿

入寮希望寮	寮	入寮希望月	昭和 年 月
本 人	学部等	学 科 (専攻)	年
	大学院	研究科	専攻
氏 名	(フリガナ)	生 年 月 日	
	(フリガナ)	昭和 年 月 日	
現住所			
住居区分	自宅、下宿、知人等宅	電 話	()
	本人との続柄		
保証人(父母)	氏 名		
	現住所		
職 業	電 話	()	

今般別記の事由により入寮いたしたく所定の書類を添えて願ひ出ますのでご許可くださるようお願いいたします。

16. 食 堂

(担当・厚生課厚生係)

学生や教職員の厚生施設の一つとして、お茶の水女子大学食堂が昭和51年3月、附属図書館前に新設され、大学が生協に委託し、下記の給食業務を行い、市価よりも安い価格で需要に応じています。

記

1 食堂の営業時間

午前11時30分から午後2時までとする。ただし、日曜日及び休日は休業とする。

2 取扱品目

主食、惣菜、うどん類、丼、ランチ、パン、牛乳、簡単な飲物

3 その他

価格は材料の時価より年中必ずしも一定しないが、市価より1割ないし2割程度は安い。

食堂の運営は委員会によってなされ、ここに学内の要

求はとり上げられて、常に食堂の改善がはかられている。

● 食堂運営委員会規程

第 1 条 お茶の水女子大学食堂(以下「大学食堂」という。)の施設の適正な管理並びに食堂における業務の円滑な運営を図るため、お茶の水女子大学食堂運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

第 2 条 運営委員会は、次の事項を審議し、その運営に当る。

- 1 食堂の施設に関する事項
- 2 給食業務の管理に関する事項
- 3 販売の用に供しうる食品若しくは添加物の種類及びその価格に関する事項
- 4 食堂の清潔、衛生並びに食品若しくは添加物の衛生に関する事項
- 5 その他食堂の管理運営上必要と認められる事項

第 3 条 運営委員会を構成する委員は、下表左欄に掲げるものとし、学長がこれを任命し、その任期は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。

委 員	任 期
学生部長の職にある者	当該職にある間
学生委員代表 1名	当該職にある間
学寮委員代表 1名	当該職にある間
食物学科教官 2名	1年(4月1日から翌年の3月31日まで)
附属学校代表 1名	1年(4月1日から翌年の3月31日まで)
事務局長の職にある者	当該職にある間
会計課長の職にある者	当該職にある間
学生課長の職にある者	当該職にある間
厚生課長の職にある者	当該職にある間
教職員代表 1名	1年(4月1日から翌年の3月31日まで)
学生代表 3名	6か月

- 2 委員は、任期満了後重任することを妨げない。
- 3 委員が任期中に退任した場合は、退任の日から20日以内に後任の委員を選考しなければならない。但し、その任期は、前任者の残存期間とする。
- 4 学生代表の委員には、学生自治会、学内寮自治会並びに大山寮自治会からそれぞれ1名あて推薦された

者を充てるものとする。

第4条 運営委員会は、特別の事項を審議するため必要あると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

第5条 運営委員長には、学生部長の職にある者をもってこれに充てる。

第6条 運営委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

第7条 運営委員長に事故あるときは、運営委員長が指名した委員が、運営委員長の職務を代理する。

第8条 運営委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

第9条 運営委員会の庶務は、学生部厚生課において処理する。

第10条 この運営委員会規程に定めるもののほか、大学食堂の管理運営に必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この改正規程は、昭和33年6月1日から適用する。

● 食堂使用規程

お茶の水女子大学食堂の使用規程を次のとおり定める。

お茶の水女子大学長

第1条 お茶の水女子大学食堂(以下「食堂」という。)は学生、生徒及び教職員に対する給食業務に支障のない限り集会等の使用に供することができる。

第2条 食堂を使用するときは、その日の前日までに食堂使用許可願をお茶の水女子大学食堂運営委員会の委員長に提出し、その許可を受けなければならない。但し、食堂の使用を許可する権限はこれを学生部厚生課長に委任することができる。

第3条 食堂の使用することのできるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 1 お茶の水女子大学の学生及び生徒
- 2 お茶の水女子大学の教職員
- 3 お茶の水女子大学の卒業生
- 4 その他お茶の水女子大学食堂運営委員会の委員長が適当と認めたもの

第4条 食堂を使用する者は、その使用に当って、食堂の施設及び備品に損傷を与え、また堂内が不潔にわ

たらないよう並びに火気取締りに万全の配慮がなされなければならない。

もし、施設・備品等に損傷を与えた場合は弁償の責に任じなければならない。

第5条 食堂の使用時間は、午後2時から午後7時までとする。

第6条 食堂の使用料は、徴収しない。

第7条 食堂を使用する場合は、かならず使用許可証を食堂の管理者に提示し、使用後は、使用済の旨を食堂の管理者に連絡しなければならない。

第8条 食堂使用に関する事務は、学生部厚生課で取扱う。

附 則

この規程は、昭和31年6月1日から適用する。

食堂の使用規程細則(抄)

第1条 お茶の水女子大学食堂使用規程(以下「使用規程」という。)第1条に定める集会とは、ゼミナール課外活動、研究会及び懇談会等多数の本学学生並びに教職員が特定の共同目的を達成するために一定の場所に会合することをいう。

第2条 本学の学生並びに教職員が主催する集会に本

学以外の者が参加することはこれを妨げない。

第 3 条 本学の食堂は、特定の政治的目的を有する集会或は大学の信用を傷つけるような集会には使用することができない。

第 4 条 (略)

第 5 条 学生が食堂を使用しようとするときは、学生課に集会願を提出し、学生部長の許可を得てから厚生課に使用許可願の手続をとるものとする。

2 教職員等が食堂を使用しようとするときは、直接厚生課に所要の手続をとるものとする。

第 6 条 食堂の使用時間は、原則として午後 2 時から午後 7 時までとする。

第 7 条 食堂の利用者は、これを他にまた貸しすることはできない。

第 8 条 食堂使用許可書は、次の様式のものをを用いるものとする。(様式別紙)

食堂使用申込書 No. _____	
使用日時	月 日() 時—時
使用場所及び人員	第 室 名
使用団体又は所属部(科,課)	
使用目的	
上記のとおり使用いたしたく申込みいたします。 昭和 年 月 日 お茶の水女子大学食堂運営委員会 委員長 殿 使用責任者部科学年 氏 名 印	

食堂使用許可書

No. _____

使用日時	月 日() 時—時
使用場所及び人員	第 室 名
使用団体又は所属部(科,課)	
上記による使用を許可する。 昭和 年 月 日 殿 お茶の水女子大学食堂運営委員会 委員長 印	

附 則

この規則は、昭和31年6月1日からこれを適用する。

食堂にはいつも湯茶が用意されておりますし、冬は暖いストーブも入っていますから学生は遠慮なくここで弁当を開いて下さい。

17. 学 生 証

(担当・学生課学生係)

学生証は大学の内外に対してあなたがお茶の水女子大学の学生であることを証明するものですから、卒業まで常時これを携行してください。学内での図書閲覧、在学証明書、通学証明書等の交付をうける際は学生証の提示が必要です。また鉄道係員などに求められた際は何時でも提示することになっています。

学生証の記入事項に変更(改姓・住所変更等)があった時は必ず学生課に届け出て学長の訂正印をうけてください。訂正印のないものは無効になります。

万一紛失したり著しく破損したりした場合は、直ちに学生課で備え付けの用紙に所定事項を記入の上写真を添えて再交付の申請をしてください。

学生証の有効期限は、4年間ですが、留年のため、有効期限が過ぎた場合は、改めて発行しますので、再交付の申請をしてください。卒業、退学等によって学籍を離れたときは、直ちに学生課に返してください。学生証は悪用されることがありますので取り扱いに特に注意してください。

18. 通学証明書・学割証

(担当・学生課学生係)

国鉄・私鉄等ではあなた方学生が少しでも経済的負担を軽くし学間に専念できるようにとの観点から、かなり高率の割引を付与しております。したがってあなた方はこの制度の由来をよく認識して、いやしくも乱用・不正使用などにより、せっかくの特典を停止されるようなことのないよう自省してください。

● 通学証明書

通学証明書は通学定期乗車券を購入する際に必要です。通学定期乗車券は直接通学を目的とするもののみに限られ、学生証に記されている現住所と大学との間の最短距離以外は買うことができません。

下記により発行しますが、発行の日を含めて1か月間有効ですから早目に申請するようにしてください。

(方法) 学生課で備付の用紙(交付申請書)に所定事項を記入の上、学生証を右肩にクリップで止め係のボックスに入れる。

(時間) { ① 10時20分までに申請のものは12時に発行
② 13時10分 " " 15時 "

ただし、土曜日は①だけにより発行します。

もし休暇明けにすぐ定期を購入したい場合には、帰省時に用紙を持ち帰り記入の上学生課宛に郵送すればで次第送ります。(①切手貼付・あて先明記の返信用封筒同封のこと、②学生証不要)

その他夏期休暇には特に発行日から2か月以内の都合のよい日に有効開始日を延長することができますから、希望者は交付申請書の学生課への連絡欄に希望使用開始日を明記しておいてください。

● 学割証(割引率 101km, 以上につき2割)

学割は片道 101km以上を旅行するときに使用することができます。発行の日から3か月間有効です。しかし記名人以外の使用は絶対に許されません。その他学割証裏面の注意事項をよく読んで過誤のないよう十分気をつけてください。

学割証が必要ときには所定の用紙に記入の上係のボックスに入れて申請してください。発行時間は通学証明書と同じです。ただし、緊急と認める場合はその限りではありません。

19. 在学証明書

(担当・学生課学生係)

学生課で備え付けの用紙に所定事項を記入の上、学生証を添付して係のボックスに入れて申請してください。発行時間は通学証明書と同じです。

20. 休学・退学・他大学への転学

(担当・学生課学生係)

いろいろの事情で休学・退学・他大学への転学等を希望する場合は、補導委員とよく相談し、手続き等については係に相談してください。

授業料の納入との関係もありますから早目に相談されるのが望ましいです。

休学・退学の願出様式は次のとおりです。

No. _____

休 学 願

昭和 年 月 日

お茶の水女子大学長 殿

学部 学科 専攻 昭和 年度生
住 所 (〒)

氏 名 印

保証人住所 (〒)

氏 名 印

下記の理由で休学いたしたいので保証人連署の上お願いします。

記

1. 期 日 昭和 年 月 日より } か月
昭和 年 月 日まで }

2. 理 由

{ 病気の場合は医師の診断書を添付その他の場合は出来るだけ具体的に }

No. _____

退 学 願

昭和 年 月 日

お茶の水女子大学長 殿

学部 学科 専攻 昭和 年度生

住 所 (〒)

氏 名 印

保証人住所 (〒)

氏 名 印

下記の理由で退学いたしたいので保証人連署の上お願いします。

記

1. 期 日 昭和 年 月 日

2. 理 由

{ 病気の場合は医師の診断書を添付その他の場合は出来るだけ具体的に

21. 身上の異動について
(担当・学生課学生係)

住所の変更、保証人や本籍の変更、その他身上に異動があった時はその都度必ず係に届け出てください。特に住所変更届は緊急な連絡を要する時や通学証明書の発行に際して欠くことのできないものですから確実に手続きをしてください。国鉄や私鉄の監査のとき未届のため問題となることがありますから注意してください。

22. 諸 手 続 一 覧

名 称	取扱係名	期 限	参照頁	名 称	取扱係名	期 限	参照頁
転 科 願	学部 事務部	1 月末まで	82	団体設立届(願)	学生課課外活動係	その 都度	95
履修カード(届)	"	別に 指示	80	集 会 届(願)	"	8 日 前	95
履修取消願	"	"	81	印刷物の配布、販売署名運動等届出	"	その 都度	67
追 試 験 願	"	1 週間以内	81	授業料免除申請書	厚生課厚生係	前期 4.1~4.30	109
卒業(見込)証明書	"	その 都度	83			後期 9.1~9.30	
成績証明書	"	4 日 前	83	授業料徴収猶子(月割分納)申請書	"	授業料納付月以前	109
休 学 願	学生課学生係	その 都度	121	奨 学 生 願 書	"	掲示の都度	101
退 学 願	"	"	121	就 職 推 薦 書	"	その 都度	107
復 学 願	"	"	5	アルバイト・求職票	"	"	107
転学受験願	"	"	121	災害傷害保険	"	"	96
学 割 証	"	"	120	入 寮 願	厚生課学寮係	"	114
通学証明書	"	"	120	退 寮 願	"	"	113
在学証明書	"	"	121	下宿・貸間等	"	"	114
学 生 証	"	入 学 時	119	学資貸付金申込	"	"	106
学生証再交付願	"	その 都度	119	相談申込カード	保健管理センター	"	99
住所変更届	"	{ その都度 直ちに	120・118	志賀高原体育運動場・館山野外教育施設使用申込書	会計課管財係	"	{ 133 135
保証人変更届	〃	"	122				
代理保証人変更届	"	"	122				
改 姓 届	"	"	119				
本 籍 変 更 届	"	"	122				

VI 教育職員免許状について

本学において教育職員免許状を取得しようとするものは、卒業に必要な単位を修得するほか教育職員免許関係法令の定めるそれぞれの免許状に必要な科目の単位を併せて取得しなければなりません。したがって免許状取得を希望するものは低学年次から計画的に履修する必要があります。

教育職員（小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭、助教諭及び講師）の免許に関しては「教育職員免許法」「同法施行規則」等に定められています。

すべて教職に関することは所属学部事務部に問い合わせてください。

1 基礎資格及び最低必要単位数

第 1 表

区 分	基 礎 資 格	最低必要単位数		
		一 般	専 門 科 目	
			教 科	教 職
高等学校教諭	イ. 修士の学位 ロ. 専攻科又は文部大臣の指定する課程に1年以上存学, 30単位以上	36	甲62 乙52	14
	学士の称号	36	甲40 乙32	14
中学校教諭	学士の称号	36	甲40 乙32	14
	2年以上在学, 62単位(内2単位は体育)以上	18	甲20 乙16	10
小学校教諭	学士の称号	36	16	32
	2年以上在学, 62単位(内2単位は体育)以上	18	8	22
幼稚園教諭	学士の称号	36	16	28
	2年以上在学, 62単位(内2単位は体育)以上	18	8	18

備考 教科の「甲」とは社会、理科及び家庭「乙」とは国語、数学、音楽、保健体育及び外国語の免許状を受ける場合をいう。

2 一般教育科目

第 2 表

区 分	小学校, 中学校, 幼稚園教諭1級免許状及び高等学校教諭免許状	最低修得単位数	小学校, 中学校, 幼稚園教諭2級免許状	最低修得単位数
人 文	小学校, 中学校は倫理学, 哲学, 宗教学の内いずれか1科目2単位を含む	8	同左	4
自 然		8		4
社 会	日本国憲法(法学I)2単位を含む	8	同左	4
上記3分野の科目, 総合科目, 基礎教育科目, 外国語科目		12		6
計		36		18

一般教育科目の単位は上表の指定科目を含め学部履修規程第14条及び第15条により修得すること（P15参照）

3 教科に関する専門科目

3-1 小学校及び幼稚園 第3表

区分	教科に関する専門科目						最低修得単位数	
	国語	社会	算数	理科	家庭	※音楽 ※図工 ※体育		
小学校教諭	一級	6教科以上について、それぞれ2単位以上ただし「6教科以上」には※印3教科中、2教科(それぞれ2単位)以上を含むこと						16以上
	二級	4教科以上について、それぞれ2単位以上ただし「4教科以上」には※印3教科中、1教科(2単位)以上を含むこと						8以上
幼稚園教諭	一級	※印3教科についてそれぞれ4単位以上を含むこと						16以上
	二級	※印3教科についてそれぞれ2単位以上を含むこと						8以上

- 音楽、図画・工作、体育に関する専門科目は別に指定する科目から修得すること。
- 国語、社会、家庭に関する科目は文教育、家政学部の専攻科目及び共通科目から一般的包括的な内容

の科目を選択すること。

- 算数、理科に関する科目は、理学部の専攻科目及び共通科目の中から選択、又は地理、食物、被服学部の専攻科目から指定した科目を履修すること。
- 指定科目等については各学部で配布する教職関係のパンフレットを参照すること。

3-2 中学校及び高等学校

第4表

区分	教科に関する専門科目	最低必要単位数
国語	(中) 国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む) 国文学(国文学史を含む) 漢文学 書道(書写を中心とする)	6又は4 8又は6 4又は2 4又は2 計 16
	(高) 国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む) 国文学(国文学史を含む) 漢文学	6又は4 8又は6 6又は4 計 16
社会	(中) 日本史及び外国史 地理学(地誌を含む) 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」	6 6 2 2 4 計 20
	(高) 日本史及び外国史 地理学(地誌を含む) 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	6 6 2 2 4 計 20
数学	(中) 代数学 幾何学 解析学 統計学 測量	4 4 4 2 2 計 16

数学	(高) 代数学 幾何学 解析学 「統計学、測量」	6又は4 6又は4 6又は4 2 計 16
	(中) 物理学(実験を含む) 化学(") 生物学(") 地学(")	5 5 5 5 計 20
理科	(高) 物理学 化学 生物学 地学 「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」	4 4 4 4 4 計 20
	音楽	ソルフェージュ 声乐(合唱を含む) 器楽(合奏を含む) 指揮法 音楽理論及び音楽史
保健	(中) 体育実技 「体育原理、体育管理」 生理学(運動生理学を含む) 衛生学及び公衆衛生学 学校保健(疾病の予防及び看護法を含む)	4 4 2 2 4 計 16
	体育	(高) 体育実技 「体育原理、体育管理」 生理学(運動生理学、病理学及び解剖学を含む) 「学校保健、衛生学」

保健	(中)	生理学及び栄養学 衛生学及び公衆衛生学 学校保健 (疾病の予防及び看護法を含む)	6 4 6 計 16
	(高)	「生理学, 病理学, 細菌学, 栄養学」 衛生学 (公衆衛生学, 救急処置及び看護法を含む) 学校保健	6 6 4 計 16
家庭	(中)	栄養学, 食品学及び調理実習 被服学, 衣料学及び衣服実習 住居学 (製図及び家庭工作を含む) 育児 (家庭看護を含む) 「家庭経営, 家族関係」 家庭機械及び家庭電気	6又は4 6又は4 4又は2 2 2 4又は2 計 20
	(高)	「食品学, 栄養学」 「被服学, 衣料学」 「家庭管理, 住居学, 家族関係」 「育児, 家庭看護学」 「調理実習, 衣服実習」	6又は4 6又は4 6又は4 2 4 計 20
英語		英語学 英文学 英会話及び英作文	6 6 4 計 16

中国語	中国語学	6
	中国文学	6
	中国語会話及び作文	4
	計	16

仏語	仏語学	6
	仏文学	6
	仏会話及び仏作文	4
	計	16

- 1 本表の専門科目中(中)は中学校, (高)は高等学校の免許状取得に必要な専門科目の単位である。
- 2 本表の「」内の2以上の科目は専門科目群と称し, その内の専門科目1以上にわたって修得するものとする。
(……を含む)とある科目については必ずその科目の単位を修得しなければならない。
- 3 第1表に示す教科に関する専門科目の単位は本表に規定する単位のほか本学の加える専門科目について修得し, 第1表に示す単位数以上にならない。
- 4 本表の科目に相当する本学の専門科目については各学部で配布する教職関係のパンフレットを参照すること。

4 教職に関する専門科目

第5表

科目名	小学校教諭		中学校教諭		高等学校教諭		幼稚園教諭	
	1級	2級	1級普通	2級普通	1級普通	2級普通	1級	2級
教育原理	4	2	3(2)	2(2)	3(2)	3(2)	4	2
「教育心理学, 青年心理学」			3(2)	2(2)	3(2)	3(2)		
「教育心理学, 児童心理学」	4	2					4	2
教科教育法			3(2)	2(1)	3(2)	3(2)		
教育実習	4	4	2(1)	2	2(1)	2(1)	4	4
道德教育の研究	2	1	2	1				
教材研究	16	12						
保育内容の研究							12	8
選 択	2	1	1	1	3	3	4	2
計	32	22	14(7)	10(5)	14(7)	14(7)	28	18

- 1 第1表に規定する教職に関する専門科目の単位は第5表のとおりである。教職専門科目は第7表及び本学が加える教職に関する科目のうちから修得すること。
- 2 教科教育法は受けようとする免許教科ごとに修得しなければならない。
教科教育法は第3年次に取得していなければ第4年次において教育実習(観察参加を含む)を受けることができないので注意すること。
- 3 次に示す教科は当分の間「教職に関する専門科目」の単位の半数までその「教科に関する専門科目」の単位をもって代えることができる。
中学校及び高等学校の「音楽」
高等学校における「数学」「理科」
第5表の()内の数字はその適用を受ける場合の最低必要単位数である。
- 4 小学校又は幼稚園の場合の教育原理, 教育心理の単位はそれぞれ2単位まで中学校又は高等学校の場合の相当科目の単位をもってあてることができる。
- 5 中学校又は高等学校の場合の教育原理, 教育心理の単位はそれぞれ2単位まで, 小学校又は幼稚園の場合の相当科目の単位をもってあてることができる。

- 6 教材研究の単位は小学校教諭1級免許状については8教科についてそれぞれ2単位以上、2級免許状については6以上の教科(音楽、図画・工作、体育のうち2以上を含む)についてそれぞれ2単位以上修得すること。
- 7 保育内容の研究は別に定める科目から単位を修得すること。幼稚園教諭1級免許状については6分野についてそれぞれ2単位以上2級免許状については4以上の分野(音楽リズム、絵画制作、健康の3分野を含む)について、それぞれ2単位以上を修得しなければならない。また、その半数は教材研究の単位をもってあてることができる。
- 8 教育実習の単位は第6表により修得すること。

第6表

取得希望免許状	実習区分		
	中・高	小学校	幼稚園
中学校・高校	2(1)		
小学校		4	
幼稚園			4
小学校・幼稚園		いずれか	4
中学校・高校・小学校	2	4	
中学校・高校・幼稚園	2		4
中学校・高校 小学校・幼稚園	2	いずれか	4

教職専門科目一覧

第7表

学 科 目	単位数	備 考
＜必修科目＞		
教育心理	2	
青年心理	1	
教育原理	3	
教科教育法	3	各免許教科毎
教育実習		中・高の場合2単位 幼・小の場合4単位
小学校教材研究		8教科につきそれぞれ2単位
保育内容の研究		幼稚園希望者
道德教育の研究	2	小・中学校希望者、 幼・高では選択となる
＜選択科目＞		
教育哲学	2	
教育史	2	
教育社会学	2	
教育行政学	2	
教育方法	2	視聴覚を含む
社会教育	2	

132 VII 学芸員(博物館)の資格の取得について

本学において学芸員(博物館)の資格を取得しようとするものは、卒業に必要な単位を修得するほか、博物館施行規則にもとづいて本学が定めた所要の単位を併せて修得しなければなりません。したがって資格の取得を希望するものは、第2年次から計画的に履修する必要があります。

学芸員(博物館)の有資格者で、これを明らかにすることが必要な場合は、本学が発行する卒業証明書及び学芸員の資格認定に関する科目の単位修得証明書を任命権者(都道府県及び市町村の教育委員会等、博物館の管理機関)に提出しなければなりません。

学芸員(博物館)の資格を取得するための履修科目

博物館法施行規則に定める科目	単位	本学における講義科目	単位
必修科目	4	博物館学概論	4
	1	教育原理 I	2
	1	社会教育学概論 I	2
	1	視聴覚教育概論 I	2
	3	博物館実習 I	1
		博物館実習 II	2
計	10	計	13
		文化人類学 I	2
		生活史 I	2
		日本史概説(1)	2
		日本史概説(2)	2

選 択 科 目	文化史	東洋史概説(1)	2
		"(2)	2
		西洋史概説(1)	2
		西洋史概説(2)	2
		歴史地理学	2
	美術史	上古中古日本文学史	4
		中世日本文学史	4
		近世日本文学史	4
		近代日本文学史	4
		左8単位以上を選択履修すること。記系列の中より2系列以上にわたって	美学概論
美学美術史 I			4
特殊講義美術史 I			4
美学美術史 II			4
特殊講義美術史 II			4
美学美術史 III			4
特殊講義美術史 III	4		
美学美術史 IV	4		
特殊講義美術史 IV	4		
考古学	考古学通論		4
	史跡調査	2	
民俗学	服飾美学概論	4	
	西洋服飾史概説 I	2	
	西洋服飾史概説 II	2	
	日本服飾史概説	4	
	服飾美学特講	4	
服飾史特講	4		

VIII 志賀高原体育運動場施設

所在地 長野県下高井郡山ノ内町字東館7149

電話 湯田中(02693) 4-2507

収容人員 約60名

利用者 本学学生、生徒及び教職員、卒業生

申込先 会計課管財係

交通 上野-長野(国鉄、信越本線)

急行で約3時間30分

長野-湯田中(長野電鉄)急行で40分

湯田中-蓮池(バス) 約55分

蓮池-発哺温泉(ケーブル) 7分

湯田中-発哺温泉(バス) 1時間10分

なお、上野から湯田中までの直通急行がありません。(約4時間10分)

その他 1 施設は体育実習及び附属学校の林間学校として使用されていますが、支障のない限り、いつでも利用できます。

2 使用許可証がないと宿泊はできません。

志賀高原は、標高1,500~2,000mで眼下に信州五岳(飯綱、妙高、戸隠、黒姫、斑尾)が開け、遠く北ア

ルプスを望み、春夏秋冬を通じて周囲の環境は素晴らしく、心身の健康にどれほどプラスするか計り知れません。また温泉の設備があり、いつでも入浴することができます。

なお、冬期は大スキー場として有名で、変化にとんだゲレンデが多数あり、初心者から上級者まで楽しめます。

詳細については、会計課管財係にお問い合わせください。

志賀高原体育運動場使用料

使用料	単 位	料 金	
		学 内	学 外
使用料	1人1日に付		100
維持費	同 上	200	500
入浴料	同 上	150	150
燃料費	同 上	50	50
暖房費	同 上	150	150

暖房費は5月1日より9月30日までの間は徴収しない。

IX 館山野外教育施設

所在地 千葉県館山市香字長通11
電話 館山(04702) 9-0979

収容人員 44名

利用者 本学学生、生徒及び教職員、卒業生

申込先 会計課管財係

交通 東京一館山(国鉄、内房線)
特急で約1時間58分

館山一浅間神社前(バス) 約20分

その他 1 施設は体育実習及び附属学校の校外教育等に使用されていますが、支障のない限り、いつでも利用できます。

2 使用許可証がないと宿泊はできません。

3 施設内での自炊はできません。食事は出前を利用してください。

南房総は全体が、自然の大公園になっていて、名所・旧跡も数多い。中でも特に館山は四季を通じて温暖で、冬にすみれ・菜の花が咲き、春は、うぐいす・めじろ・いそひより等の野鳥がさえずり、夏は潮さいを渡るそよ風に黒潮の香が漂う、景勝の地である。

館山野外教育施設使用料

区分	摘要	料金		備考
		学生等 及職員	その他 の者	
宿泊の 場合 (1人1 泊に付)	使用料	円 -	円 60	(1) 1泊は、10時から翌日の10時まで (2) 洗濯代は、5日単位の料金 (3) 冬季暖房は、通常、12月から翌年の3月まで
	維持費	320	460	
	洗濯代	180	180	
	暖房費	100	100	
日帰りの 場合 (1人1 回に付)	使用料	-	20	(1) 日帰りは、10時から18時まで (2) 冬季暖房は、通常、12月から翌年の3月まで
	維持費	100	130	
	暖房費	50	50	

● その他の施設

1 大学赤城山寮

大学赤城山寮は、関東甲信越地区に在る国立22大学の学生の体育、保健及び生物研究等の共同施設として、昭和31年度に設置されたもので群馬大学がその管理に当たっています。寮は海拔1300mの大沼湖畔を囲む水栖、白樺の自然林の中にあり、夏は避暑、勉学に、冬は、スキー、スケートに適しています。

なお詳細については学生課にお尋ね下さい。

2 財団法人大学セミナーハウス

自然の美しい多摩の丘で、指導教授を中心として学生の小集団が、各種セミナー、ゼミナール、クラスの研究集会など学問及び修練上の共同生活を行う交流の場所です。本学は、この施設の協力会員校になっております。

利用の詳しいことは、学生課にご連絡ください。

所在地 東京都八王寺市下柚木 〒192-03

TEL 0426-76-8511

施設名	所在地	施設種別	使用料
岡山県立第一高等学校	岡山県岡山市東区	高等学校	1000円/月
岡山県立第二高等学校	岡山県岡山市東区	高等学校	1000円/月
岡山県立第三高等学校	岡山県岡山市東区	高等学校	1000円/月
岡山県立第四高等学校	岡山県岡山市東区	高等学校	1000円/月
岡山県立第五高等学校	岡山県岡山市東区	高等学校	1000円/月
岡山県立第六高等学校	岡山県岡山市東区	高等学校	1000円/月
岡山県立第七高等学校	岡山県岡山市東区	高等学校	1000円/月
岡山県立第八高等学校	岡山県岡山市東区	高等学校	1000円/月
岡山県立第九高等学校	岡山県岡山市東区	高等学校	1000円/月
岡山県立第十高等学校	岡山県岡山市東区	高等学校	1000円/月
岡山県立第十一高等学校	岡山県岡山市東区	高等学校	1000円/月
岡山県立第十二高等学校	岡山県岡山市東区	高等学校	1000円/月
岡山県立第十三高等学校	岡山県岡山市東区	高等学校	1000円/月
岡山県立第十四高等学校	岡山県岡山市東区	高等学校	1000円/月
岡山県立第十五高等学校	岡山県岡山市東区	高等学校	1000円/月
岡山県立第十六高等学校	岡山県岡山市東区	高等学校	1000円/月
岡山県立第十七高等学校	岡山県岡山市東区	高等学校	1000円/月
岡山県立第十八高等学校	岡山県岡山市東区	高等学校	1000円/月
岡山県立第十九高等学校	岡山県岡山市東区	高等学校	1000円/月
岡山県立第二十高等学校	岡山県岡山市東区	高等学校	1000円/月

〒760-8501 岡山県岡山市東区上松 1-1-1
TEL 0478-76-8911

校歌

み が か ず ば た ま も か が み も —
 な に か せ ん ま な び の み ち も
 か く こ そ あ り け れ

(註) 斉唱の場合は、ニ長調あるいはハ長調で歌う

みがかずば 玉も鏡も
 なにかせん
 学びの道も
 かくこそありけれ

緑萌え立つ

小田島史枝 作詞
千葉迪子 作曲

1. みかは どげう りろら もうし えもす たえま つるる なぐな みらか きんに みどわ ち、に、

2. ひくはもの かの は がかな やげに いさお てすう すはゆ がー しれう いたづ あひき きは、よ、

3. がくか せさが にりに よやに びすつ かんど けでう ととと ももも だだだ ちちち と、と、

こくて えこそ をろと あひり わらあ せいっ ててて うかお たたど おろろ ううう よ、よ、 わわわ かかか いいい

みみ んん な のの あかよ こんろ がげこ れきび ーは、は、 ちたも かかえ らくて

いっおみ ーら ばきい いくに はわと ばきど たたろ けてけ ととと ー。

緑萌え立つ

(昭和三十三年制定)

一、緑萌え立つ 並木道
日はかがやいて すがしい朝
風に呼びかけ 友だちと
声を合せて 歌おうよ
若いみんなの あこがれは
力いっぱい はばたけと

二、かげろうもえる グランドに
雲の影さす 晴れた日は
草に休んで 友だちと
心ひらいて 語ろうよ
若いみんなの 感激は
高く大きく 湧きたてと

三、葉うら静まる 中庭に
茶の花におう 夕月夜
篝火に集う 友だちと
手をとり合つて 踊ろうよ
若いみんなの 喜びは
燃えて未来に とどろけと

大空に

作詞 小松 翠子
作曲 蛭田 怜子

Andante
mf

1. お おおぞららににかがやくるたにいようねもお
お おおぞららににそなびえがれゆくも

おおわがいのちおおわがいのちわ
おおわがほこめりよおおわがほこめりよは

かきひのよろこびあふれたかたにうたごえのへ
くてみちなはときぼうけをのせあかたれにののからいへ

piùf *rinf*

ひいづくくみしどりなすまなまびのりにおくは
つづくはるかかぜのははつやたしきまほににわ

こきさ だよ まら はにち かさ えけ ー り
おおと

1. 2. 3.

大空に

(昭和五十年制定
創立一〇〇周年記念)

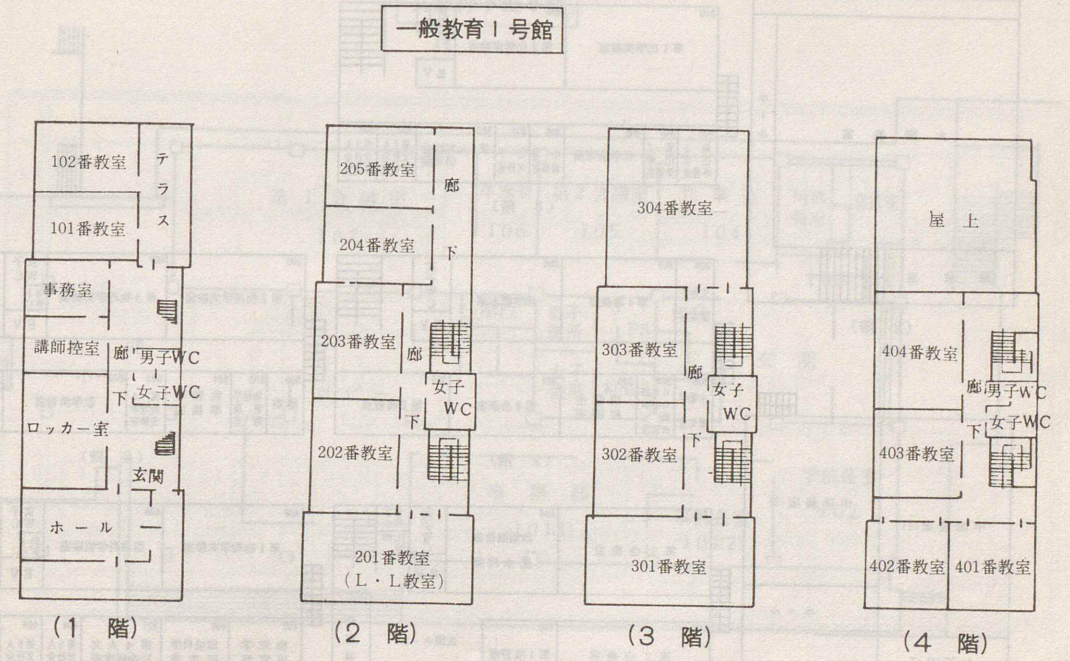
- 一、大空に輝く太陽
おお、わが命
若き日の歎びあふれ
高らかに歌声ひびく
緑なす学びの森に
奥深くこだまはかえる
- 二、大空にそびえる嶺々
おお、わが誇り
行く道は遠くけわしく
疲れたる若者憩う
霜枯れのつめたき窓に
白菊は清らかに咲けり
- 三、大空に流れゆく雲
おお、わが夢よ
はてしなき希望をのせて
憧れの未来へ続く
春風はやさしく頬に
若き日の幸多かれと

附2 大学主要建物・施設

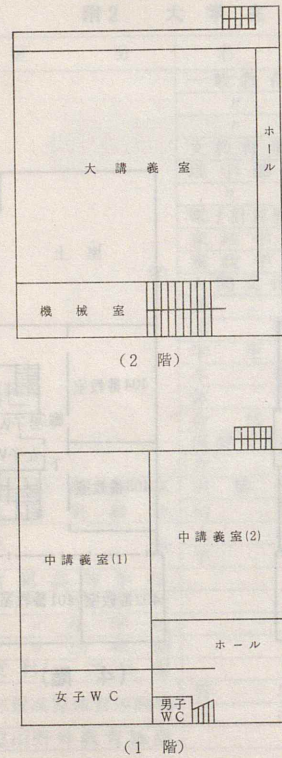
区分	名称	構造	所在地
大 学	一般教育1号館	鉄筋コンクリート造4階建	文京区大塚2丁目1番1号
	一般教育2号館	鉄筋コンクリート造2階建	文京区大塚2丁目1番1号
	一般教育3号館	鉄筋コンクリート造5階建	文京区大塚2丁目1番1号
	文教育学部本館	鉄筋コンクリート造8階建	文京区大塚2丁目1番1号
	理学部1号館	鉄筋コンクリート造6階建	文京区大塚2丁目1番1号
	理学部2号館	鉄筋コンクリート造6階建	文京区大塚2丁目1番1号
	電子計算機センター	鉄筋コンクリート造2階建	文京区大塚2丁目1番1号
	家政学部本館	鉄筋コンクリート造3階建	文京区大塚2丁目1番1号
	家政学研究棟	鉄筋コンクリート造3階建	文京区大塚2丁目1番1号
	人間文化研究科	鉄筋コンクリート造6階建	文京区大塚2丁目1番1号
	講堂	鉄筋コンクリート造2階建	文京区大塚2丁目1番1号
	図書館	鉄筋コンクリート造2階建	文京区大塚2丁目1番1号
	学生会館	鉄筋コンクリート造2階建	文京区大塚2丁目1番1号
	本部棟	鉄筋コンクリート造4階建	文京区大塚2丁目1番1号
	体育館	鉄骨造2階建	文京区大塚2丁目1番1号
	合併教室	木造平屋建	文京区大塚2丁目1番1号
	保健管理センター	鉄筋コンクリート造2階建	文京区大塚2丁目1番1号
	食堂	鉄筋コンクリート造平屋建	千葉県館山市香字長通11番
理学部附属	実験研究棟	鉄筋コンクリート造平屋建	千葉県館山市香字長通11番
臨海実験所	宿泊棟	鉄筋コンクリート造2階建	千葉県館山市香字長通11番
学 寮	大山寮	鉄筋コンクリート造4階建	板橋区仲町2
	学内寮	木造2階建	文京区大塚2丁目1番1号
附 属 高 等 学 校	附属高等学校	鉄筋コンクリート造3階建	文京区大塚2丁目1番1号
	附属中学校	鉄筋コンクリート造3階建	文京区大塚2丁目1番1号
	附属小学校	鉄筋コンクリート造2階建	文京区大塚2丁目1番1号
	附属幼稚園	木造平屋建	文京区大塚2丁目1番1号
東村山郊外園	管理棟	木造平屋建	東村山市萩山町2丁目3-1
志 賀 高 原 体 育 運 動 場	管理棟	鉄筋コンクリート造2階建	長野県下高井郡山ノ内町字東館7149
	宿泊棟	鉄筋コンクリート造3階建	長野県下高井郡山ノ内町字東館7149
館山野外教育施設	宿泊棟	木造平屋建	千葉県館山市香字長通11番



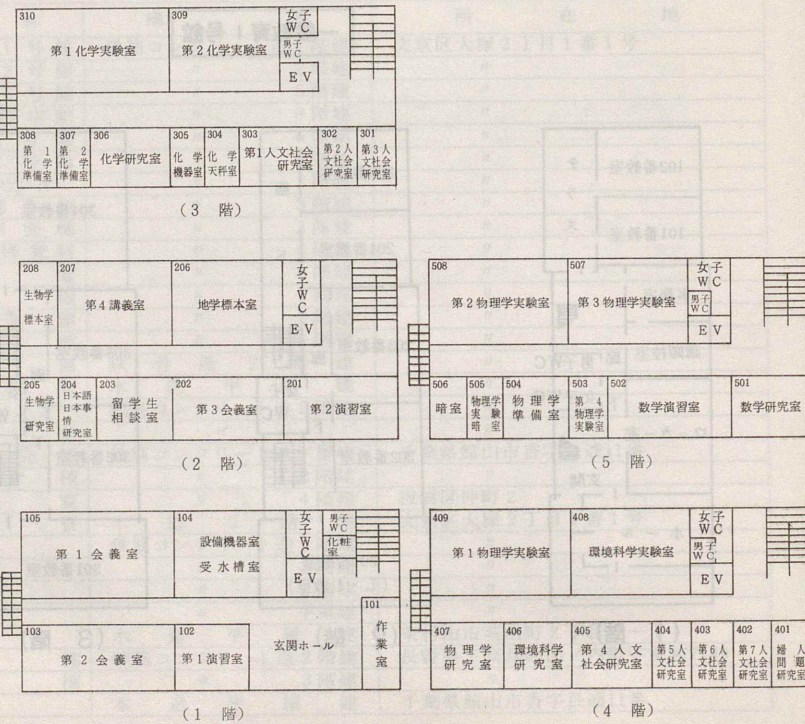
附3 教室・研究室等案内図



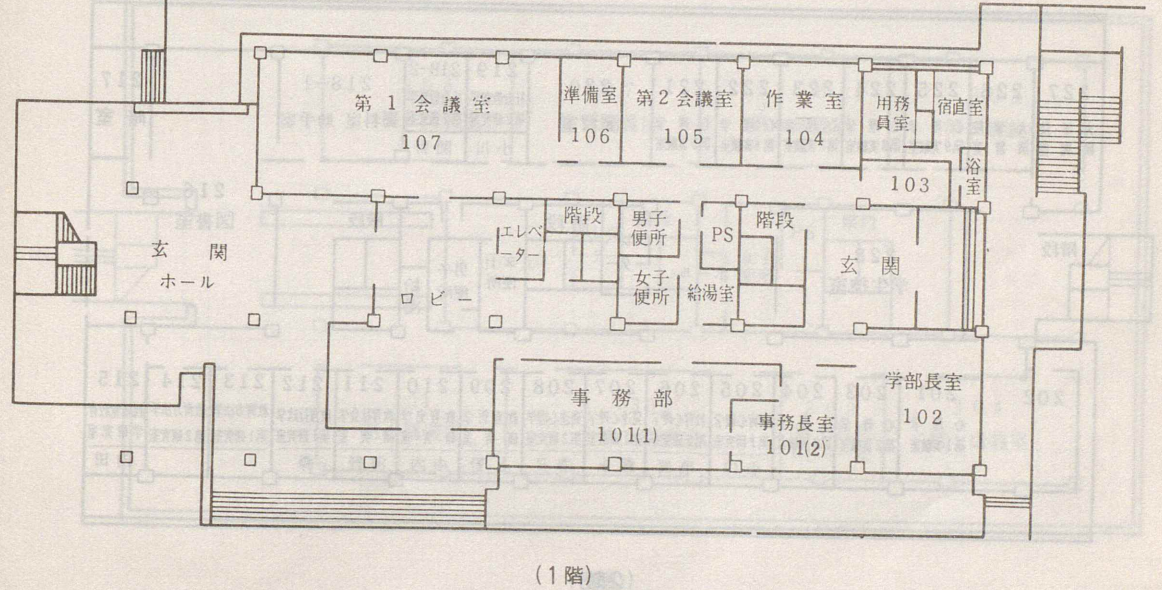
一般教育 2 号館

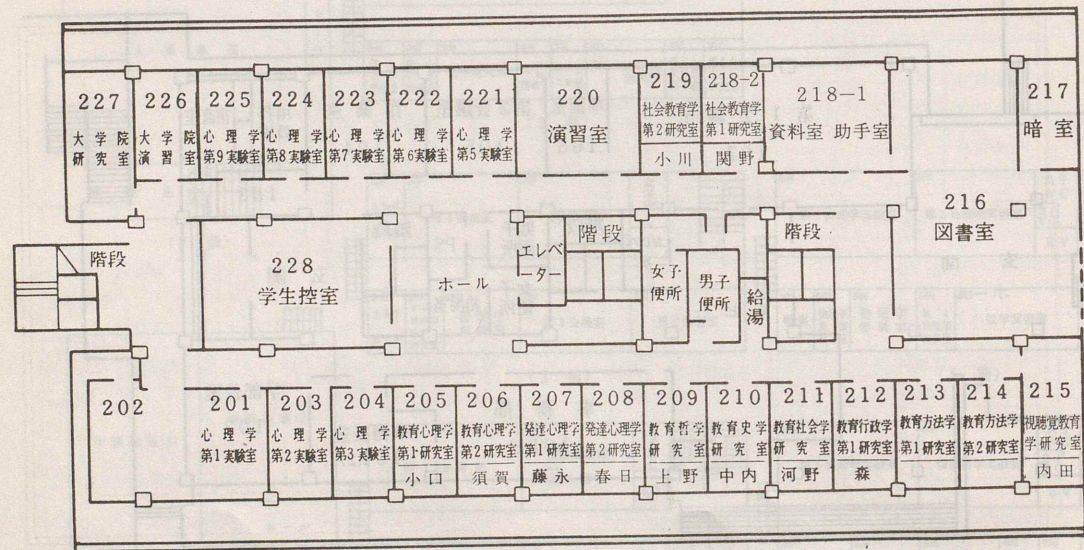


一般教育 3 号館

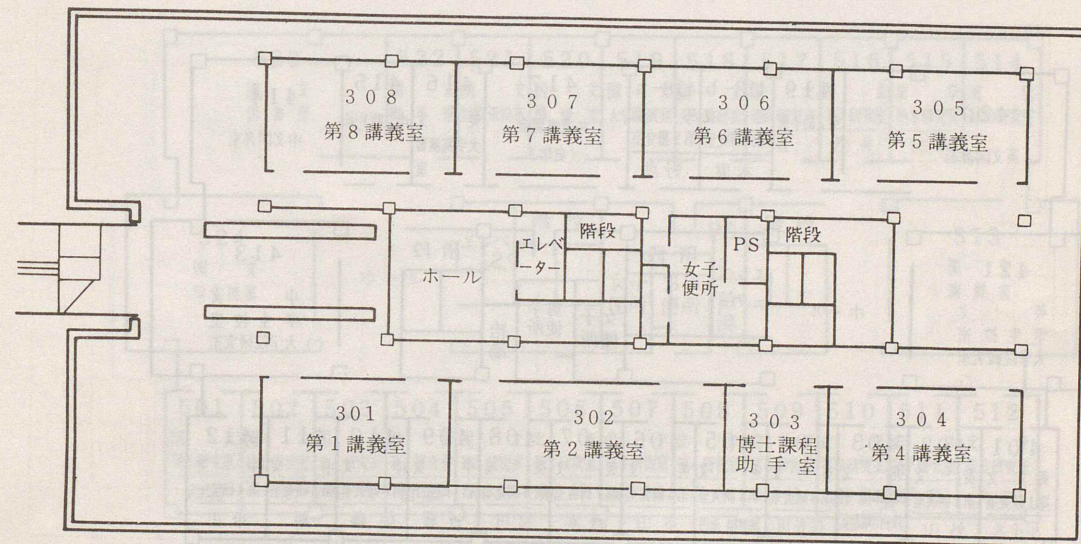


文教育学部本館

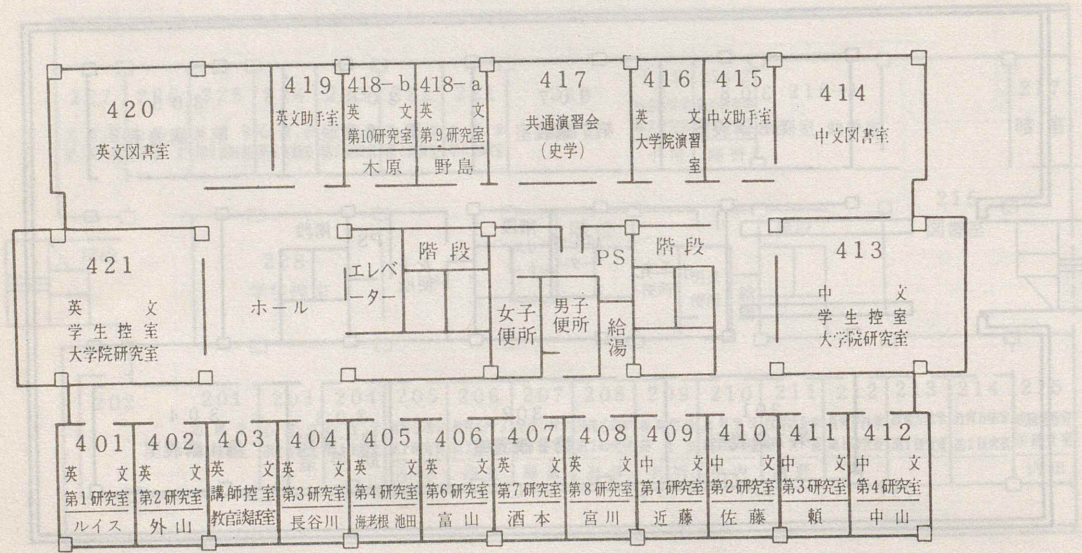




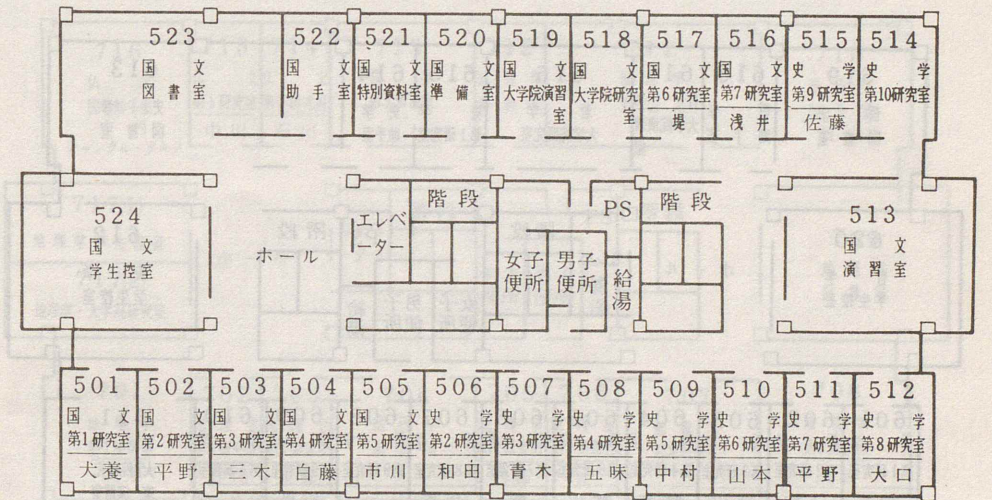
(2階)



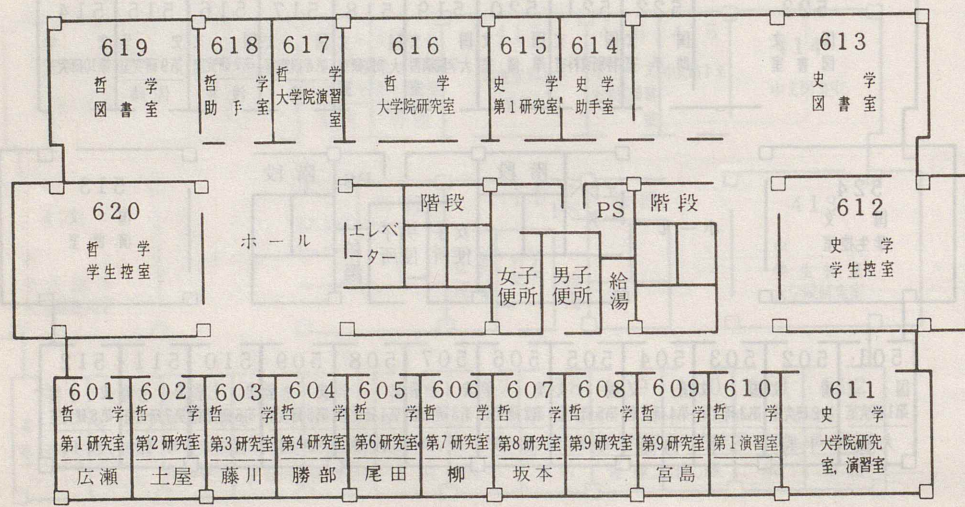
(3階)



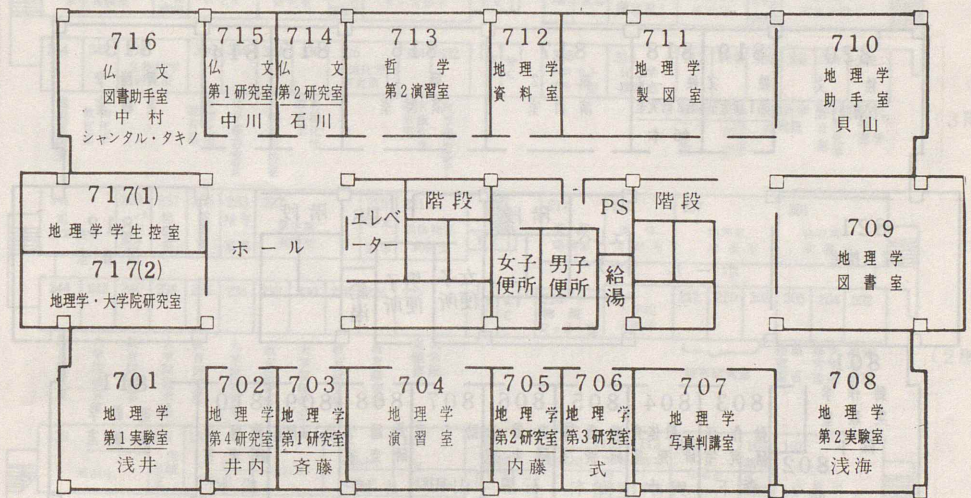
(4階)



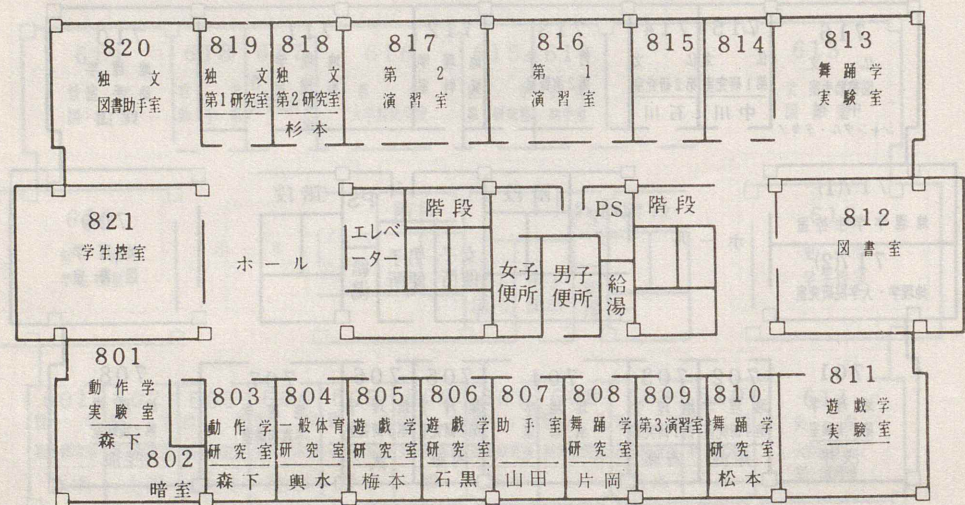
(5階)



(6階)



(7階)



(8階)

別棟

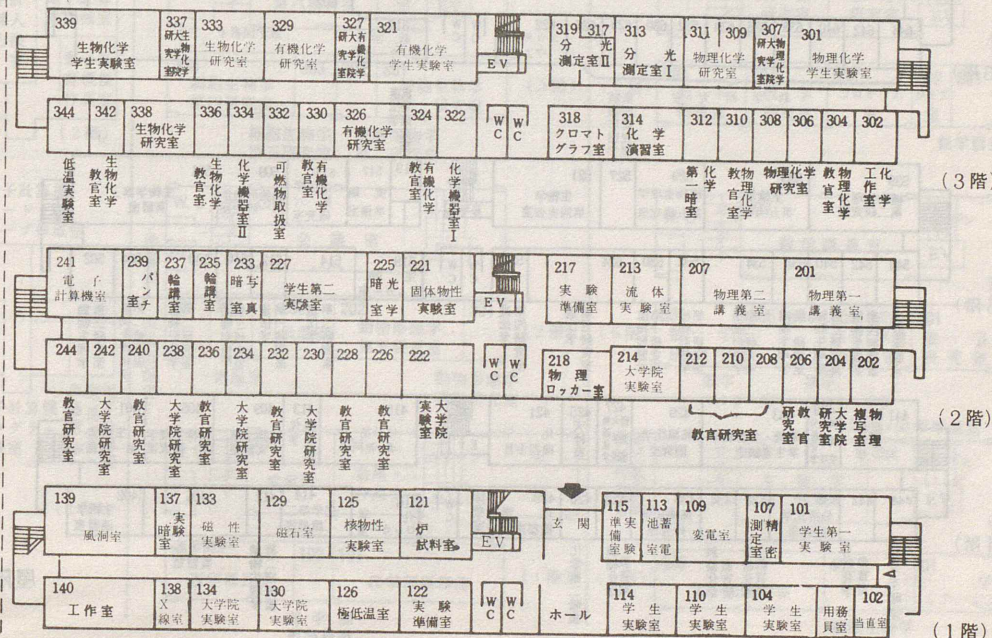
理学部1号館

薬品庫
注意・薬品庫の外壁より3米の区域内には物品をおかぬこと

ラジオ・アイソトープ実験室

動物生理化学第一研究室

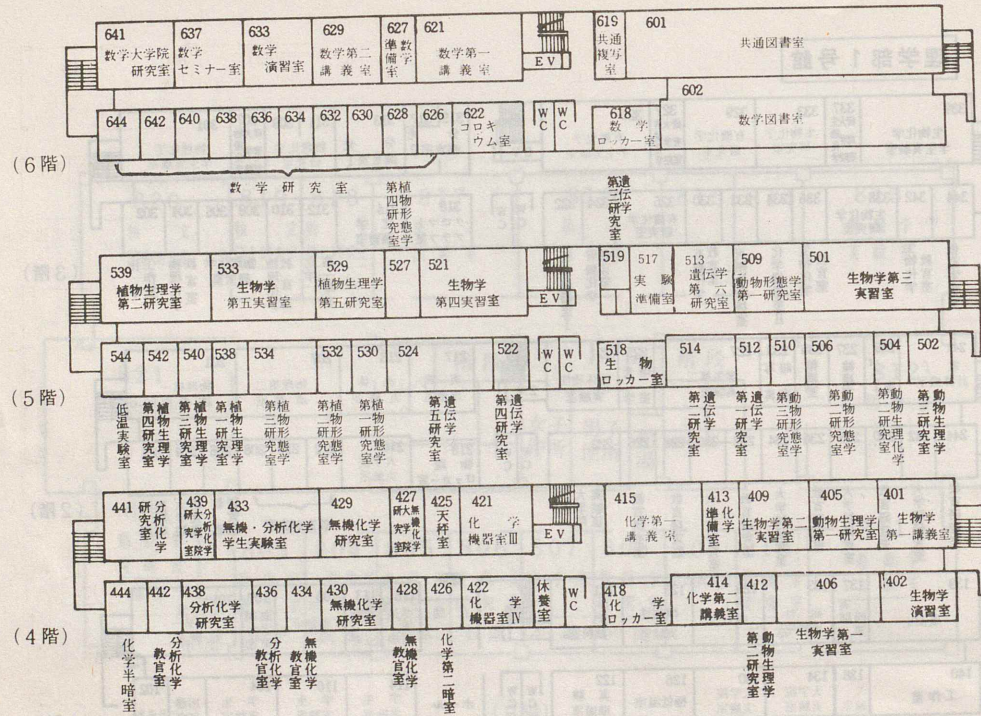
ヘリウム機械室



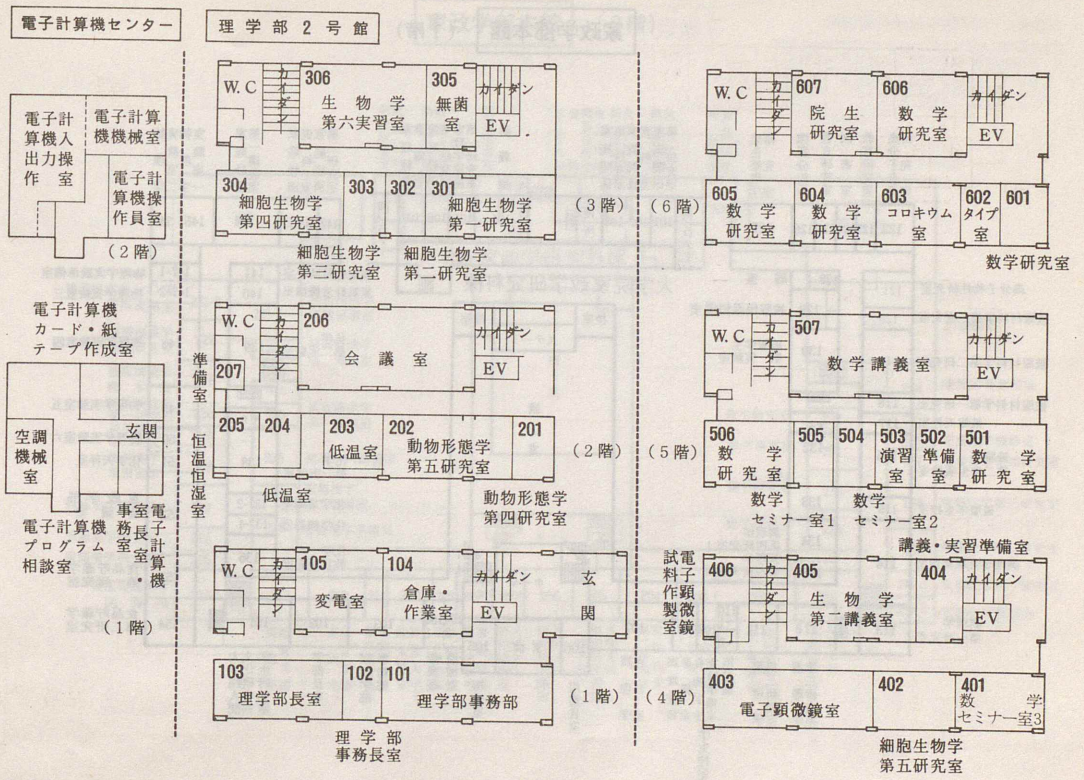
(3階)

(2階)

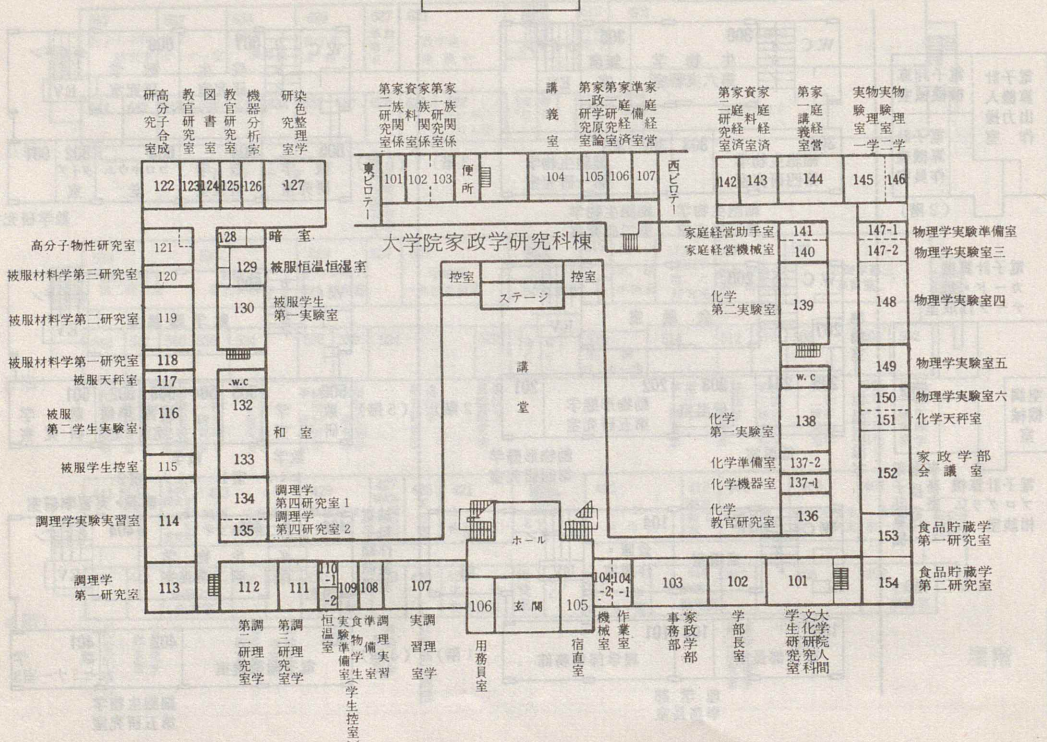
(1階)



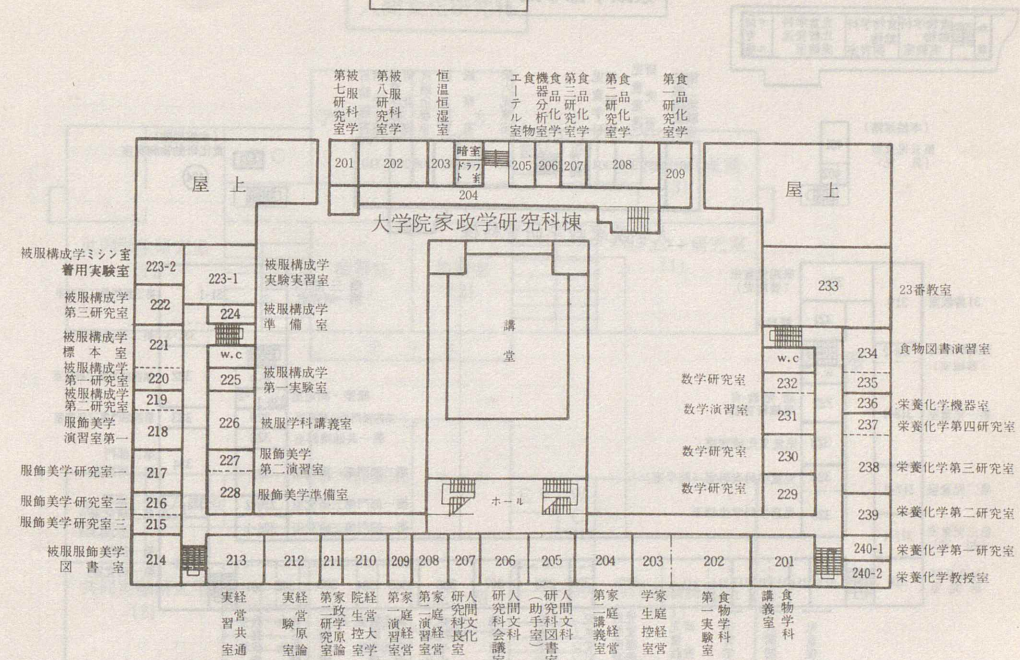
屋階



家政学部本館 (1階)

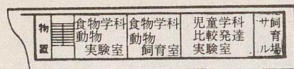


家政学部本館 (2階)

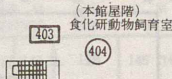
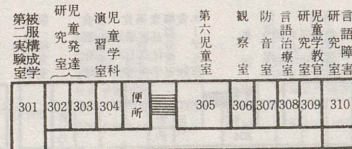


(屋階) 大学院家政学科研究科

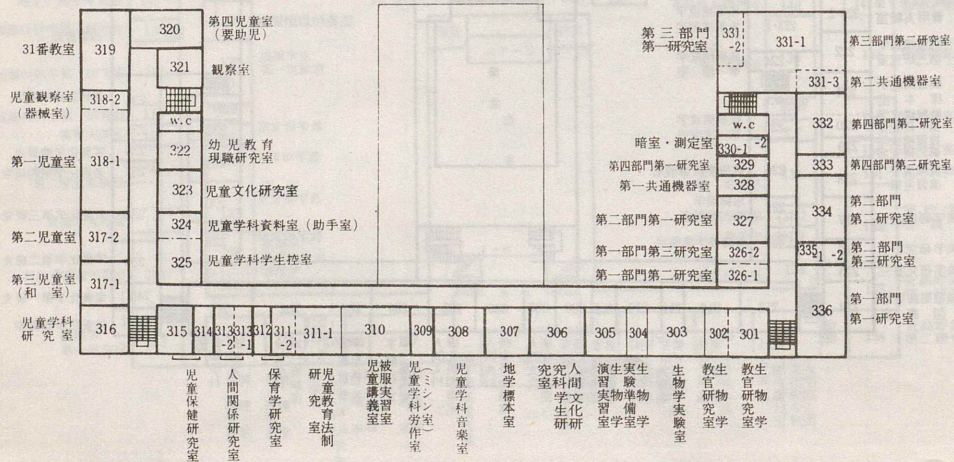
家政学部本館 (3階)



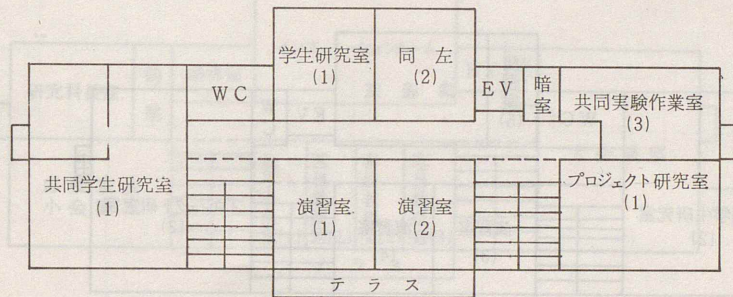
(本館屋階)
第五児童室
(乳児)



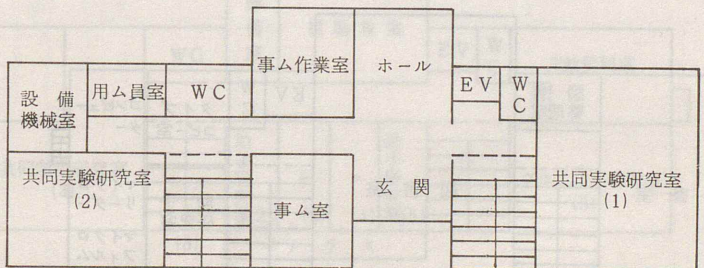
大学院家政学研究科棟



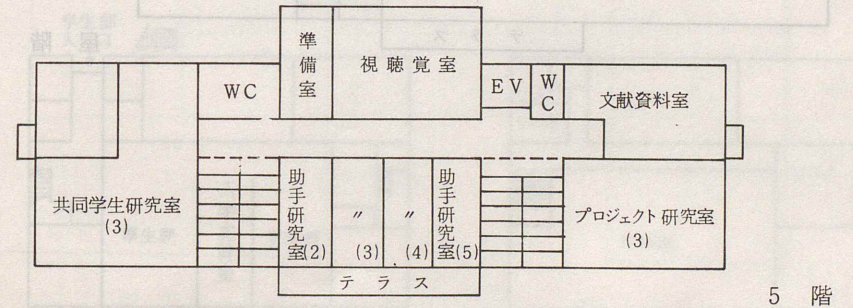
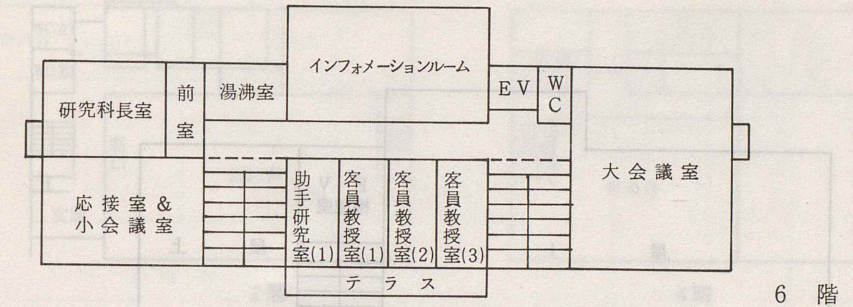
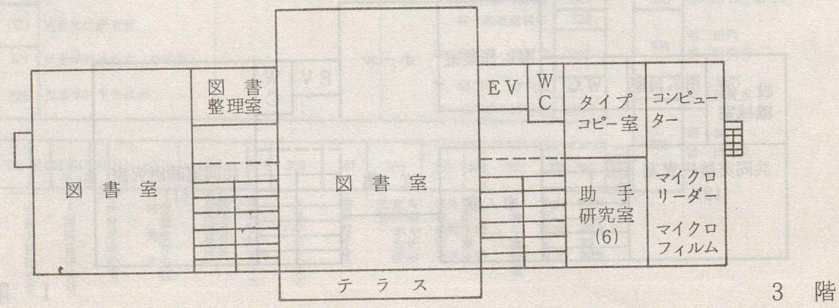
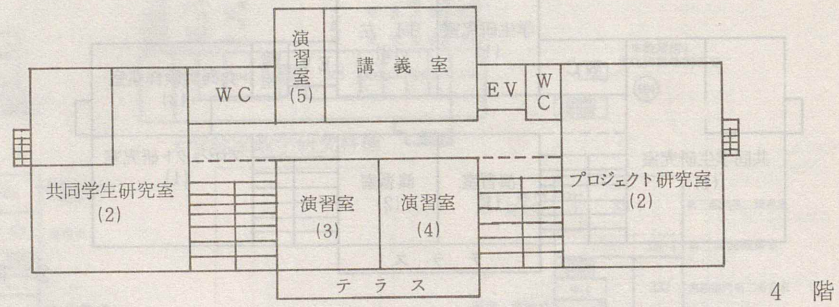
人間文化研究科

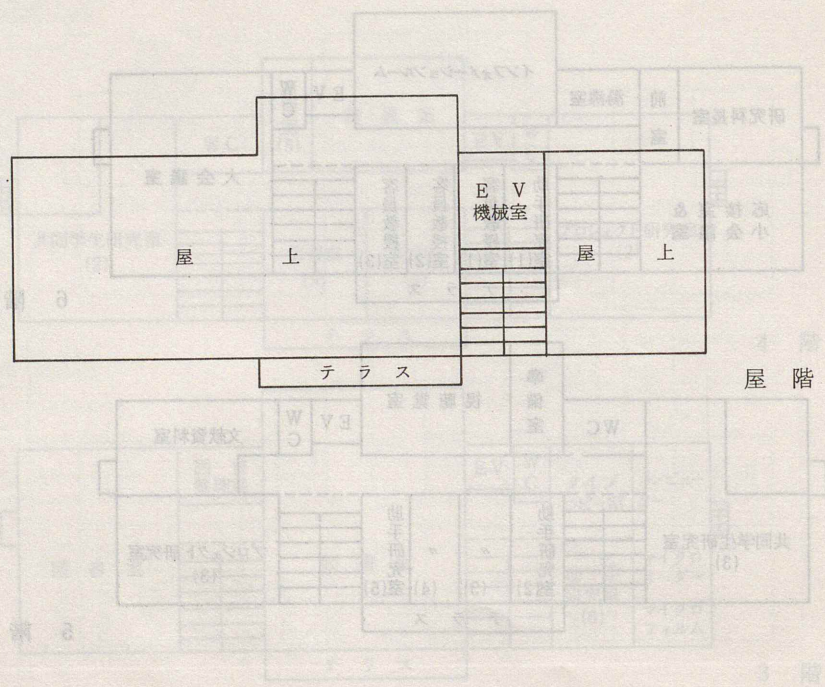


2階

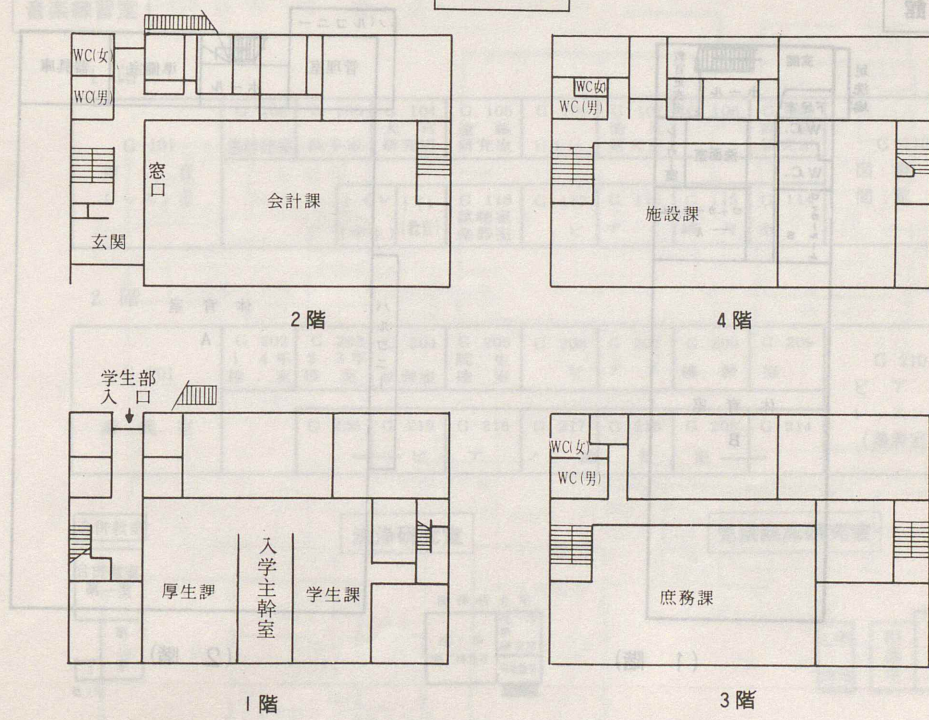


1階

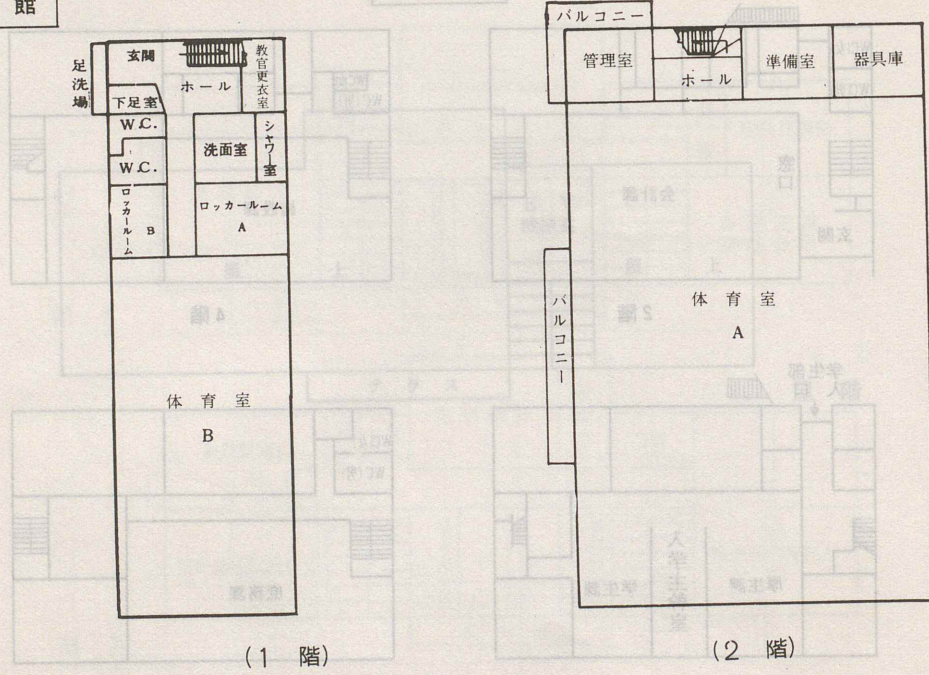




本部棟



体育館



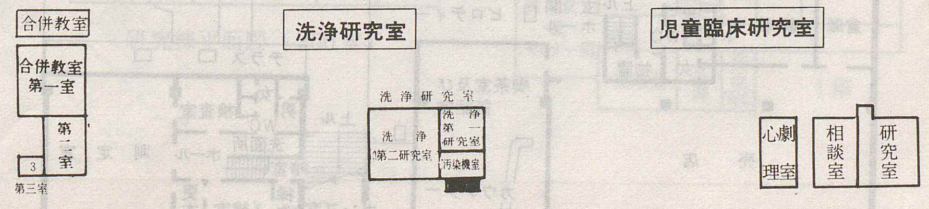
音楽練習室

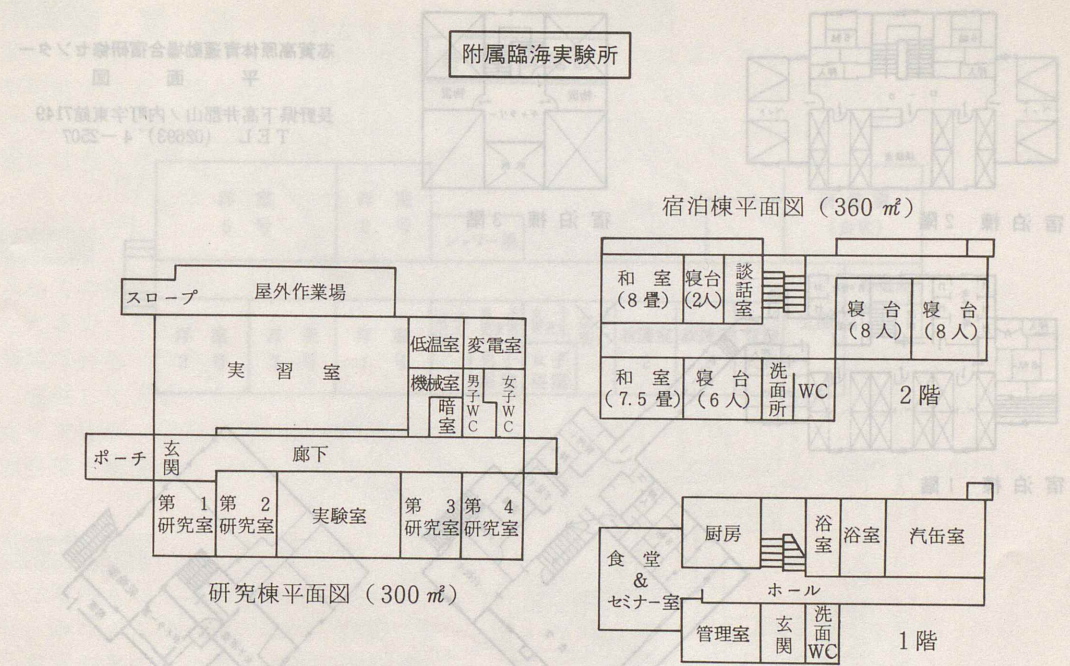
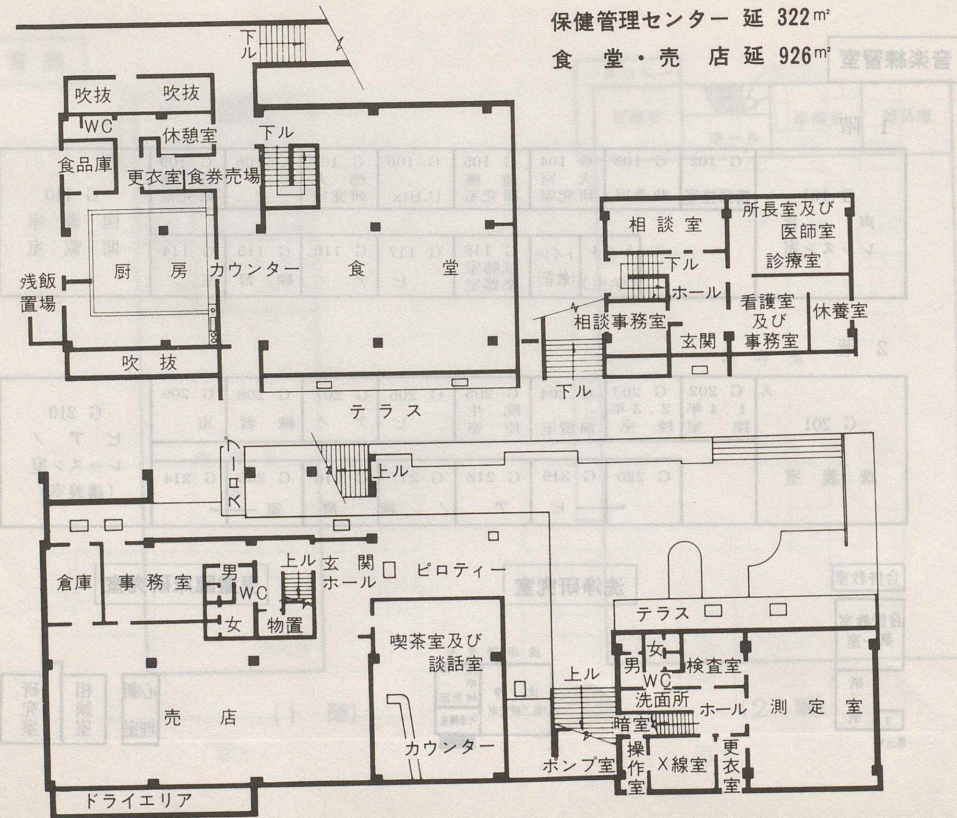
1階

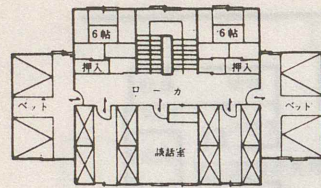
G 101 声 音 レク ス ン 室	G 102 講 師 控 室	G 103 助 手 室	G 104 大 宮 研 究 室	G 105 遠 藤 研 究 室	G 106 U.Bix	G 107 丸 徳 研 究 室	G 108	G 109 高 橋 研 究 室	G 110 図 書 室 閱 覧 室
			トイ レ (学 生)	トイ レ (教 官)	G 118 試 聴 室 楽 器 室	G 117 ビ ア ノ	G 116 ア ノ	G 115 練 習 室	G 114

2階

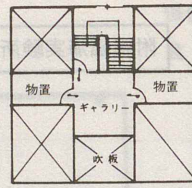
G 201 講 義 室	G 202 1.4 年 控 室	G 203 2.3 年 控 室	G 204 演 習 室	G 205 院 生 控 室	G 206 ビ ア ノ	G 207 ア ノ	G 208 練 習 室	G 209	G 210 ビ ア ノ レ ク ス ン 室 (講 義 室)
			G 220	G 219	G 218	G 217	G 216	G 205	G 214



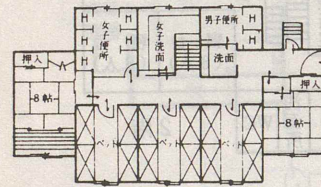




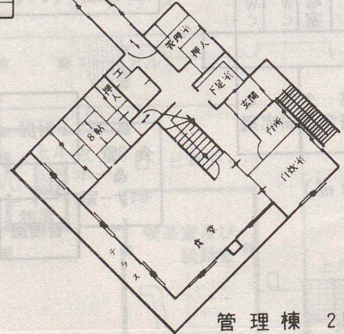
宿泊棟 2階



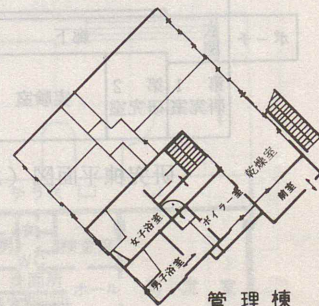
宿泊棟 3階



宿泊棟 1階



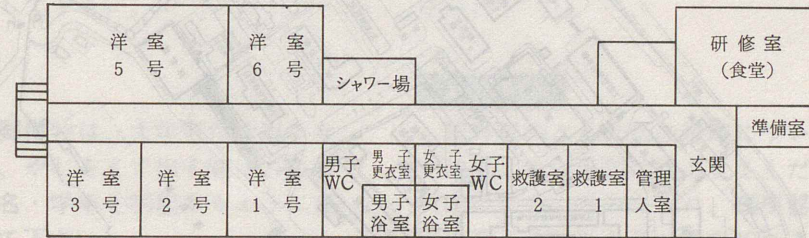
管理棟 2階



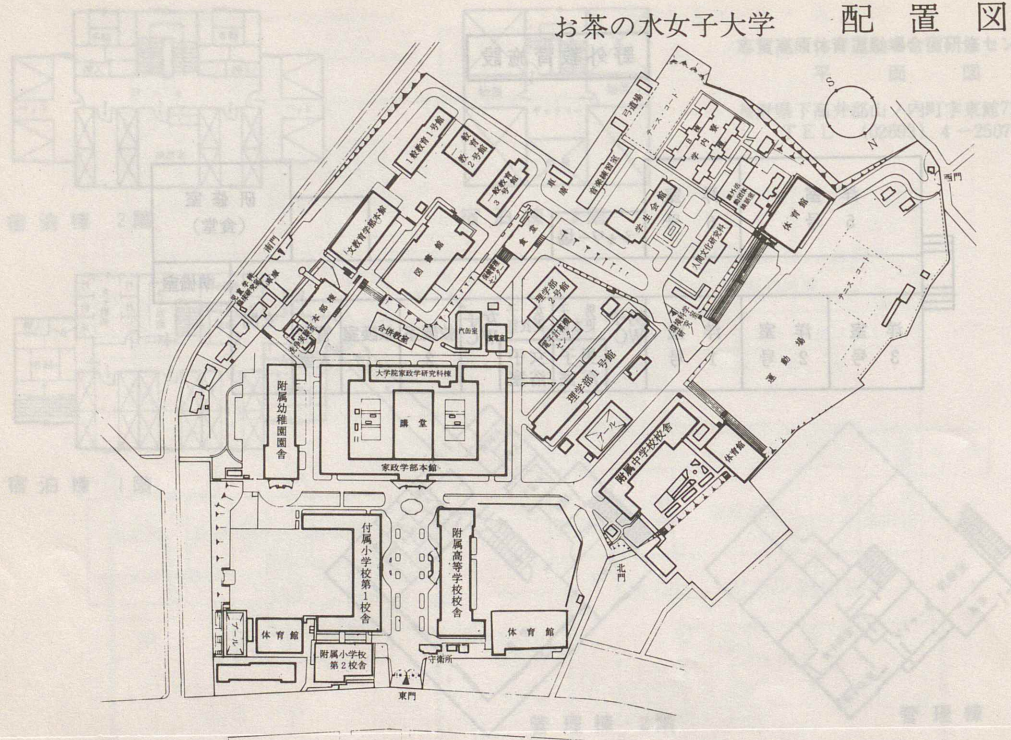
管理棟 1階

志賀高原体育運動場宿研修センター
 平面図
 長野県下高井郡山ノ内町字東館7149
 TEL (02693) 4-2507

野外教育施設



お茶の水女子大学 配置図

**れんらく**

外部から学生への個人的な連絡の取り次ぎは不可能ですが、病人その他緊急を要する場合は伝言・掲示等で連絡しますから、連絡板に注意して下さい。

郵便物

個人あての郵便物は、大学気付で出さないでください。やむをえず出す時は、あなたの所属学科名・学年を明記するように差出人に連絡して下さい。自治会や文化部、運動部宛の郵便物は学生会館の各部の郵便受に入れられます。

学内を美しく

最近では学内もいくぶんきれいになってきました。みなさんの一層の協力をお願いします。日常の身のまわり、行事の後始末など特に注意して、みんなで美しく気持ちよい学内にしましょう。

盗難予防

授業には教室の移動が多いので、席を立つ時には、必ず身の廻りに気をつけ、また盗難予防についても各自で気をつけてください。

火災予防

屋外屋内とも火気の処理については各自が注意し火災予防に協力してください。所定のもの以外のコンロ、暖房器具等の使用は禁じられており、構内でたき火も禁じられています。廃品を焼却する必要がある場合は焼却炉を使用してください。

遺失物

学内の遺失物は、学生課で取り扱っています。学内で落し物を拾得したとき、また忘れ物をしたときは、学生課へ届け出て下さい。



お 茶 の 水 女 子 大 学

東京都文京区大塚2丁目1番1号

電 話 (943) 3151大代表

学 内 寮 (945) 0044・0045

大 山 寮 (958) 0131~0134